商工だより

第四号



1953

10月

新商工會議所法生れる　中村貞三
配置家庭藥と税　後藤謹二

隨想
奈良というところ　竹堂生
大和のうしろ姿　光森落張子
窓口偶感　津國英三
中小企業金融に就ての私見　小山繁二

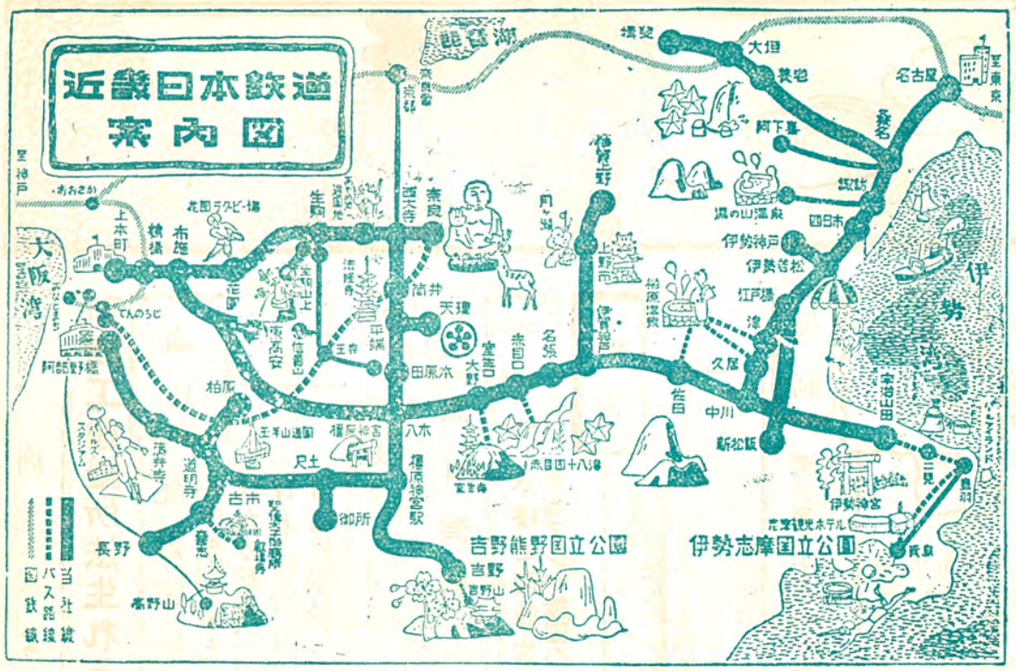
時言
ベリヤ追放の眞想は斯うだ　町の小商人
私達の言葉
事業税の廃止を望む　○□商店
税性精神分裂症

商店經營
お店番のコツ　笠原治郎
もし〳〵辭典
あなたのお店は損か得か

解説
新発足の中小企業金融公庫法の話
中小企業関係の新らしい法律
今年限りで銭はなくなる

○會議所の會費と税金の關係
○中小商業振興對策政府へ要望
○會議所最近の動き

奈良縣商工会議所編


近畿日本鉄道
案内図
大阪湾
阿部野橋
上本町
布施
生駒
奈良
西大寺
天理
桜井
八木
橿原神宮駅
御所
吉野
長野
高野山
柏原
王寺
法隆寺
斑鳩
平端
田原本
宇陀
名張
赤目口
榛原
大野
室生
赤目四十八滝
伊賀上野
伊賀神戸
伊賀鉄道
伊賀線
伊賀八幡
伊賀焼物
伊賀線
伊賀
伊勢神戸
伊勢若松
江戸橋
久居
中川
津
松阪
本居宿
三雲
伊勢神宮
伊勢志摩
国立公園
伊勢志摩
国立公園
吉野熊野
国立公園
吉野熊野
国立公園
鳥羽
賢島
観光ホテル
四日市
桑名
名古屋
阿下喜
関
湯の山温泉
鈴鹿
亀山
大垣
養老
揖斐
琵琶湖
至東京
至神戸
花園ラグビー場
近鉄百貨店
布施
上本町
てんのうじ
阿部野橋
大阪湾
柏原
王寺
法隆寺
斑鳩
平端
南大和
生駒
奈良
西大寺
天理
桜井
八木
橿原神宮駅
御所
田原本
宇陀
名張
赤目口
榛原
大野
室生
赤目四十八滝
伊賀上野
伊賀神戸

商工だより　第四號

新商工會議所法生れる……中村貞三…一

論壇

配置家庭藥と税……後藤謹二…二
輸出振興策と中小企業……四
儲かる輸入、損する輸出……四
日本經濟のジレンマ……九
行政整理果して出來るや……三

隨想

奈良というこころ……竹堂生…五
大和のうしろ姿……光森落生…五
窓口偶感……張子…五
ベリヤ追放の眞想は斯うだ……津國英…六
水爆と兩陣営今後の動き……七
東南アジヤ諸國の日本商品批判……一〇

時言

○MSAとは何か……一四
○新發足の中小企業金融公庫法の話……一六
○中小企業関係の新らしい法律……K生…一六
○第十六國会で成立の税制改正の主要点……三〇
○今年限りで錢は無くなる……四一

解説

税制

青色申告十八の新特典……三〇

商店經營

お店番（店員）のコツ……一〇
売場寸言……一三
もしく辞典……一三
あなたのお店は損か得か（經営分析のはなし）……笠原治郎…一七

金融

中小企業金融についての私見……小山繁二…二五
新公庫の貸出限度三〇〇万円……二七

私達の言葉

税性精神分裂症……一四
青色申告者は斯く望む……一六
事業税の廃止を望む……一八
民謡が欲しい……一九

見たまゝ聞いたまま

誰にも必要な新らしい礼法（二）……ポーイ…二七
アチヤラサンの食事……電気の虫…二一
螢光灯のはなし……閑人…二二
人間のかづ……株屋の小僧…九
ダウ式平均……貴金属商…二三
金の自由販売……二四
天気予報売ります……二五
世界各国行航空郵便料……二五
沖縄の物価……二六

○俳句

五題……小山草綠…二三

○商店□入道…二六
○青町の小商人…二三
若草山人…二四

會議所の頁

新らしく生れた商工会議所法（全文）……二三
地方税制改正に関する要望……二四
中小商業振興対策に関する要望……二三
我等の要望
電話料金（電話番号簿）に関する要望と其の回答……二四
會議所最近の動き……吳
會議所の會費と税金の關係……四一
商取引あれこれ……四二
貨ホールを御利用下さい……四六

日本染織工業株式會社
取締役社長　越智岩太郎
営業種目
輸出・内需綿・スフ・麻織物並に蚊帳地の製造販売
晒、シルケット、染色、樹脂加工並に蚊帳地染色仕上、縫製加工
本社　奈良市油阪町一〇五　電話奈良四六七一
本社工場　奈良市油阪町一〇五　電話奈良四六七二
商事部　京都市中京区蛸薬師通東洞院東入ル　電話本局九七九一九〇四
西大寺工場　奈良県生駒郡伏見町西大寺　電話西大寺三八
川上工場　奈良市川上町三六七　電話奈良三二二
岸和田工場　岸和田市上町七七七　電話岸和田二三一

奈良名物
大仏
本舗　奈良市西木辻町九二
電話(奈良)二一三二九番

日本交通公社直営
奈良ホテル
奈良市高畑町
電話四一〇一一三



君モ……
僕モ……
品ノ良イ!!
筆墨製造業
寶文堂
奈良市小林町八番
電話三一三番
振替口座(大阪)一三七一四五番
(東京)八一六四二番
三住友銀行
南都銀行
日本勧業銀行
取引銀行
奈良支店
奈良支店



新商工会議所法生れる

中村貞三

懸案になつていた新商工会議所法案が今次の特別国会に於て自由、改進、左社右社、分自の各党共同提案によつて提出され、去る七月二十三日衆議院を、二十七日には参議院を通過し、八月一日に法律第百四十三号を以て公布され、来る十月一日から施行されることになりました。

改正の内容は、全面的な改正で、現行法は僅か八カ条から成り立つているに過ぎないのが、改正法は実に本文九十一カ条、附則二十三項からなる一大組織法ともいうべきものであります。

施行令としての、政令は九月三十日附で公布される予定で、それが出てから通産省の担任事務官の説明会も計画されていて、其の後でなければ、全貌をつかみ得ない箇所もあるのですけれど、これまでと変つた主なるものだけを簡明に拾い上げて見ることにしましょう。

一、特殊法人化

現行の商工会議所は民法第三十四条に依る普通の社団法人であつたのが、独立した特殊法人として大きく公共性を認められたこと。

この必然性として、登録税、所得税、法人税、地方税の全部にわたつて、非課税対象とされたこと。

二、地域団体的性格の附与

現行法では、商工会議所は純粋な会員組織であるが、新法では従来の会員組織体の建前をとりながらも、他方において地域団体的性格をも附与され、その地区内の一定資格を有する凡ての商工業者を『特定商工業者』として、会議所の最高意思決定機関を構成する議員の選挙権を与え、その権利の行使を通じて商工会議所の公正な運営に参加出来ること。

『註』

(1) 会議所会員は原則として、更に会員としての選挙権があるから、会費一口会員で二票の権利(口数多数の場合はこれ以上)があることになる。

(2) 議員の被選挙権は会議所会員でなければ附与されないこと。

(3) 特定商工業者としての一定資格は土地の状況に応じて定款で決められ、商工会議所で登録される。

(4) 特定商工業者には一定の負担金を賦課できること。

三、組織の強力化

議員総会を法制化し会議所最高の意思決定機関とされたこと。

『註』

(1) 議員数は三十人以上百五十人以内で定款で定められる。

(2) 議員の選任方法は、(一)会員及会員以外の特定商工業者が、投票によつて会員の内から選挙した議員、(二)部会が部会員の内から選任した議員、(三)功労者又は学識経験者として会員の内から選任した議員、の三種別に分れる。

(3) 従来の理事制度を廃され、議員中から定数の三分の一以内の常議員が選任される。

(4) 議員及役員の任期は三年以内に於て定款で定めることになつているが、設立当時に限つて、一年六カ月を超えてはならないこと。

(5) 役員は、会頭、副会頭、専務理事、常議員、監事及理事を以て構成される。

(6) 部会の設置は従来任意であつたのが、法によつて設けなければならないことになつたこと。

四、事業の拡張

従来の会議所は、事業者団体法によつて制肘を受け、その機能を十分に果し得なかつたのが、全面的に同法から外されたこと。

尚会議所の目的達成の事業として新に追記されたものがある。

(1) 行政庁の諮問に応じて答申すること。

(2) 技術又は技能の普及又は検定を

行うこと。
（3）商工業者の信用調査を行うこと。
（4）観光事業の改善発達を図ること。
（5）行政庁から委託を受けた事務を行うこと。

五、組織変更

現存する商工会議所は、必要な経過規定を設け、昭和三十年三月三十一日までに組織変更をし、通産大臣の認可を受けて、新商工会議所として発足することになつている。

今やわが国経済界の前途は、国際情勢および、最近の貿易状況からみて、必ずしも楽観を許さず、商工業の綜合的な改善発達を目的とする商工会議所の使命は今後愈々重かつ大となることが予想されますときに当り、商工会議所法が全面的に改正され、商工会議所が特殊法人として、形式的にも実質的にも強化されましたことは、わが経済界にとつて、洵に力強い極みでありますと同時に又これが運営に携わる者の責任を痛感さゝれる次第でもあります。

（奈良県商工会議所事務局長）



論壇

配置家庭薬と税

後藤謹二

本県家庭薬業の振興発展を期するためには「配置販売」という特殊？の業態を考慮に入れることが肝要である。本県家庭業の内容に於ては日を追つて進歩し日進月歩の医薬に追随して遜色なきものとなつて来ている。特に配置という性質上得意の永続性を希う上から店舗家庭薬所謂、有名家庭薬に比して寧ろ優秀と思われるものさえある現況である。

かゝる品質を持しているにもかゝわらず、戦争末期より戦後にかけて他府県の生産に比して甚だしく遅れている理由は何処にあるのか？

（一）販売の面に欠ける処があるといはなければならないこと、及び（二）課税の面に於て理解に欠けていると思われていることであると思う。而して、この両者は互に鶏と卵の如き因果関係を持つているのである。

このことに就て少しく述べて見たいと思う。

（一）販売面に欠ける処がある。

（イ）需要先に対する宣伝がなされていない。

従来は配置薬は店舗薬の如く大衆宣伝を行われず唯行商配置員のなじみと信用にのみよつていたのであるが、戦後はどの業界に於ても激甚な宣伝戦がくり拡げられている。薬品も亦その例に漏れずラジオに、新聞に、雑誌に、宣伝カーにと実に盛である。その渦中にあつて唯ひとり配置薬のみがそれを行はなくて済むという理由はない。現に他の配置薬県に於ても相当な宣伝を行つているのである。

本県業者間にもこの点には関心は持つているのであるが、少し派手な宣伝を行うとすれば、すぐに「儲けているのだろう」との考えから税の面からにらまれることを虞れて手が出ないのが現状である。資金の面で苦しいのも苦しいが、それ以上にブレーキしているのは税問題であると思われる。

（ロ）配置員の資格が弱くなつている。

専業配置員が副業配置員に比して甚だ少いことである。専業配置員と副業配置員とでは、その営業に対する熱の入れ方の異うことは自から明瞭である。業界の伸びなやむ理由の一つである。

然らば何故に専業配置員の数が増加しないのか。

これも税との関係が大いにあるといえる。

元来配置営業は通常年二回場所によつては年一回の廻商を行うのである。その時に消費された薬代を頂くと共に、薬の補充をする仕組になつている。しかも預けて置いた薬に対しての消費率は平均二三%程度になつている。従つて投下資金の回転率は最良のコンデイションにても二年となり普通三年に一回の廻転率と考えるのが至当である。その上、転宅による回収不能。薬品及外装の経年変化によつておこる廃棄薬等の損失。景気不景気によつて、消費された薬品代でさえ集金額に大きな不同がある。この集金を強要すれば得意の感情を害して築き上げた得意を失うことさえあるのである。尚その上に此の度の九州、和歌山等の如く配置先の天災地変による損害は全部配置業者の損失となるのである。

故に一度、薬を配置したとすれば、それに要した諸経費は勿論のこと配置した薬品さえも資産とは考えられない。一応損失と考えらるべきである。恰も街々にハリ出されてある広告板と同様に考えらるべきであると思う。広告をしなければ知つてもらえない、又買つてもらえないから広告板を貼り出す必要がある如く、預けて置かなければ消費されないのである。危険を冒しても尚配置を行うのである。

この広告板＝配置してある薬品＝に対して資産として考えられるべきものではなく、その信用と消費実績とが無形の財産として取り上げられるものである。

問題は、これに対する課税の有無ではなく、税務当局の考え方が問題であつて、これが専業配置員を少くしている原因である。即ち配置行為を専業にして生計を立て得るまでに得意数を増加することが大きく税の対照になることを虞れて躊躇するのである。

（ハ）課税が若木の芽をつみとつていないか。

配置を専業にして生計を立てるためには少くとも完成得意数三千戸を必要とする。得意を完成するためには「新付け」（新らしく得意にしようとする各家庭に初めて家庭薬を預けること）の年より数えて最短三ケ年を要する。その間に、初めて「新付け」した戸数が全部得意となるものではなくて漸次淘汰していつて、最初の約半数の完成得意が出来上るというのが統計の示す処である。故に三千戸の完成得意を作り上げるためには「新付」六千戸を行つて三年後に漸く目的を達して本当の利潤が挙げられるという実情である。殊に近年富山、滋賀、佐賀の進出が目ざましいために此の条件は尚悪化していると見るのが妥当である。

しかしかくして完成した得意は甚だ安定で、他の商業と異なる点であり、従つて将来を楽んで努力する所以である。

かゝる実状にある配置業態を普通商業と同列に考えて税の面で取扱うことが適当であるかどうかである。

「新付」をして得意を増したいのだが税の面でにらまれたらという不安。

新付後三年乃至四年間の最も困難な時期にさえ相当の税を課せられたり税務署へ呼び出されたり地方事務所へ呼び出される等は業者として甚だ耐え難い苦痛でさえある。安定した彼岸へ到達はしたいけれど、途中がこんなに苦しいならば、時には新付のための危険もあるのだから、副業位で細々とやつて行つた方がいゝというのが人情ではあるまいか。

徴税の側に立つて考えても、苦しい彼等の懐から絞りとるよりも完成得意を作り上げさせて後、よろこんで納税出来るやうに仕向けることが徴税の本筋ではないのだらうか。若木をたきつけにするよりも立派な用材として利用してもらいたいと思う。

何れの業に於ても、それを育成振興せしめるためには為政者の真の同情と理解を必要とすると思う。

本県薬業界のため織者の御一考を希うと共に御叱正を乞うて拙稿をとゞめる。

（奈良県薬事指導所長）

論壇

行政整理 果して出來るや

政府は行政整理に手をつけるというが果してやつてのけるだけの決意があるかどうか〝行政整理と選挙法改正法案〟の二題目は今日の国情から見てあらゆる施策に先行すべきものである。今日まで何れの内閣も念仏のように称えながらいつの時もその根本にはふれない。

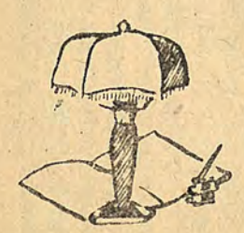
▼吉田内閣が絶対多数を擁した時ですらやり得なかつた官界刷新などは正に夢の又夢というところか。大体、首を切られる人間に行政整理法案を立案させたり、粛正さるべき議員に選挙粛正法案をつくらせたりでは、永遠に解決されないような仕組といえる。

▼大日本帝国統計年鑑によると、昭和十一年度の人口は六千九百万人で、政府役人数は六十九万六千人、国民百人対一人の役人であつた。昨年度は人口は八千五百万人を突破したとはいえ、人口増加は僅かに二割見当、敗戦国となり貧乏国となつて国民が重税に苦しんでいる二十三年度は役人数は五倍に達した。

▼昨年度の国家公務員数は百四十九万八千人で十六年間に八十万人増の年間約五万人の増加率を示している。一方地方自治体職員は十一年の七万一千五百人が廿六年には廿六万五千三百余人と三・七倍に飛躍、市町村職員亦廿七万二千余人が卅七万六百人と一・四倍となり合計して約二倍特に都道府県の職員の激増ぶりが目立つ。

▼戦い敗れて役人の数のみ増加するという皮肉の現象はいずこから来る。鉄道行政の不手際も、郵政行政の拙さも、さらに係を課に、部課を局に昇格し徒らに機構を複雑化してそれら部課濫設による人員の増加はいずれも国民大衆の重税の負担となつている現状、政府まずその根源を掘り下げて徹底的にやるというならよし、不徹底のお茶にごしに終るならやらぬが賢明。犯罪者に犯罪防止法案を立案さすようの行政整理では百年河清を待つの愚に等しかろ。

（通商産業情報五四九号より）



論壇

輸出振興策と中小企業

輸出振興対策は二つある。といつてはこれは企業それぞれが勢一杯の合理化努力をやり一方政府でも資金面、税制面であらゆる助成措置を講じた挙句、それでも力を及ばすという場合第二段階としての振興策のことだが、この二つの対策というのはつまり補給制度と二重価格制である。

しかし第二段階の対策だからといつて、第一段階がすんでから初めて動き出すというのではなくて両方が交叉する部面は多分に出て来る、実例によつてみよう。綿糸は最近非常に値上りしており、標準物の二〇番手単糸で梱十万円前後まで行つているが、輸出価格は依然七万六千円前後である。肥料でも輸出価格と国内価格との間には二割近くの差ができている。鉄鋼でも同様である。造船においてすら最近はこのような価格差がでつつある。すなわち、輸出、内需の二重価格制である。とに角こうしなければ現在でも日本商品の多くは輸出不可能なのである。

第二番目の補給金の復活についてはむしろこれは第三段階の輸出振興対策ともいうべきもので、つまり、二重価格によつて輸出価格を安くした分だけ内需におつかぶせる、内需価格を高くしてそれでつぢつまを合わせるというのであるが、それでも間に合わないときには輸出価格のどうしても割高にならざるをえぬ商品にたいしてはその差額だけ補給金を出す、まあ差し当り考えられるのは全商品の基礎的な燃料としての石炭にたいする立付だが、ここまでは非常に筋道の通つた話である。

ところで問題となるのはこのような道程を経る間において、中小企業が過当な犠牲を強要されざるをえぬということである。例えば二重価格制が現状よりさらに強化される場合について考えてみると国内消費者の負担力にだつて限度がある。それをなお且つ強行しようとすれば、業者が余ほど強力に足並を揃えねばならない。その場合弱少業者がいては足手まといである。ということになるとこれらは政府の政策においても、或いは金融面においても不遇な立場に立たせられ、その結果淘汰される運命に追い込まれざるをえない。

また補給金制度が実施される場合にしても、資金の効率とさらに金額的にも限度があるということを考えれば、すべての企業の存続が可能となるような補給金の出し方はできないだろう。とすれば補給金を出すまでに基準以下の企業は淘汰しておかねばならぬこととなる。しかもそれが自然淘汰にまかせられるだけでなく施策の面でもそういう方向がとられるとすれば、中小企業の立場は極めて深刻である。（七・二日通商産業情報五一九号より）

論壇

儲る輸入損する輸出

最近の商社は、内需とそれから輸入で食つているようなものである。政府がいくら輸出振興の必要を強調しても、商社では輸出はむつかしいもの、儲けの薄いものと算盤をはぢいているようである。そのよい証拠は本年上期の外為統計で受取十億一千万ドルにたいして、支払が一一億五千万ドル、一億四千万ドルの支払超過になつたということである。このようにここ数年振りに為替逆調がでたのは貿易外収入が減少したことにもよるが、根本は矢張り輸入が予想外に増加したためである。

なぜ輸入が増加したか、その背景を考えてみると、経審の二十七年度経済白書が指摘しているとおりの情勢が本年に入つてもそのまま続いているからである。二七年度は国内消費水準が異常に上昇した年であつた。都市農村とも前年に比べて一六%から急上昇したのだが、このような巨大な購買力はどのようにして吸収されたかというと、結局輸入増加によつて賄われたのである。消費水準上昇の市の殊に大きいかつたのは繊維の割増だが、その結果、従来生産量の六割まで輸出していたものが三割に半減して、繊維の産業の外貨取得率が極度に悪化した。

とに角このような事情で商社は輸出にたいしては消極的寧ら儲けの多い輸入に依存するという経営方針をとつて、一部の商社では黒字の計上を可能とするようになつた。

大体が輸出を阻害している最大の原因とされている国際比価割高の問題は、ちようどそれだけの巾で輸入を容易にしているものである。安いところから、高いところへ商品を移動させれば儲かるということは小学生の算術でも簡単に答えの出てくることであつて今更いうまでもないことであるが、この日本国内の物価高を解決しなければどのように輸出の振興と輸入抑制をいつても始まらない。

政府で考えられているいろいろの輸出振興策やそれから輸入の抑制策はいずれも結構には違いないのだが、なにさま経済の基調が前にいつたようなものであつては、結局末梢をのみいぢつているという弊を免れなくなるであろう。

では経済の基調を注文どおりの方向へもつてゆくにはどうしたらよいか、非常な難題だが、少くともインフレ政策は駄目だということはいいうる。もしそうでなければ日本経済が持たないというのであれば、最後の手はルートの切下げであるが、それをいうことはまだまだ早い。

（通商産業情報第五四七号より）

★ ★ ★ ★ ★

隨想

奈良というところ

竹堂生

つい先頃のことでしたが、私の旧友某と大阪で遇会しました時、友人が言いますには、孫を連れて先日奈良へ遊びに行つたが、とてもいゝ所で、君が奈良へ移つたと言うことを聞いて、羨しくてたまらないのだと。そこで私は徐ろに答えました。奈良は芸者のようだと。友人は反問して、それはどう言う訳だと言いましたので、私は説明を差控えたのですが、たつてと言うので、次のように言いましたら、友人は如何にも至言だとほめて呉れました。

芸者は一寸見ますとまことに美しいのですが、之れを家庭の人とするとサッパリです。奈良は見物に参りますと、まことにいゝ所ですが、さて家を構えて住んで見ると、物価は大阪より平均二割は高いし、気のきいたものは無いし、見物人相手のその時暮しの気分から成る不親切さ、等々々とあまりよくないことが多いので、永住する気持にはなれそうも無いのです。この点が、芸者と奈良の性格の共通点だと思います。

奈良は三条通以南は、餅飯殿通りを除いて全くの陋巷で、近代的感覚などは、薬にしたくとも無い。家の軒は低く、採光は全然なつて居ない。電車通り以北、それも法蓮に足を入れると、家の建方も都会風で、住宅街らしい所があるが、観光都市を以て誇りとする奈良としては、すべり阪登大路以東丈が観光的であつたらよいと言う訳には参るまいと思う。県の責任か、市の責任か、何れかは知らぬが、もう少し何とかなりぬものかと思う。個人の住宅でもそうであるが、客間だけは立派だが、台所便所風呂場居間がきたなくては、全くの困りもので、である。関係者の力の入れ所を少し変える必要があるように思われる。

それからもう一つ苦言を呈しますが、奈良と古文化とは切つても切れぬ因縁がありまして、決してそれを粗末にしようと言うのではありませんが、近代感覚の充満した観光施設も、並行的に進めてもらいたいと思います。吾々は味噌汁も吸うが、ハム・サラダも喰べるのですから、特に洋食一遍倒の外客を迎える機会を多くするためには、古文化古文化とばかり言つて居ないで、新文化のスバラシイのも採り入れては如何でしようか。奈良朝の展開は、その当時の新文化の開花によるもので、断じてその当時の古文化に由つたものではなかつたのでした。此点の反省も必要なのではないでしようか。（二八・八・八）

（奈良県立短期大学々長）

隨想

大和のうしろ姿

光森落帳子

○心をうつかすかなしるし

友人が来たので奈良市内の案内に出かけた。私は誰が来ても見物には第一に大仏さんを見せる、大仏さんは大人にとつても心の古里である、この前に立つと、たいがいの人が余りにも小さい自己を反省する機会を得て、日頃大人らしい顔をして虚勢を張つているが、こゝでは心の隅に忘れてあつた童心に蘇り、先程まで威張つていた人も、素直に真実の自分にかえり、にこ／＼しながら、僕が中学時代に来てから二十幾年目だなあとつぶやきながら、あの掌に人間が四人も乗れるといふのは本当だろうか、どうしてこのような大きなものを鋳造したのだろうとか、こゝに来ては子供達のもつ疑問と同じ程度の疑問をもち、愚問賢答にいかにも楽しそうに大仏さんの周囲をくる／＼廻つてなんともつかない溜息をついているよと、語りつゝ東大寺に来て入場券を買つた、渡された入場券をみると今迄の極めて事務的なものとは異なり、表面には美しい大仏の写真があり、その下欄には御身長五丈三尺五寸、顔の長一丈六尺、目の長、鼻の高等々くわしく書かれ、裏面には東大寺の由来を詳細に説明して、見取図まで添えてある、入場券を活用してこのこまやかな心づかひ、友人は歩みながらこれを読んでいる、やがて大仏の前に立つと、耳の長はで八尺五寸だと書いてあつたね、と自問自答して微笑している、私達は入場券に記載された説明を通じて十二分に見物し更に、春日神社の宝物殿に入つた、こゝの入場券も亦日本紙で、しをりに役立つように考案せられ、秋草に朱塗の燈籠をあしらつた、ゆかしいものであつた、この二つの、かすかなしるしは旅する人の心をくみとるのに十分である、友人は二枚の入場券を大事そうに書籍の間にはさみつゝ、奈良はいゝなあ！といつて呉れた、このように人生の機微にふれるということは六カ敷いことである。芥川竜之介氏は天才や俊才からは大詩人や、経世家は決して出ない、人生の機微にふれ得る人からこそ、大詩人や経世家が生れるのだと書いてある、私達は

かすなるしるしの入場券を憶うては自分達御互の仕事につい深く反省させられつゝ春日神社の木下闇を無言のまゝ静に歩いて帰るのであつた。

われをわが見つめいるなり夕端居　蕪城

○足袋のうら

今年の春郷里の中学生が修学旅行に来た時、友人の女の子も一緒だつたといつて、私の家に訪ねてくれた、奈良にも一泊して見物したというので奈良の印象を聞いてみると、鹿と大仏さんと、宿屋の女中さんの足袋の裏の汚れていたことだという、鹿と大仏さんは子供らしいが、宿屋の女中の足袋の裏は子供としてはませた事柄なのでこれをたゞしてみると、お膳を運んで去る女中さんの後姿に足袋の裏が見え、それが余りにも汚れていたので私達は御飯がおいしくなかつたのです、と答えそれから私の子供達に旅行中に買つた色々の土産物を見せて、これはお母さんへ、これは妹と包を解いてはいかにも子供らしく、いかにも嬉しそうである。やがて急にセンチな顔をして、この土産を持つて一日も早くお母さんのもとに帰りたくなつたという、これを聞いていた私は、さきほどおませな子供だなあ！と思つたことを済まない気がした、そしてふと自分も中学時代の修学旅行中、とある宿屋で蜆の二ツ三ツはいつた味噌汁が水のようにつめたかつたことを憶いだし、この子も奈良の宿屋に於ける女中さんの足袋の汚れは一生涯頭のどこかの隅に残されるであろうと思つた。

古里に旅籠住いや蜆汁　橙黄子

（筆者　奈良労働基準局長）

随想　窓口偶感

津國英三

昨年末奈良に国民金融公庫の支所が、開設されてから約八ケ月、大分県民の皆様にも御馴染になりまして、毎日色んな御客様が窓口を訪れます。

□調査の時、同業者に知れませんか。

△近所に知れると、嫁入にも差支えるので。

○調査した事柄を外部へ洩らすことは禁じられて居ますし、隣近所へも判らない様に、調査して居ます。借金する事は、自慢にはならぬでしようが、今日日本経済の底の浅さから、何処共資本蓄積は少なく、大会社でさえ、自己資本の数倍、数十倍の借入金無くしては、経営が成立たない現状から見て、中小企業者が真面目な資途の為、借金する事は、別に恥だとは思われない矢張当地は、戦災に遭つて居ない古都丈に、封建的であり、特に農村等に於ては嫁入にも差支えると聞いて驚いて居ます。消費資金なら兎も角、事業資金ですからね。寧ろ大都市では借金するのが、自慢にさえなつて居る位です。然し不必要な資金は借りぬ、と云う当地の傾向は良い事ですね。

封建的と云えば当地の商売人は消極的ですね。例えば近所の酒屋さんですが、夏に氷冷のビールを売つて居ないのです。当然のサービスと思いますが。仮令冷し賃を取るとしても、又私方で冷麦茶用の氷を買つて居るが、午前、午後に分けて持つて来て呉れると、都合が良いのですが、朝一回切りです。他所ではこんな事は無い様です。「別にそんなに迄しなくても」と云うのでしよう。成程そう迄せなくても、結構やつてゆけるでしよう。然しそう云つた消極性が、知らない内に、時代に取残される、原因となるのではないでしようか。歴史の古い大和売薬が、富山に盛名を奪われたのも、其の一例でしよう。

又商品の種類が少く、値が高いのも事実の様です。或る業者は「一寸した品は当地で買うが、値嵩品は大阪で買うので困ります」と。然し其の一寸した品でさえ現に私方で、大阪迄出掛けた事が、二三に留りません」借金の必要に迫られ乍ら、同業者に知れるからとか、知つた人が申込む迄とか、逡巡して様子を見て居る人が多い様ですが、新しい制度、機関を利用するのに、もつと積極的であつて欲しい、もつと素直であるべきですね。

□消極的と云えば県自体観光県で、商工行政には積極的でないので。

△商工部が無く指導が足りない。

○そうは思いませんが。担当部課長も居られる事だし。寧ろ地方の町村の責任者、商工会の幹部と云つた人達の熱が足りないのではないでしようか。公庫の場合でも他県の例に依ると支所が開設されると、そう云つた人達が相談に見えて応接に暇が無いのですが、当地ではそう云つた事もありません。又今迄各地で公庫の説明会を開きましたが集りも悪いし、質疑応答も低調です「別にそう迄しなくても」と云う処でしようか。

□私の方は奈良迄二時間位かゝるのですが、町役場で取扱つて貰えないですか

△町の商工会で斡旋して呉れると助かるのですが。

○今云つた様に町村なり商工会で責任を持つて便宜を計つて貰えれば、そう云つた事も考えたいです。

□御忙しい処を御邪魔しました。

○いや、私共こそ。狭い窓口から覗いた、見当違いの勝手計り申上げた様ですが、悪しからず。

（国民金融公庫奈良支所長）

時言

ベリヤ追放の眞相は斯うだ

スターリンが亡くなつた当時、クレムリンの新しい指導者たちの間に、果して権力ないし勢力争いが生じないかどうかについては、当時大体二つの見方が行われていた。その一つは、そのようなことは起りそうもないというのであり、他の一つは起りそうだというのであつた。第一の見方としては、たとえば、スターリンの死去が発表された三月五日に、アメリカの有名な夕刊紙イーヴニング・スターは、「クレムリン内部における権力争いの可能性は非常に割引して考えねばならない。党幹部はこのような争いは、かれらの権力およびソヴィエト帝国にひびを入らせることをしつている」と述べた。またイギリスの有力紙ロンドン・タイムズは、三月九日の紙上で「ソ連政府の異動の意義について最も危険な誤解の一つは、現ソヴィエト指導者らが互に相争つている、あるいは争おうとしていると考えることである。もしこういう考えが西欧側の対ソ政策を支配するとなれば（アメリカでは広くこの考えが行われていると報道されているので）恐るべき結果を招来するであろう。ソ連新政権の組織に関する発表の早さからみて、その構成について根本的な意見の不一致がなかつたと思われる」と論じた。

けれども、どちらかといえば、この第一の見方よりも第二の見方が一般に有力であつた。第二の見方としてはたとえば三月六日のニューヨーク・タイムズは、「スターリンがクレムリンに残してゆく空白は、内部的混乱なしには充たされないであろう。すでに国民に対する最初の呼びかけの口調にも不安を暗示するものがある」と述べた。かの著名な外交評論家ウォルター・リップマンは「かりにスターリン在世中後継者問題について話がついていたと仮定しても、少くとも新政権の地固めの期間というものがあるはずであり、また恐らく権力争いもあるであろう。そしてこの争いは激しい、長期にわたるものであるかもしれない」と評した。また前述のニューヨーク・タイムズは、スターリンの葬儀当日の三月九日にはさらに次のようにも論じた。

「長い年月盲従の習慣を植付けられてきたソ連の大衆は、かれらの新しい支配者を受入れるであろう。しかしもしかれらがおとなしくしていない場合は、これに従わせるために使うべき武器を、マレンコフはすでに示している。それはむき出しのテロというスターリンのお好みの武器である。すべての発表で、ベリヤの名前がマレンコフにつぎ二番目にでてくるのはこのためだ。なぜなら、ソ連の国民にとつて、ベリヤは秘密警察を意味するからである。しかし、もしマレンコフが自分の権力を維持するために、ベリヤの部下の凶漢どもを利用しなければならないとすると、かれの権力なるものは安価な不安定なものではないか。独裁者より下のすべてのものは、その独裁者の足もとのごみにもひとしいというような国柄にあつて、ベリヤはいつまでも第二位にとどまることで満足しているであろうか。こういつた気持は、今日の葬儀に参列する誰しもの脳裡を去来するであろう。次は誰の葬儀かという誰もがいわず語らずの問題とともに。」

では、その後の事実はどのように発展したかというに、医師暗殺団の釈放（四月四日）という異常な事件にひきつづいて、グルジア、アゼルバイジャン、ウクライナなどの政治的に特殊の重要性をもつ自治共和国（ソ連は十六の自治共和国から成つている）の党や政府の首脳部の更迭が伝えられ、これらの事件や報道をめぐつて、クレムリン内部の勢力争いが進行しているのではないかとの観測が行われていたが、七月十日になつてベリヤ副首相の追放が発表されるにいたつたわけである。つまり、すくなくとも今日までの発展に関する限り、第二の見方が正しかつたことになつたもののようである。しかし、この第二の見方に立つたものでも、問題がこんなにも早く表面化することを予測したものは、ほとんどなかつたようである。

思うに、一九二四年にレーニンが死ん

だときにも、今日のような後継者問題が起きたが、そのときは、スターリンがその第一の競争相手トロッキーを追放するのに成功したのは、レーニンの死後約一年半もたってからであった。ところが、こんどは、ソ連の新指導体制が少くとも表面的にはきわめて速かに手際よく解決されたかにみえたにもかかわらず、スターリン死後わずか四カ月でベリヤ副首相の追放となったわけであるから、たとえかねてから、このことあるを予想していた人々でも、事態の意外に急速な発展に目を見張つたとしても不思議ではなかろう。

では、一体ベリヤ副首相はなぜ追放されたのであろうか。もしそれがクレムリン部内の権力争いの結果であつたとすれば、この争いでベリヤがついに負けたためだ、ということになるわけであろう。ところが、このような判断に対しては、一部には、ソ連当局の正式発表を唯一の拠り所として、こんどのベリヤ追放はソ連の指導者間の権力争いの結果ではなく、単に国家に対して罪を犯した政府要人の一人が罰せられようとしているにすぎないのだと主張する向がある。とくに〝進歩主義者〟たちは殊更にベリヤ事件に対する批判を回避するために、鉄のカーテンの彼方のことは万事〝臆測〟の範囲を出ないから、ソ連の正式発表にのみ耳を傾けるべきことを力説する。日常カーテンの彼方の理想的な面はいかにもすべて承知しているかに説きながら、ひとたび醜悪な面となると真相は分らぬというのは甚だしい矛盾といわざるをえない。それはとにかく、われわれは、ベリヤ追放の経緯を検討するに当つて、まずソ連当局がこの追放をどのように説明しているかをみることとしよう。

この追放は七月十日のモスクワ放送ではじめて内外に公表されたが、これによると、正式の決定はすでにその前に（注―七月七日であつたといわれる）開かれたソ連共産党中央委員会で行われていた。この総会で、まずマレンコフ首相は、「外国資本のためにソ連国家の破壊を目的とし、またソ連内務省をソ連政府および共産党の上におこうとする背信的企図に示されたベリヤの犯罪的な反党的および反国家的行動」について報告を行い、総会はこの報告を〝審議〟した後、「ベリヤを、共産党およびソ連国民の敵として、ソ連共産党中央委員会の成員から追放し、ソ連共産党の隊列から除名する」ことを決定したというのである。一方ソ連最高会議幹部会は、「この問題に関するソ連大臣会議の報告を審議」した後、「(一) ベリヤを、ソ連大臣会議議長第一代理（注―副首相）およびソ連内相の地位から罷免し、(二) ベリヤの犯罪行為に関する事件をソ連最高裁判所の審理に移す」ことに決定した。

つまり、ベリヤが追放されたのは、かれが「外国資本のために」国家を破壊しようとし、自分の管理下にある内務省（秘密警察）を政府と党の上におこうとしたためだというわけである。しかし、共産党機関紙プラウダは七月十日の「党、政府、ソ連国民の不壊の団結」と題する社説で、これらの理由のほかに、(一) ベリヤはコルホーズ（集団農場）を破壊し、国内の食糧供給に困難を生ぜしめるため、農業の分野におけるきわめて重大な緊急問題の解決を百方渋滞させた、(二) ベリヤはソ連諸民族間に不和を植えつけ、自治共和諸国内におけるブルジョア民族主義分子を活発化させようとした、(三) ベリヤはソ連の法制の強化ならびにいくつかの不法専断の諸事実の清算に関する党中央委員会およびソ連政府の指令を遂行せざるをえなくなつたが、かれはこの指令の実現を故意に停滞させ、多くの場合それを歪曲しようとしたことなどをも罪状として数えあげた。そして、プラウダはこれらの罪状にてらしてベリヤを、「共産主義者の相貌を失い、ブルジョア変質者となり、事実上国際帝国主義の手先となるに至つた」と結論するとともに、「こうした冒険家であり外国帝国主義勢力の雇い人であるかれは、わが共産党を事実上崩壊させ、党が多年とつていた政策に代えるに、究極において資本主義の復活に導くような降伏的政策をもつてするために、党および国の指導部を奪取する計画をたてた」と糾弾した。

このようなソ連の広報機関の発表や言明をそのまま受け取るとすれば「なるほどベリヤ副首相が〝人民の敵〟として追放されたことはしごく当り前のことで、たまたま罪を犯した政府要人の一人が罰せられたまでのことだといつたふうにも考えられるかもしれない。また、ベリヤにしても、長年の間秘密警察の総元締として自ら冷酷な粛清を行つてきた人といわれるだけに、その追放が惜しまれたり、悲しまれたりすることはなさそうで、たとえばトルコのソ・テレグラフ紙は、「ベリヤは無慈悲な人間で、かれの粛清が何処でも残念がられないのは、かれの行為が人類の汚点であるからだ」とも評した。しかし、このことからすぐに、前述のようなソ連当局のベリヤに対する弾劾がそのまま事実であるとか、クレムリンの指導者が「悪人ベリヤ」を処罰したまでだと簡単に割り切つて考えることは少しく単純すぎるようである。

（外務省文化局世界の動き七月号より）



沖縄の物価

1946年	6月	100
1950年	（朝鮮事変）	305
1951年		661
1952年		618
1952年	12月	585
1953年	1月	630

ダウ式平均

ダウ・ジョーンズ式とは前日の終値の合計から権利落による値下りを差引いた価額を前日の平均株価で、除した数で当日の終値合計額を除して平均株価を算出する代表的な方法である。例へば前日A株二百円、B株百二十円が、B株は変らず、A株は権利落で八十円値下りしたとすれば、当日の終値合計二百四十円を除数一・五で割つた百六十円がダウ式平均株価となり、権利落が修正される。

$$\left(\frac{200+120-80}{(200+120)\div 2}\right)\text{当日の終値合計}\div\frac{\text{前日の終値合計}-\text{権利落値下り額}}{\text{前日の終値平均(前日の平均株価)}}$$

論壇

日本經濟のジレンマ

本年の下半期は相当インフレ気配を強くするだろうという見方とこれとは逆にデフレは更に進行するだろうという悲観的な考え方と二つがある。

前者は本年度予算が一千三百億から撒超になるということ、しかも予算成立すれから政府資金の支出が下半期に集中するということなどから来ているようである。一方悲観的な見方の方の根拠は、とに角輸出の不振が著しい。上半期だけでも一億二千万ドルからの外貨の払超となつている。しかも下半期にいたつてはこのギヤップは一そうひどくなる公算の方が大きい内需の活況と滞貨融資でどうやら支えられて来た市況も、前者の要因はもう峠まで来て少くとも今後更に増加することは望めないし、後者については、不渡手形の発生以後は殊に銀行は融資回収や選別融資の態度に出て来ている。こうなつては金か融面ら企業整理が強行されることとなるだろう。それぞれの見通しの根拠は大体このようなものである。

どちらの見通しが実現の可能性が大きいか。いずれ見通しは見通しに過ぎないのだから、そのときがこなければ軍配のあげようもないことだが、見通しの根拠自体に問題がある。というよりこれは日本経済が今後否応なしにたどらねばならないジレンマなのかも知れない。

インフレ不可避論の根拠となつている一千何百億かの撒超は或程度は政府預託金の引揚や預金その他で吸い上げる事ができるが、五百億くらいはどうしても市中に残らざるをえないといわれている。ということはつまりそれ以上資金の引揚げようとしたら企業がばたばた倒れてしまう懸念があるからそれ以上の引揚げは不可能だということである。生産が今後縮小ししかも輸出競争ができるまでに物価が下げられるものだとすれば、現状の資金量でも多い筈だのに、なお五百億も余計に出なければ企業が持たぬというのは、日本経済が非常に不健全だということを示しているのである。

後者の悲観的見通しの根拠となつているものは、いずれも日本経済の持つ矛盾をその儘言い現わしているものである。銀行が引緊めをやると物価は引下げられざるをえないし、同時にまた、企業整理が進行することとなるから、不況の度合は更に激化するだろうというのだが、これでは企業合理化には余程手心を加えねばならぬということになる。

とすると輸出振興のための合理化の必要が痛感されながらも、それが不可能だということで、これは極めて憂慮すべきである。

（七・一五　日通産情報五三〇号より）

* * *

時言

水爆と兩陣營今後の動き

去る八月八日の演説でマレンコフは突如水爆はアメリカの独占ではないとの爆弾的声明を発した。その後十二日ダレス国務長官はソ連水爆保有を否定している。

だが次の如き興味ある動きがある。

第一は七月末アイク大統領は突然予定を変更し、一日中彼の司会の下に国家安全保障会議を開き、ソ連からする原爆攻撃に対する防空問題を討議したようである。

第二は八月五日ワイリー米上院外交委員長は、明年一月六日から始まる第八十三米議会第二会期までに、アメリカが原子力時代に生き残り得るか否かの課題を解決しなければならぬと主張し。そのためアイゼンハワー政府がアメリカの原爆白書を公にすることを要望している。

その三日後にマレンコフは水爆保有を声明している。このことから次の如き推測がなされる。即ちソ連圏周辺に張つたアメリカの空中放射能検出網に、恐らく七月に水爆の中間試験がとらえられたのではなかろうか。

では将来ソ連に中間試験から更に進んで兵器としての水爆が出来る可能性が出てきたとして、今後のアメリカの対ソ政策は変化が生ずるであろうか。

第一に非常に近い内に兵器としての水爆生産が可能と予測する場合には、ソ連からのさしちがいを賭しての強力な平和攻勢にアメリカは屈しなければならず、今年の秋頃の四国外相会議とか朝鮮高級政治会議で可なり妥協的態度を示さざるを得ない。さすれば急速平和来人気が強まり、国際景気、ひていは国内景気が急激に悪化してくる。

第二は、第一の場合と反対に、ソ連が兵器として水爆生産にはまだ相当の時間がかかるとみる場合には、この時間的ズレを高度に利用するため、寧ろアメリカは再び軍拡をスピード・アップする可能性がある。例えばアメリカでは水爆の中間試験から兵器としての水爆生産に移るには約二年を要したのであるから、ソ連の場合も約二ケ年とふんで、今後二ケ年に軍拡を急速に行うことになろう。さすれば秋の国際会議も米ソの力のつつぱり合いで、到底急速平来和の期待は生じないし、また軍拡景気が再び強くなり出すであろう。このことは八月十七日にラドホード新統合参謀本部議長が就任後次第に決定しよう。

（日本経済復興協会速報第五二号より）

商店経営

お店番（店員）のコツ

タバコ店員

アメリカの商店員にはタバコを吸うのを見かけない。日本の店では客の相手をしながら吸つている店員がある。これをタバコ店員と云う。

満足を売る

これで幾等儲る！　などと思つて売つていたら絶対商品は売れない。この品でこの値段ならお客様は御満足だろう！　こう考え乍ら販売していると面白い様に売れる。

処女性

一寸噛つたパンを売つたら客は怒る。読んだ新聞や本を売つたら客が怒る、家具や物差、鉄でも同じ事、古物屋でない限り花嫁同様処女を失わせるな。

品切れ

品切れで御座います。二、三日中に参ります。客二、三日して来ると、未だ参りません、もう二、三日すれば！　口癖になつて居る。それから二、三日して品物が届いても客は他店で買つて居る。もう永久に買つて呉れない。

引伸し

何でもない仕事をよくダラ〳〵引伸してやる人がある。仕事は飴じやない。

猫なで声

本人はよい気になつているが客に嫌われるもの。猫撫声。

欠伸

閉だからと云つて為す事もなく欠伸を殺しているなんて！　陳列は乱雑になつている。その辺に紙屑が落ちている。

電話

電話の受話機を握つたら先ずニッコリと笑いましよう。それで言葉が優しくなる。相手に好感を与えて商人らしい会話が出来る。

議論

昔から客と議論して商品の売れたためしがない。物を売るのは商売人の仕事、議論は弁護士や政治家の仕事。

お化粧

売場を空けてよくお化粧している女店員がある。女店員は女給ではない。

お見立

日本人の店員には公私の区別なく夜寝て居る時以外は主人の身体である事は常識となつて居るが、西洋文明国の店員は勤務時間一ぱい殆んど機械扱いで茶も煙草も呑めないそうで、勿論私用の来客は

（十二頁下段へ続く）

時言

東南アジア諸国の日本商品批判

東南アジア諸国の日本品に対する批評については、一九五二年九月通産省が在外公館を通じ調査した結果別紙のとおりであるが、多くは品質の粗悪な点と価格の変動し易い点とを強調している。

また、通産省が毎月受理する輸出クレームの統計からみると、一九五三年一月から五月までのクレーム累計は、三六九件、支払金額（無為替輸出貨物代金を含む）四〇八、二四一ドルであるが、このうち東南アジア諸国は八二件（総件数の二二%）、支払金額四四、四〇六・四四ドル（総金額の一〇%）を占めている。東南アジア諸国中においては第一位を占むる国はマレー（二一件）であり、ついでインド（一八件）パキスタン（一三件）ビルマ（一二件）タイ（九件）仏印（五件）セイロン（四件）の順位となつている。

これらの輸出クレームのうち、特に注意すべきものは、亜鉛メッキ鋼板に関するものであるが、最近における在外公館報告および商業通信による苦情発生の状況は、ラングーン四〇件、シンガポール四件、マニラ四件、タイ三件、バンコック一件であり、その内容は、重量不足な らびに品質不良等である。

（別紙）

◉中華民国

一、サンプルと合致しない商品を輸出することとあり。

機械類の部分品の一部発送洩れがあり、組立を延期せざるを得ないものがある。

食料品では、罐詰の膨脹、レッテルの変更がある。

種子の発芽しないものがある。

特に陶磁器は事故多く、規格に外れた商品を輸出することが多い。

二、日本品に関するクレームが案外少ないのは、保護関税下業者は輸入さえすれば儲かるので、クレーム件数によつて判断することは不適当である。

◉ジャカルタ

一時マッチおよび陶器について重大なクレームが続出したが、これを除いては品質、荷造り等につき特別な非難を聞かない。

◉スラバヤ

一、品質に関しては、陶器類がサンプルと相違（品質、形状において）していたり、黒点がついていたのがあつた。

自転車部品につき、形状が微細な点で異なつていた。

万年筆のインクが出ないものもある、繊維品に関しては高い評判を得てきているが、綿布は価格の安いかわり色が早くあせるので留意すること。

レーヨンも好評を得てきているが、最近「意匠」が契約と相違したものがあつた。

二、梱包に関し、陶器類につき苦情が多く完全な梱包（良質の外装用木箱および多量の内装用藁）を強く希望している。

三、価格に関しては、繊維品、陶器類などは、欧米品に比し、品質が劣るかわりに、廉価なことは事実で、これが「イ」国民衆の有効需要に合致したものである。

機械類は欧米品に比し割高である問題も解決を要す。

四、納期に関しては、積遅れの問題を聞かない。

◉タ　イ

一、輸出適格品以下の粗悪品が多く輸出されている。

これには品質粗悪でも安値なものをとの注文に輸出業者が応ずることにも原因しているようだが問題である

価格の激しい上下は信用を失うこととなろう。

1、機械類

金物は殆んど日本の独占市場であるが、品質不良のものすなわち亜鉛引鉄板は三二番、三三番まで出ており浪板は一級品といいながら二級品、三級品まで出ている。丸鉄については、スクラップ伸鉄が出ている。日本品は二―三の%欠斤がある。

2、機械エンジン等、部品のないもの中古品を送つて来たものがある。

ミシンは荷造不完全のため二―三%の破損がある。日本品はデリバリーの早いことのみが強い。

3、繊維

生地ものについては問題ないが、加工品に関しては染料の点について問題がある。

4、雑貨

安いが他国品に劣る。ゼンマイ玩具等についてはその二〇%程はゼンマイが切れ商品とならない。セメントの価格の変動のはげしさにあきれる

二、包装については注意を要する。

◉ボンベイ

一、一般的批評は良好である。

日本メーカーに対する批評は（1）機械類の仕上げ不充分（2）損耗率大（3）一部雑貨中湿度な気候のため、瑕瑾を生ずる。サプライヤーに対するものは（1）包装不完全なため露出し、もしくは発銹する（2）到着期がイレギュラー（3）クレームに対して誠意がないとの批評が大部分である。なお稀な場合として、（4）見本と実際商品との品質相違（5）オーダーのスペシフイケーションと合致しない（6）ブランドの異るものが送付される等。

◉セイロン

絹、綿製品について戦前に比較して品質が劣つている。すなわち木綿地は洗濯により延びてたるみまた絹シャツは二、三回の洗濯にも堪えない。

釘その他の金物類はメッキが悪くて錆び易い。

品質の低下と業者の不信行為は遺憾である。

包装についても十分注意を要する。

◉カルカッタ

一、一流業者は品質を一定しているが、

二、三流の業者は注文毎に品質または規格が異ることが往々にしてある。ねじまわしとか錐とかの小工具に見られる。例えば、

1、ボクス、ストラピング、青色なましにむら、寸法不同、重量不足

2、亜鉛引鉄線、亜鉛引き不良、寸法相違、重量不足

3、木ねじ、尖りもねじの線も鈍く亜鉛引きとつや不満足

4、亜鉛引鉄管、亜鉛引き不良

4、洋傘の骨、使用材料が見本と異る

二、注文と異るブランドのものを供給したり包装を突然変更したりする。

三、マッチ機械はドイツやスウェーデンの機械に比較してデザインが変つただけで戦前と戦後に何等の改善をみていない。

四、印刷機械はドイツ品に比べると五―七%方低廉であるが品質が思わしくない。

五、ディゼル・エンジンは小馬力のものが輸入されているが、比較的優秀で価格の点においても他国品との競争にたえうる条件を具えているが、スペアの欠乏と販売機関の不良で販路は伸びない。

対印ケーブル事件などが誇大に報ぜられた結果、日本品に対する印度の信用をおとしていることは事実である。

包装は相当頑丈にする必要がある。

◉ラングーン

一、一般的批評

日本商品は安いものとの先入観が強く、英独品に比して安くなければ日本品を輸入しない傾向が強い。

品質については、耐久性がなく、粗製品が多いという定評である。

日本商品は船積が早いという点で一般に喜ばれている。

ヨーロッパ系商社では、日本品というより日本との取引上の一番の不安な点として価格の不安定ということを挙げている。

二、品種的批評

1、繊維類

下級品が積出されており、染色については剝げ易いとの評判が強い。日本製ナイロン（大部分人絹ベンベルグと思われる）は数回の洗濯で破れた。富士絹は好評。

2、金物類

日本のサプライヤーの不誠意に帰すべきものが往々ある。

その他規格の点で不満があり、ナットボールの寸法が短いとか、蝶番の鉄片が薄く寸法が小さいとか欠点があるが安いこと、船積の早い点で人気がある。亜鉛引鉄板は英、印品に較べて稍価格が高い。

3、自転車および部分品

完成品は価格が高く、車体が重過ぎ見込はない。

部分品は価格も安く需要もあるが、価格の引下げ、車体の軽量化が希望される。

4、玩具、文房具その他の雑貨

価格も安いが品質も悪い。新案玩具は好奇心から需要がある。模造真珠など粗製すぎて表面がすぐ剝げる。高くても上質のものとの意見が多い

5、食品類

トマト味付のサーデイン罐詰と味の素は絶対人気あり。果物罐詰、ヂャムは味悪く高いので見透し悪し。

9、琺瑯鉄器

価格および品質の点より市場の人気を独占していたがチェックプライスの制定は一考を要する。

7、陶磁器

品質もよく価格も安いので、今後発展の余地は大いにある。

8、機械類

ミシンは精密性に欠けているので好評ではない。

日本の機械は英、独品に較べて、品質に遜色あり、かつ仕様書、説明書等が簡に過ぎる。

（一〇頁ヨリ続ク）

受付けない。その替り時間が来るとサッサト引揚げて仕舞いそれ以後は店主、店員の差別なく一対一の人間関係に入るから権利義務は解消する。従つて店主、店員関係には義理も人情もなく「機械的に働け」の一言に尽る。日本の場合は義理人情特に？…豊かで暖廉も分けてやり店も持たせ、場合によつては親替りになつ

て嫁も貰つてやる…と云う主人も少くないが日曜祭日は愚か四、六時中年中無休……果してどちらがよいのかしら……

買いたいものは何！

もう買い度いものは決つて居て店員に話掛け度いと思つて居られるお客様を早く見けてお相手に出る。之がお客様を迎える心。この客に何とか売つて仕舞う…これはいけない。このお客様の求めて居られるものを差上げて喜んでいただこう……でなければいけない。

お客様の利益を考える

値札の価格は口銭を含んだものだから利益の事などサラ〳〵考えることはない。それよりもお客様の利益を考えること。

お子様もお客

お子様が買物に見える。その時お子様が買物に来たと考えてはいけない。母親と応接するつもりで居れば言葉も叮嚀になる。下手な応対をするとお子様はその儘母親に伝えて飛んだ失敗を起すことがある。

朗かが第一

店先で唄を唄う事は出来ないが、唄を唄う一歩手前までの朗さで客を迎える。お客様も愉快なお買物が出出るでしよう

声は心の窓

美しい声で模範的な標準語で誠意をこめて話すなら店先は明るく快よいものになる、声は心の窓とやら、声によつて心の中まで判り店の内容も最初の応対でよく判るもの。



子供の商品

〃丈夫でございます〃
——売れぬ。
〃今年の流行でございます〃
——売れぬ。
〃大変お安くなつております〃
——売れぬ。
〃着せて見せて〃
〃お可愛いい〃
——これで売れる。

短縮

客の厭がるものは待たされることである。商品のつみ方、容器の入れ方、お釣銭の出し方、サービスの順番、少しでも待たせる時間を短縮しよう。

二人でも

三人寄れば姦しいという店では販売員が二人でしやべり込んでいても、お客様は顔をしかめて買物しなくなる。

途中

そのお客様の終るまでサービスを申上げる。——途中で外のお客様に変つて行つてはいけない。

併し終つたら〃有難う御座いました〃といつて次のお客に移つてよい。

はいり易い

二、三人でも客がはいつていると、ウインドウに立つた客も釣込まれて行く。面白い心理である、誰もはいつていない店へは這入れない。

物色

客の心は包装をしてる間も、お釣銭を取りに行つている間もまだ何か欲しいものはないかなあと、陳列を物色しているものである。

奥へ

店内へ一歩ふみ込んだら二歩奥へ、三歩奥へ、だんだんと奥へ吸われて行くように、うまく通路に沿うて陳列する。陳列を見ないで奥へ這入る客はない。

買いたくなる陳列

売れる売場にするためには何度も陳列の前に立つて自分の売場が「買いたくなる陳列」にできているかどうか見ることである。

老・人

いかに人手が足りないとて、耳の遠い年寄りを店に坐らせて置く法はない。お客さんがまごついてしまう。

選択

客が最初に手をつけた品は気に入つている、何度も手の行く商品は気に入つている。客は手許に引きつける商品は気に入つている。

待つ間

お待たせするお客様にはニコニコして〃スグ差上げます〃〃スグ差上げます〃といいつつ待つて貰うことです。黙つて待たせては、お客様の顔は険悪になる。

障碍を破る

早く買わないとなくなるという心理は、販売術で、「障碍を破りたい本能」という。特売品は数量をきめて売る。時間を限定して売る。ますます本能が強くなる。

自尊心

世に、こわしてはならないものはお客様の自尊心である。販売とに自尊心を満足させることである

一つの道

二つの道がある。こちらの道がいかに景観美しく、楽しいものであるかを、販売員は熱心に説げばよい。

もう一つの道は何等触れるに及ばない。

商店寸言 売場

菊鶴
第四号
特集よ
り転載

解説

MSAとは何か

五十數カ國が關係している

最近大きな関心を呼んでいるのは日本に対するアメリカのMSA援助問題である。

アメリカ政府は来年度の対外援助計画の予算として、五八億ドルを議会に要請した。ところが、ダレス国務長官は五月五日議会の上下両院外交委員会の合同委員会でこの対外援助計画に関して次の如く証言して以来日本に対するアメリカのMSA援助問題はわが国で大きな関心を集めるにいたった。

「自由世界に対するソ連の脅威がすでに減少したとか、または近く減少するだろうという証拠は一つもない。新対外援助計画はアイゼンハウアー大統領が四月十六日の平和演説によってソ連から奪った〝平和への主導権〟を保持することを目的とする。総額五八億ドルのうち、大部分はこれまで通り北大西洋条約十三カ国の強化に当てられるが、アメリカ政府としては、このほか共産主義の脅威にさらされているインドシナおよび台湾に軍事的経済的援助を与え、日本に対しては日本の安全保障および自国の防衛に必要な装備および訓練のため資金を提供しようとするものである。」

◇

MSA援助というのは、アメリカのMSAすなわち相互安全保障本部が、アメリカの相互安全保障法にもとづいて行う対外援助、経済援助、技術援助の三種類に分れている。これらの援助はすべて相互安全保障本部が統轄しているが実際に各国に割り当てられた軍事援助については国防省が、また技術援助については国務省がそれぞれその実施の衝に当ることになつている。

今日このMSA援助を受けている国は英仏を始めとする西欧諸国や、インドシナ、国府、インド、パキスタン、インドネシアその他のアジア諸国を含め五十数カ国の多きに達している。しかし、日本はこれまでMSA援助を受けたことはない。保安隊の装備はアメリカ国防省またはCIAの援助によつて行われているが、これは日本の経済自立を促進する線に立つ援助も考慮されている模様である。この点については来年度の対外援助計画についてアメリカ政府が議会に提出した説明書のうちで、日本に関してそれぞれ次のように述べていることが注目される。

「アジアおよび太平洋地域のどの一国が崩れてもすべての安全に大きな脅威をもたらすことになるが、これら諸国の食糧その他の重要物資の不足は、その生産および貿易の増大によつてのみ対処しうるものである。とくに日本は必要な物資および市場を南方アジアおよび東南アジアに依存しており、またその代りこれら諸国の開発に必要な資本的設備技術を供給しうる。アジア諸国の開発はいろいろな理由で遅れていたが、アメリカは総合的な地域的計画を樹立しようとする努力を支持する。日本の将来の経済力は東南アジア諸国の開発による。原材料の供給に大きく依存している。」

「日本は重大な経済的危機に直面していながら朝鮮特需による臨時ドル収入によつてその表面化を避けている実状であるが、共産主義下の中国市場を失つた現在では、東南アジアの新たな原料供給源を確保しなければならない。」

つまり日本以外に対するMSA援助を通じて東南アジアの経済開発に対する日本の協力が推進される可能性が十分考えられる。

右のようなアメリカ政府の考慮は、単に来年度以降の相互安全保障計画についてのみ払われているのではなく、現実に従来MAS援助をうけているアジア諸国に割当られたMSA資金によつて海外買付がすでに日本において行われてきたという事実によつて尤分窺い知ることができる。

相互安全保障庁の報告によれば一九五〇年六月から一九五二年十二月末までの二カ年半において台湾、インドシナ、フィリピン、タイ国、ビルマ及びインドネシアのアジア諸国に割当られたMSA援助資金は総額四億三、九八二万ドルでそのうち二億三、四二五万ドルが支出された、この支出額のうち二億〇、九九〇ドルが物資の購入に当られ、日本からの海外買付額は全体の一三、五%（二、八二〇万ドル）となつている。また最近の数字、たとえば昭和二十七年十月二十六日以降本年六月七日に至る期間の一般調達局（GPA）だけの海外買付契約額は約一、三二五万ドルに達し（この契約量は在本邦アメリカ大使館の統計であるが、日本銀行調査によるも実際の船積と大体一致している）そのうち台湾向け、一、一六五万ドル、タイ国向け約五〇万ドル、ビルマ向け約一〇〇万ドル弱、インドシナ向け約一万ドルとなつている。このように現在でもMSA資金による海外買付の方式によつて日本は間接的に経済上の利益を受けているわけである。仮りに日本が軍事援助の性格をもつたMSA援助を直接受けることとなつた場合は、アメリカとしても広い意味の防衛能力を高めるため、日本の防衛産業を育成する目的でこの軍事援助資金の相当な部分を日本においていわゆる「教育発注」的に使用するであろうし、特に来年度のアジア諸国向けのMSA援助資金が従前に比較して殆んど二倍半以上に増額されていることを併せ考えると、日本における海外買付の金額は著しく増加する可能性が強いと思われる。

最後に、MSA援助と日本経済との関係において、注目すべき点は現在特需の大宗である朝鮮特需の大部分が国連軍の作戦需要に基き、従つて自らその性格は臨時的緊急的なものであるがMSA援助資金から需要される海外買付は長期計画に基くもので、比較的に恒久的であり、この意味において関係企業に対してもある程度の安定感を与えるものと予想される。この安定感が企業経営上与えるプラスは発注の金額そのものよりも大きなものがあると思われることである。（外務省文化局発行　世界と日本第一号より）

は在日米軍から直接貸与を受けたものであり日本のドル不足はいわゆる特需や在日米軍の日本における消費などによつて補われてきているわけである。こんどアメリカ政府が考慮していると報ぜられる対日MSA援助は、軍事援助に重点がおかれるものとみられているが、ここにいう軍事援助は必ずしも相手国の軍隊に対する援助といつたものに限定されるわけではなくて、広く相手国の防衛力、治安力の強化を援助することをも意味することはダレス長官の証言からも明らかであろう。

◇

ところで、MSA援助、とくに防衛援助ならびに防衛支持の経済援助を受ける場合には、被援助国は六項目の条件に同意せねばならないことが安全保障法に規定されている。そこで、この条件をめぐつて、MSA援助を受けることが日本の憲法に違反しはしないか、ということが問題になつている。しかし、この六条件について問題となるのはまず第一にそのうちの（3）の条件であるがこれは「アメリカが一方の当事国となつている多数国間または二国間の協定または条約のもとに負つた軍事的義務を果すこと」というのである。これは新たに軍事的的協定または条約を結べというのではなく、そのような協定または条約があれば、その軍事的義務を履行せよということである。ところで、日本はアメリカと安全保障条約しか結んでおらず、この条約はたとえば、米軍の駐留を認める義務や第三国への基地不供与の義務のような消極的義務ばかりであつて、憲法の規定と両立しうるものである。また、条件の（4）の「自国の防衛力と自由世界の防衛力の発展と維持のため、自国の政治的経済的安定をそこなわずに自国の人的資源、物的資源、施設および一般経済条件の許す限りの十分な貢献をする」とあるのも、さらに条件の（5）の「自国の防衛能力を発展させるのに必要な一切の合理的措置をとること」というのも、いずれも抽象的な表現であり、かつ無制限の義務ではないので、憲法に触れない範囲で履行しうるものと考えられる。また日米間のこんごの交渉の結果、かりに日本がMSA援助をうけることになつたとしても、この六条件を日本の場合に具体化するに当つては、違憲の疑いの起きないよう十分配慮しうることである。

◇

アメリカは決してMSA援助を日本に押しつけているわけではないそれは単にアメリカ政府の好意的配慮にすぎないとは六月十二日米協会の席上アリソン大使の言明したところである。たとえ来年度の対外援助費の予算中に日本に対する軍事援助の割当が含まれているといつても日本側から要請しなければ実現しないものなのである。また、かりに日本の申出によつてMSA援助が与えられることになつたとしても、日本の今日の国内情勢が許さないような条件をアメリカが要求するようなことはとうてい考えられない。このことは問題の六条件のうち（4）求、被援助国は自国と自由世界の防衛力の発展のために「自国の政治的経済的安定をそこなわずに…一般経済条件の許す限りの十分な貢献」をすることを規定していることからも当然のことといえよう。つまり、日本はMSA援助をうけるにしても、日本の政治、経済的安定をそこなわない範囲内でわが国と自由世界の広義の防衛力の発展に貢献すればよいわけである。

◇

こんどの日本に対するMSA援助の計画は費用としてはほとんど軍事援助に限られている模様であるがアメリカ政府としては日本に対する経済援助についても大きな関心を抱いていることは、去る四月アメリカ当局が朝鮮休戦成立後も日本における支出が急激に減少することはなかろう少くとも二年間は特需は継続するであろうとの見通しを声明したことにもみられた通りである。こんどのMSA援助計画でも、日本に対する間接の経済援

解説

新發足の中小企業金融公庫法の話

中小企業金融公庫法案は前国会に提案されたが、国会解散のため審議未了に終つた。今十六特別国会に再度上提し、国会においてさらに政府原案より三十億円増額修正の上、七月二十七日通過、八月一日法律第百三十八号をもつて公布されたが、本稿においてはこの法律の概略を紹介することとしたい。

総則

（一）目的　中小企業金融公庫は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものに融通することを目的とする。

公庫の目的は中小企業者に対する長期資金の供給である。中小企業の設備合理化が急務であること、長期の運転資金も渇望されていること、しかもこれら長期資金は市中金融に全面的に依存することが困難であつて、その確保のためには国家資金を投入せざるを得ない実状にある。しかし、公庫の長期資金供給は、あくまでも補完作用の範囲内で行うものである。市中銀行の長期貸出は現実にもある程行われておるし、こんごもそれが希望されるのであるが、しかし資金の性質上、市中銀行に多くの長期資金の供給を期待することは無理である。そこで公庫が国家資金をもつて、この長期金融を補充的に行おうとするのであり、市中金融と競合しようとするものではないのである。

（二）中小企業者の定義　公庫の貸付対象となる中小企業者は次のものである。

1、資本の額または出資の総額が一千万円以下の会社ならびに常時使用する従業員の数が三百人（商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については三十人、鉱業を主たる事業とする事業者については千人）以下の会社および個人であつて特定事業を行うもの

2、中小企業等協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合および森林組合連合会であつて、特定事業を行うものまたはその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの

3、医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの

4、調整組合および調整組合連合会「特定事業」は政令（公庫法施行令）で定めることになつており、施行令は八月四日の閣議で決定をみた。業種については次の通りとなつている。

一　製造業（物品の加工修理業を含む）
二　鉱業
三　土石採取業
四　建設業
五　物品販売業（動植物その他普通に物品といわないものの販売を含む）
六　運送業
七　運送取扱業
八　通運事業
九　倉庫業（物品の寄託を受け、これを保管する業を含む）
十　電気供給業
十一　ガス供給業
十二　医業
十三　歯科医業
十四　印刷業
十五　出版業
十六　旅館業
十七　公衆浴場業

これは概ね中小企業信用保険制度の対象となつている業種のうちから附保実績の乏しいものと農林関係等他に制度のあるものとを除くという方針によつたものである。なお参考までに衆議院通産委員会においては業種について次のように決議している。

（貸付対象については通産省所管の業種にウエイトを置き、農林漁業金融公庫の業務との重複を避けるとともに、両公庫の貸付対象の間に間げきを生ぜざるよう業務の調整を図ること

なお、可及的速かに農林漁業等原始産業に直結する事業に対する融資は、農林漁業金融公庫において取扱うよう措置すること。）

本制度における中小企業者は、資本金一千万円以下でもよいし、従業員三百人以下でもよいのであつて、従来の諸制度がこれら二つの条件を共に充足することを要求したのにくらべれば、かなり範囲が拡大されておる。

調整組合の組合員のなかには、大企業の入り得る可能性があるが、公庫から資金を借り受けた調整組合が大企業たる組合員に転貸できないことはもちろんである。

（三）法人格　公庫は法人とする。国

そのものではなく、国とは別の人格をもつた公法上の法人である。

（四）事務所　公庫は主たる事務所を東京都に置き、必要の地に主務大臣の認可を受けて従たる事務所を置くことができることになつている。しかしながら、中小企業金融の特殊性にかんがみ、既存金融機関の機能を活用することが最も効率的であり、かつ公庫は補完機能を営むものであり、さらに機構人員の整備等の問題もあるので、差当りは直接貸を行わず、もつぱら業務の委託によつて運営することを原則とし、従つて本所のみを設置することとしたのである。支所、出張所の設置は、将来債権管理その他業務規模の拡大に伴い、それが必要とされる時期において、中小企業金融機構全般の問題とも併せて考慮の上、設置されることになるかも知れない。

（五）資本金　公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資金百三十億円と産業投資特別会計からの法定出資金との合計額である。後者については後述するが、その金額は概ね十八億円程度（七月末残高）と推定される。全額政府出資であつて政府以外の何人も公庫の出資者となることはできないこととなつている。

またこの法律の審議中参議院通産委員会においては資本金については「爾今相当年度に亙り、毎年度最小限度百五十億円の政府出資を行うこと」を決議している。

役員および職員

公庫には役員として、総裁一人、理事四人以内および監事二人以内を置くことになつている。

総裁および監事は主務大臣が内閣の承認を得て任命し、理事は総裁が主務大臣の認可を受けて任命する。役員の任期は四年である。職員はとりあえず五十人を以て発足し、公庫が開発銀行の中小企業者に対する貸付債権を承継するときさらに若干名を増員することにしている。

公庫の役職員の身分は、公務員でなく、国家公務員法の適用を受けない。しかし公庫の業務は国の業務に準ずる公共性を有するから、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

業務

（一）業務の範囲等　公庫は中小企業者に対する長期資金の貸付業務だけを行うことになつている。公庫は金融機関に対し、その業務の一部を委託することができる。しかし差当りは前述の理由によつて、直接行わず、もつぱら業務委託によつて運営する方針である。代理貸は市中銀行の旧債肩替りに終つて真に中小企業者に金が流れないという意見があるが、この点については銀行検査、公庫の監督等の方法によつて厳重に監督することになつており、また、実状思わしくない金融機関に対しては、委託契約の取消、四半期毎に行う資金枠の削減という方法があるのでこの心配はないと考えられる。

なお、業務の委託を受けた金融機関の役職員で委託業務に従事する者は、公庫の役職員と同様、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

貸付金額の限度、利率、償還期限等貸付に関する業務の方法および業務委託の基準については、経済情勢の変動に即応し得るようとの考慮のもとに、法律事項とはせず、業務方法書に規定されることになつている。業務方法書は公庫が作成するが、主務大臣の認可を受けなければならない。

（二）貸付条件　業務方法書に記載されるものであるが、その骨子は概ね次の如きものと当初予定されていた。なお括弧内附記は衆院通産委における附帯決議である。

1、貸付金の使途は設備資金および長期運転資金に限る。

2、利率は年一割を基準とする。（年一割は高きに失するを以て、年七分五厘程度に低減するよう措置すること。）

3、償還期限は一年以上最長五年としとくに必要ある場合は五年以上とする。ことができることにする。

4、据置期間は一年以内を認める。

5、貸付金額の限度は、一企業者当り貸付累計一千万円（中小企業等協同組合、調整組合連合会については三千万円）以下とする。（一企業者当りの総額は差当り三百万円程度とし、特に必要あるときは一千万円迄貸付け得る。）

6、償還の方法は割賦償還を原則とする。

7、担保については原則として不動産その他適切な担保を徴する。ただし、担保を提供することが著しく困難であると認めるときは、保証人を以て担保に代えることができる。

（三）業務委託の基準、金融機関に委託する業務の範囲は貸付に関する申込の受理および審査資金の貸付元利金の回収に関する業務であるが、その方法は貸付の決定まで委託する方法と貸付の決定は公庫に留保する方法との二本建とし、その何れを選ぶかは受託金融機関の選択に委せることになるであろう。

業務委託の相手方は商工組合中央金庫その他の金融機関のなかから、従来の見返資金協調融資制度、開発銀行中小事業貸付制度中小企業金融の実績、当該金融機関の性格等の諸要素を勘案してきめられるものと思われるが、この点については衆議院通産委員会においては左の如き決議を附している。

受託機関は当分の間左記の通りとすること。

イ、商工組合中央金庫（信用協同組合向融資を含む）
ロ、相互銀行
ハ、信用金庫
ニ、地方銀行および日本興業銀行
ホ、農林中央金庫

（以下次号）

◎中小企業關係の新らしい法律

K生

解―説

去る第十六特別国会で成立を見た法律案の内、中小企業者に最も関連の深いものを拾つて読者の御参考に供したい。

第十六特別国会では二百二十六の法律が成立し、二十三の条約が承認されたと新聞は報じて居る。

その中で中小企業に最も関係の深いものは「中小企業金融公庫法」「中小企業信用保険法の改正」「信用保証協会法の新設」の三つである、これらは何れも、金繰りに悩む企業者に対する施策であり、誠に結構なことと一応は敬意を表したいが、現実の中小企業金融対策としてはこれ位では、とても解決は尚道遠しの感深いものがある。

尚もう一つ企業経営面に対する対策として「中小企業安定法」が大幅に改正せられたことも亦見逃せないものの一つである。

一、中小企業金融公庫法

中小企業者の生産する商品は、どうしても割高である、これが為に輸出が出来ない。勢ひ、企業を合理化して生産コストを下げねばならぬ、それには設備の改善も亦重要な課題である。然し運転資金にさえ事欠く、現在の企業者には設備資金まで銀行から借入れることに至難である。

政府はこの点をねらつて、政府資金に依る特別の金融機関を作つて、中小企業専門に設備資金や長期の運転資金を融通しようとするのが中小企業公庫の使命である。

この公庫の一企業当りの貸付金は一千万円以下で、組合（協同組合、調整組合）であれば三千万円まで貸付けるのが原案であつた。しかし衆議院の委員会では可及的広範囲に利用させる為に三百万円程度とすべし、との附帯決議を行つたとのことである。

利率は年一割、辨済期限は一年―五年以内、担保は原則として不動産、其他適当な物が必要とされる。

さて問題は本年度の資金量であるが、政府出資金百三十億円と資金運用部からの借入二十億円と合計百五十億円、しかし開発銀行の二十五億円、商工中金の二十億円から既に中小企業へ貸出しているもの及水害関係の貸出十億円など合計五十五億円は、この公庫から出たことにするらしいので、本年度中に新に貸出し得らるゝものは結局残りの九十五億円で、九月から年度末までとすれば、月十二億円見当で知れたものである。けれど今迄中小企業に対する政府の融資が月々三億から五億円程度であるのに比べると誠に結構なことである。

終りにこの貸付業務は商工中金、相互銀行。地方銀行などの金融機関で行われるとのことである。

（詳細は別項にあり）

二、中小企業信用保険法の改正

信用保険法とは、昭和二十五年から実施せられているもので、銀行その他の金融機関が中小企業者への金融をし易い様に政府が信用保険を行うものである。

今回の改正では先づ第一に中小企業の範囲を広めたことで、資本金五百万円以下となつていたのを一千万円までとし、従業員二百人以下となつていたのを三百人以下と拡大し（但し商業又はサービス業は三十人以下、鉱業は千人以下）又今迄保険の対照でなかつた相互銀行、無尽会社などの貸付も保険に掛けられることに改められ、険価額に対する補て率んも従来の七五％から八十％にチョッピリ引上げられた。つまり貸付金が回収不能になつても政府は八割迄帰して呉れるわけである。

その他保険に付する貸付金は従来一企業者につき五百万円止りであつたのを、一千万円まで引上げ、且つ保険金請求も事故発生後六カ月後になつていたのを、三カ月後に繰り上げられるなどの諸点が主な改正点である。

要は中小企業の範囲を拡げ、金額を大きくし、金融機関の範囲を拡め、損失補てん率を引上げ、損失補てん時期を早めるなど、貸す方も、借りる方も此の制度の利用をし易くせられたことである。

三、信用保証協会法の新設

銀行其他の金融機関から資金の融通を受けるにも信用力が充分でない中小企業の為に、其の信用力を補強し、金融機関に対して債務を補償して融資の便を図るというのが信用保証協会であつて、本県でも先年から設置せられ、現在会議所の隣に事務所を置いて居られて、今では全国で五十いくつかの保証協会が出来ている。

この団体は民法上の公益法人であるか、今回其の基礎を強固にする為に特に法律を以て三年以内に此の法律に命じられている各種の事柄を強化して関係大臣の認可を受くる必要がある。又基礎強化の為め資産総額を壱千万円以上にするということも政令で近く定められることになつている。

四、中小企業安定法の改正

曩の第十五国会で独禁法（私的独占の禁止及公正取引の確保に関する法律）の除外例として「特定中小企業安定法」ができて、政府の指定した業種については、調整組合を作つて「カルテル」（同業者が生産や価額、販売先等を互に協定して利潤を多くする為の企業連合体のこと）行為をしてもよいことになつていたが、今回は独禁法が改正され、大企業もカルテルが大幅に認められるようになつたので中小企業に対しても今までの臨時立法措置であつた「特定中小企業安定法」は恒久立法とし「特定」の文字を削除して制限を大幅に緩和して組合員の原材料の購入方法、購入価額、製品の販売方法、販売価額等に就て制限を加え業界全般の発展策とすることを目的とした法律であつて、業界の為には或る程度の統制が実現されるのである。

☆

見たまま・聞いたまま

外國あて航空通常郵便物の料金　(28.7.1改正)

地帯	名あて地域	料金（併合料金） 書状（10グラム又はその端数ごとに）	料金（併合料金） 郵便書葉	料金（併合料金） その他の通常郵便物（20グラム又はその端数ごとに）	備考
琉球地帯	北緯二十九度以南の南西諸島	25円	25円	20円[1)]	2 1
第1地帯	中国本土，台湾，ホンコン，マカオ，朝鮮，(南鮮に限る)	35円	30円	25円[1)]	1)小形包装物については六〇グラムの料金を最低料金とする 航空書簡の料金は四十五円
第2地帯	ウェーキ，グァム，ミッドウェイ，ビルマ，カンボデイア，ラオス，マラヤ，フィリピン共和国，タイ，ヴイエトナム，アラスカ	50円	35円	30円[1)]	
第3地帯	アメリカ合衆国本土 ハワイ カナダ（ニューファウンドランドを含む） サン・ピェール及ミグロン アジア（琉球第1第2及び第4地帯に含まれている地域を除く） オーストラリア連邦（パプア，ノーフオク及びニューギニアを含む）	70円	40円	35円[1)]	
第4地帯	ヨーロッパ 中央アメリカ及西インド諸島 南アメリカ アジアのうち近東諸国 アフリカのうち英領東部アフリカ，エジプト，スーダン，エリトリア，エテイオピア，リビア及びテユリス，オセアニア（オーストラリア連邦を除く） 南洋群島（カロリン，マーシャル，マリアナ及びパラオ諸島）	115円	60円	70円[1)]	
第5地帯	アフリカ（第4地帯に含まれている地域を除く）	145円	75円	80円[1)]	

制税

◉青色申告十八の特典

青色申告者に特に認められている特典には次に掲げるものがあります。

一、家族従業員給與の必要経費への算入(專従者控除) 青色申告者と生計を一にする親族(配偶者と十五才未満の者とを除きます)で專ら其青色申告者の経営する事業に従事している者に対する給与は年額最高六万円までを必要経費に算入出来ます。

二、家事關連費の必要経費への特別算入 接待費、交際費、寄付金等で家事上の経費に関連する経費のうち取引の記録等に基いて収入を得るために直接必要であつたことが明らかにされる部分の金額は必要経費に算入できます。

三、純損失の繰越 所得の計算上ある年に純損失を生じた時は、その年分は引続いて青色申告をしている場合は、その純損失の金額をその翌年以降三年間に繰越してそれらの年の所得から控除することができます。

四、純損失の繰戻 ある年に純損失を生じたときは、その前年からひきつづいて青色申告をしている場合には前年の所得税額と前年分の所得からその純損失の金額を控除して計算した場合の所得税額との差額の還付をうけることができます

五、たな卸資産の評価について時価及び低価法の選択 たな卸資産の評価方法について、一般の人は原価法によつて評価することに限られていますが、青色申告者は原価法のほかに時価法又は低価法を選択することができます。

六、更正の制限 青色申告者に対する更正はその帳簿書類を調査したのちでなければ、更正決定することができません

七、更正の理由の附記 青色申告者に対して、更正する場合は、更正通知書にその更正の理由を附記することになつています。

八、再調査または審査中における督促または滞納処分の制限 更正をうけ、再調査又は審査又は審査の請求をした場合は、その決定がなされるまでの間は、その更正に係る追徴税等について、督促又は滞納処分をうけないことになつています。

九、更正があつた場合の再調査請求と審査請求の任意選択 更正に対して異議のあるときは、再調査の請求をするか、又は再調査の請求をなさずに直ちに審査の請求をするかを選ぶことができます。

一〇、貸倒準備金 事業によつて生じた売掛金、貸付金等の貸倒れを補てんする準備として、年末における貸金の帳簿価額の合計額の百分の五(金融業は百分の三)以下の金額を貸倒準備金勘定に繰入れたときは、その金額を必要経費に算入することができます。ただし同勘定の金額は各年末の貸金の帳簿価格の合計の百分の五を超えることはできません。

一一、退職金給與引当給 退職給与金の支給に関する規定を定めている場合には、従業員の退職金の支出に充てるため各年に一定の割合により計算した金額を退職給与引当金勘定に繰入れた場合には毎年その繰入金額を必要経費に算入できます。

一二、特別修繕引当金 船舶、銑鉄製造用のよう鉱炉、熱風炉及び板ガラス製造用のよう解炉を有するときは、これらの資産の特別修繕のために一定額を特別修繕引当金勘定に繰入れた場合には必要経費に算入することができます。

一三、価格変動準備金 年末において有するたな卸資産の帳簿価額の合計額がそのため卸資産の時価九十%(株式については九十五%株式以外の有価証券については九%)をこえる場合にはその超過額を限度としてこれを必要機費に算入することができます。

一四、日本経済再建に必要な経械等の特別償却 青色申告者は昭和二六年一月一日以後、一定の日本経済の再建に資する機械その他の設備及び船舶(何れも新品のものに限ります)を取得して事業に用いた場合は取得の日以降三年間通常の五割増の減価償却費を必要経費に算入することができます。

一五、企業合理化促進法の規定による指定機械の特別償却 企業合理化促進法で定められている事業を営んでいる青色申告者で、昭和二十六年一月一日以後一定の近代的な機械設備(何れも新品に限ります)を取得して事業に用い通商産業局長等の指定をうけた場合は、その取得価額の五十%までを償却額としてその以降三年の間に必要経費に算入することができます。

一六、固定資産の耐用年数の短縮 青色申告者の所有する固定資産が特別の事由の為、其実際の耐用年数が、同種の固定資産に就て定められている耐用年数と著しく異なる場合には、国税庁長官への承認申請によつて其耐用年数を短縮して償却額を計算する事ができます。

一七、固定資産の償却の割増 青色申告者の所有する固定資産の使用時間が標準を著しくこえるためその消もうが著しいときは、国税庁長官への承認申請によつて割増償却をすることができます。

一八、減価償却資産についての再評価税の延納 減価償却資産について再評価税を納める青色申告者はその納付しなければならない再評価税額が一定の基準をこえるときは、そのこえる金額の範囲内の税額について延納が認められます。

見たまま聞いたまま

◎螢光灯のはなし

(電気の虫)

近頃は商店や、オフイス、家庭に迄、涼しそうな光を放つている螢光灯が、流行している。

螢光灯を使用するには、次の事柄に注意せられるのが大切である。

一、電圧

最低八十三ボルト以上の電圧を必要とする、電圧が低ければ、寿命は激減する。

二、電圧調節コイル

螢光灯は硝子管ばかり良いものをつけても駄目で、チョークコイルが生命だから、少々高くても、マツダ、三菱、ナショナル等の一流メーカーものを使うのが得である。

三、種類(色合)

商店では、陳列してある商品に依つて螢光灯の色を考えないと商品が死んで仕舞う場合がある、これは専門家に相談して指導を受ける必要がある。

四、明るさ

二〇ワットの螢光灯は普通電灯の六〇ワットの明るさであり、結局電灯料金は三分の一で済むから、上手に使用すれば電力料金の差で設備費は取りかえせる勘定になる。

五、寿命

点滅時間により寿命が非常に違うものである。

イ、点灯したまゝであれば約一万時間(約一年二ケ月)保てる。

ロ、八時間おきに点滅すれば約五千時間約七ケ月保てる。

ハ、三時間おきに点滅すれば約三千時間(四ケ月余)保てる。

ニ、一時間おきに点滅すれば、約一千時間(約四十日余)保てる。

そうすると一寸した節約が、かえつて損をしていることになる。

◎アチャラさんの食事

(ボーイ)

◎スープはお皿の手前を持上げて、向うに掬うもの。真正面からスプーンを口の中へほうりこんで、ゴクンと音を立てて飲込むのは御法度、静かに横から吸うこと。

◎アスパラガスを手に持つて齧でしごく人がある、止めて下さい、これは芽先だけフォークで切り取ること。

◎飲物で不用の場合は初めからグラスをうつむけて置く、無駄な失費をさせない心遣も大切なり。

◎鶏が出たとき、肉を取ろうとして、骨を飛ばす人がある、扱いかねたら、指をつかつてもよろしい。

◎料理が出ているのに、一パイ気嫌で、口角あわを飛すのは、どうかと思う、話しするなら静に願いたい、こちらの料理に、あなたのつばも入ります。

見たまま聞いたまま

○俳句(五題)

小山草綠

一面の琴を横たへ夏座敷

行水の外は宵宮の人通り

西大寺茶盌銷夏の一服を

草庵の簾草より暮れそめぬ

秋暑く垂れしすだれの片下がり

◎人間の數

(閑人)

○世界の人口は、二〇〇〇〇、〇〇〇人

○毎年生れる數は 三五〇〇、〇〇〇人

○毎日生れる數は 六、〇〇〇人

○三十年後には、四八〇〇〇、〇〇〇人

○五十年後には、九〇〇〇〇、〇〇〇人

○毎日夜が明ける度に六万六千人の赤チャンが生れている、さても心配なことではある。

私達の言葉

税性精神分裂症

○□商店主

世界中で一番恐しいものは「原子爆弾」と答える人は多いと思う。然しこれは使用すれば恐しいと云うだけで今のところ封印されている。私の一番恐しいのは「税金」である。

私の店には絶えず税金の通知書が机に乗つている、所得税、県税、住民税と入れ替り立ち替り正に入荷伝票以上の頻繁さである。之つとめて消化しようと努力をしても税の方が先廻りである。然もどの一つをとつても「なつとく」の出来る額ではないのである。それに近く更に取引高税も復活するとか云う、考えただけでも身ぶるいがする。

私の様な小規模な小売業者がこうも税に追われると経営の妙味もなくなりやがては小さくなつて無くなつてしまうだろう。

私はシャウプ税制を真向から反対し一大改税を論じるだけの頭はない、然し新しい名称の「税」が一つ増えればこの徴税に対する人件費、印刷費等により税の何%かは消耗するに違いない。現在の県税に於いても従来の附加税であれば県独自の調査費が節約出来ることは明かである、その分だけ減税出来るし納めた税金が生きて来る。

私は払う身でありながらとる方になつて考えている。それ程税と云う字が忘れられないのだ。

帳簿だ！　青色申告だ！　と呼び声は高いがこれは額面通り戴き兼ねる。

幸に内閣に今度税制調査会が設けられた様であるが、独立二年今こそ一番、日本の国情に沿つた明るい税制の確立と合理的な？　徴税方法をとくと考えて貰い度い。

そして一日も早く「税性精神分裂症」になやむ小企業者に生きて行けると云う妙薬を施して慾しいものである。

（大和高田市　○□商店主）

○商店経営

あなたのお店を繁盛させる

典辞もしもし

電話に稼がせるのが商売のコツ

たかが機械——と思われるかも知れません。

ところが、電話というものは、案外、お気付きにならないところで、お金では得れらないものをかせいでいます。

電話に稼がせる——これが、あなたの取引をグングン伸ばし、ご商売を繁盛させるコツです。

第一は時てす

テクテク出歩いて行く時間、乗物に費す時間、訪問先で待たされる時間、しかも留守中に失うあなたの貴重なお時間は莫大です。電話は、こんな損害を救います。

第二に疲労てす

出歩くに使われるあなたのエネルギー、肉体的疲労は小さくありません、どんなに血気旺んでも、戻つた後の事務の能率が下ることは医学が証明しています。

第三に交通費のムダてす

何といつても、近代的なビジネスは能率が第一電話で出来る用件は、努めて電話でですますのが、お徳用というものです

おとくい様が待つてます

電話のベルが鳴つたらスグ出ましょう余り長く待たせると、先方で不快に思つたり、かからないと諦めて切つてしまうばかりでなく「何て緊張のない店だろうと思うでしょう。

今鳴つているベルの先では、あなたのためにどんな大切なおとくい様が又、どんな御用が待つているかわかりません。

待つている時間というものは、とかく長いもので、ほんの数秒なのに非常に長く感じるのは御経験の通りです。

先様は急いでいるのにきまつています

（四五頁へ続く）

見たまゝ聞いたまま

金の自由販売

八月一日から十四年ぶりに金（キン）の自由販売が許されています。

もつともこれまでも、政府が一グラム四百五円で全部買上げその三分の一は精練業者には四百七円で、また加工業者には配給制で五百十五円で払下げていた訳だが、去る国会で金管理法が改められた結果、新産金の三分の二は加工用金として自由価格で売つてもよいことになつたわけだ。残りの三分の一は従来通りの価格で政府が買上げる。

八月以降は〝日本製〟の昔なつかしい金ペンや、腕時計も相当出廻ることになるだろう。もちろん金の入歯なども、これまでよりは容易にできる、早くもカネをキンに替えておこうというあわて者もいるらしく、某加工業者には〇〇万円がとこーと早手廻しの注文もあつたとか。

自由販売価格建値は一グラム約五百五十五円と見込まれている。現在各社の生産費は六百四十円見当だが需要量だとか従来相当量流入されていた密輸品の値段からみて六百円以上にすると、売れなくなる、といつた痛しかゆしのかつこうらしい。最近の産金量は二十五年が約五千キロ、二十六年約五千三百キロ、二十七年約七千百キロとなつている。巷間現在の金価格が米国の金平価から割出してきめられてあるところから、新しい金価格が従来より高くなるのをもつて一ドル三百六十円の現為替相場が切下げられる含みがあるなどの説もあるが思い過しではあるまいか。

私達のことば

◎事業税の廃止を望む

町の小商人

過去の不安定な経済事情に重ねて朝鮮動乱の終結は、わが国の経済を極めて困難な転機に立たしめてをり特に我々中小企業は今までの悪条件が皺寄せされて窮迫の極に達し、文字通り死活の岐路に追い込まれているのであります。

この時政府の中小企業対策は甚だ消極的でわれ〳〵商工業者の苦しみは一層累増するばかりでありますが、その中でも最も苦悩の原因となつているのが商工業者のみを対象とする事業税の重圧であります。

即ちわれ〳〵商工業者は大衆課税としての所得税を負担した上に、尚尨大な事業税を納めているのであつて、その重圧は企業の資金はおろか、生活費にまで喰い込み、明けても暮れても亡霊に悩まされ、且つ喘いでいるのが業者の現実の姿であります。

然しながらわれ〳〵商工業者は何とかこの窮境を打開すべく、一日十数時間の労働に耐え、生活を犠牲にしつつ日夜腐心しているのでありますが、その努力も事業税によつて水泡に帰す現状であり、この状態が続けばやがて中小企業者は重税の前に一切を失うことになるかも知れないのであつて、現実に到産を強いられるに至つた業者も多数現れているのであります。

日本再建の為に必要な国民全般の大衆課税はいささかもいとうことなく国民の義務として負担する覚悟でありますが、商工業者のみを対象とする事業税は明らかに不合理不公平であり、担税能力を超えた措置であると思われるのであつて、この際そのような事業税は断じて廃止すべきであり、中小企業の窮状打開の活路もまずこの事業税廃止が必須条件となるのであります。

われ〳〵商工業者は当局に対し速やかに地方税法の再検討と是正を要請し、事業税の撤廃措置を講ぜられるよう希求するものであります。

× × ×

私達の言葉

◉民謡が欲しい

若草山人

国際観光都市としての奈良は今更述べる迄もなく世界的な存在であり、奈良には書き尽せない程の古文化遺跡がサンとして輝き、一木一草これみな涙の歴史であり、まことに自然美に恵れた佳き観光地である。文人墨客ならずとも、奈良を訪れる人は年々歳々増加するだろうが、奈良で泊る人が案外尠いのは何故だろうか。

これには種々理由があり、旅客自動車の発達なり、近くには京都市の様に都市と観光とを備えたのがあるからだと思われるがやはり「夜の奈良」に魅力がないと言うことである。

旅のつかれをいやす天然温泉にも恵まれず、それに民謡一つさえないことが余りにも味けなさを感じさせる。

観光地と民謡はサシミとワサビの様なものであり、全国に散在する幾多の観光地には夫々の知られた民謡があり、行ったことのない土地でもその民謡によつて何か身近かなものを感じさせる大きな宣伝力を持つているのである。

土佐節、おけさ節、安来節と民謡と共に知られているところは沢山ある。これ等の土地の発展に民謡は大きな役割を果したに違いない。

白頭山節を作った人が今奈良に住んで居ると云うことを知っている人は尠いだろう。この作者は昭和の初め森林伐採の為鴨緑江に渡り、遠く異境で暮す哀愁をその儘唄にした。若しこの唄が無かつたら白頭山は今程知られることは無いと思われるのである。

とかく観光事業と云うものは、小さいものゝ集積であり、遠大な計画によるものは実現にはむつかしいものである。こゝらで一ツ、商工会議所が奈良民謡の誕生に骨を折つて貰い度いものである。

大和路を訪れる人々に、民謡と云うお土産は、唄の文句ではないが荷物にならず、然も奈良の印象を適切にバラ撒いてくれるのである。柳ゆれる夜の池辺に三味線に乗つて「奈良の唄声」が聞けるとしたら、思うだにほゝえましいものである。

（奈良　若草山人）

天氣豫報 賣ります

これは、東京都文京区駒込神明町三一二のトウジョウ・ウエザー・サービス・センターで、中央気象台が創立されて満七十八年目を迎えた今年、はじめて気象業務法の許可を受けて営業を開始した新商売である。

× × ×

売出す予報を三種類に分け一つは旬間予報で、これは毎日発行するが、その日付けの二日後から十日間を予報し、同じ「晴れ」でもその確度が五分五分のときは「不明」六割以上のときは「不確実」七割以上のときは「やや不確実」八割以上のときは「確実」と断わり書きをつける良心的方法で毎日契約者にガリ版刷りにして送られる。これは一カ月八百五十円、二つ目は商業予報で、旬間よりややくわしく、契約者の利用する条件を一応くわしく聞き、荒川区の何日の天気は〇メートルの風、〇ミリの雨などと予報する仕組み、この一カ月の契約料は一万二千円。第三番目は階級予報といつて、たとえばある船団が横浜からパラオまで行くのにいつ出発したらよいかというような相当細かい質問に対し、出発前二日前に東経〇〇度、北緯〇〇度に台風が現われたら見合わせろ、どこそこまで行つたときごとに台風が現われたら〇〇港に避難せよ、どこで台風にあつたらどう逃げろなどなど非常に細部の点まで細かく指導する。これはそのときの汐の流れまで見なければならないので料金は最も高く、月に三万円から十万円。

この値段に対しお客の利用率は割あいに高く、階級予報の分が開業第一日で約六件、他は相当数という人気である。梅雨をひかえてベニヤ板製造業者やユカタ製造元などが契約を結んだり映画会社や漁業会社がお値段に構わず申込んで来たそうだ。

——日商ニュースより

金融

中小企業金融についての私見

小山繁二

□中小企業に対する政府の施策はこと極めて緊切な問題であるに不拘従来の内閣は常に摑みどころの無いアイマイな態度に終始しこれと言う具体的な手を打つ様なことがなかつたが昨年暮頃に至つて漸く国会での施政方針の中に中小企業の振興対策として中小企業金融公庫の設置信用保証協会の育成などの片鱗が示される様になつたが、これとても所謂隔靴掻痒の感じで零細な中小業者の金詰まりは依然として深刻で一向に緩和されそうにも見えない、と云うのは斯うした一部の施設が出来てもこれが万遍なく中小業者の末端にまで利用出来ない憾みがあるのと中小業者その者が平素金詰まりに喘ぎながら存外に無関心である事にも一部の責めがある様である、我国産業機構の七割を占めると言われて居る中小企業の重要さは勿論政府当局もよく認識して居ることであろうが、何故に業者の実態に即した適切な手が打てないのが、もつと業者の訴える金融難の悩みを緩和してやる道は出来ないものであろうか、我々は平素業者から深刻な金融上の相談を受ける毎にいつもこの感を深うするのである。しかも朝鮮の休戦が成立し、これからの日本は急速に経済の自立体制を確立せねばならぬ、と云う大切な時機に到つて、これからのデリ貧不況をどうして切り抜けて行くか、今次の国会での政府要路の演説や答弁について見るといかにも甘い考え方でその対策なるものが従来の考え方を一歩も踏み出して居らず、現実の事態にどう取組んで行かねばならぬかを明確にして居らない、戦後の政治がいつもその貧困さを指摘される様に、特に中小企業の今後に於ける不況対策についての具体案は何等示されず野放し状態に置かれた様な感じである。

しからば差し当つてこれからの中小企業の在り方はどうあるべきか、問題は極めて大きく且つ復雑である、しかしながら中小企業者としても徒らに政府の施策にのみ頼ろうとするのは間違いであつて、どこまでも業者自らが起ち上がつて行く気魄がなければ困難な局面を打開することが出来ないのは申すまでもない、戦後の産業界は敗戦の壊滅から起ち上つた資本力の脆弱さがある、これが何よりも大きく響いて居るのであるが特に中小企業の今日の窮迫は資本力の甚しい乏しさが大きな弱点となつて居るのであつて自己資本三分、借入れ金七分と云う不健全な企業形体が大部分である事によつて見ても今日の中小経営の苦しさが判るのである。処が玆に一つ業者側に反省を求めたいのはその企業経営に当つての配慮が兎角充分ではないと言うことである。即ち経営に当つての合理的な企画や経理の内容に於て明確な線を出して居らない向きが多いと云うことである、それが往々にして金融機関の資金援助を妨げて居る事例が多い、銀行は大企業には貸すが中小業者には容易に金を貸さぬと云う怨嗟の声も聞くが、中小業者自体がその企業経理の不明瞭な殻を固くして居つてはいつまでたつても金融の途は拓かれるものではない、それと共に中小業者の中には銀行は自分達には相手になつて呉れぬと前からきめて掛つている向きがあるがこれも亦大きな考え違いである、自ら進んで銀行の門を叩き自己の企業の内容を充分銀行側に認識せしめる努力こそ大いに必要なのであつて、銀行はその融資の方針に叶うものであればどし〳〵援助の手を伸ばすに吝さかではない筈である。由来企業の発展を図るには一つに金融機関を利用する巧拙の如何にあるとも云われるのであるから中小業者は努めて金融機関に近ずき常にその業務の実態を銀行側にぶちまけて相談しその信用の保持に努める事が肝要である、と同時にその企業の合理化と工夫改善、更に経理内容の健全明瞭化に普段の精進を重ねる事が取りも直さず前に言うこれからの来たるべき不況対策の根幹ともなるのであつて、いつの時代に於てもこれ等の事柄については業者の企業経営上の鉄則と言つても過言ではあるまいと思われる。信用保証協会の窓口には平素さま〴〵の中小零細業者が出入するが、その多くが大低自己の業面に対する一貫した信念を持つて居る人がすくない、と同時に企業内容の不健全な人ほど融資保証の金額に山をかけた過大な申込みをして来る、これは一面同情すべき点もあるにはあるが、得て自己の企業内容を蔽い隠くして少しでも借りる金を多くしたいと言う利己観念の発露でこれも人情致し方は無いと申したいが一歩突進んで自己の力に過大な負債を背い込んでその資金の運用を過まり却而その事業の蹉跌を来たす様な事が無いでもないと思うと折角でも申込み通りには応じ兼ねるのである、それと言うのも要するとその人の事業経営に筋の通つた企画性がなく、借りた金の返済に矛盾があるのがあり〳〵と看破されるからである。斯うした処にも今の中小業者の金融をつける上に於て深く考えねばならぬ点がある様に思われる。

要するに中小企業者の金繰りを緩和し事業を軌道に乗せて行こうとするには先ず業者自体が自己の企業を真剣に検討しどこまでも企業体の合理化を一貫し地味

に堅実な策を執つて努力すること、これが現下の至難な中小業者にとつて先決の要件ではなかろうかと思うのである。
（奈良県信用保証協会専務理事）



◇會議所の貸ホールを御利用下さい

場所は電車の駅前で、最も便利な奈良市の中心地、当商工会議所の三階には
大ホール収容人員三〇〇名
中ホール〃　五、六十名
小ホール〃　三十名
夫々各部屋に相応しい椅子、テーブルが完備しています。
組合の總会に、又役員会に会社の總会、各種の講演会や懇談会などには至極好適です。
皆様の御利用をおまちしています。

私達の言葉

青色申告者は斯く望む

青入道

毎年のことながら個人の中小企業者は税金のことになやまされる。青色申告制度はその救いの手として設けられたのであるが、制度そのものが不十分なのかこれを利用するには条件が熟していないためか、まだまだ利用者が少く所期の目的を達成していないことは残念なことである。

現行所得税法の下においては、最低生活は確保されない

先般の所得税法改正案において基礎控除五万円が六万円に扶養控除は最初の一人分について二万円より三万五千円に引上げられる予定であつたが、この程度の引上げでは低額所得者にとつては大したことではなく、生活費に食い込むことは明白であつて生きるためにやむを得ない脱税をするという、守られない税法こそ青色申告者にとつて迷惑である。このさい基礎控除、扶養控除を思い切つて引上げるべきである。

青色申告の特典が足りない

現在与えられている特典の多くは企業会計上当然認められるものであつて、しかもそれは主として大法人向であつて、個人営業者にとつて利用し難い。何といつても、青色申告者の誠実さ、記帳努力、税務協力等に対する報償として、所得の一定割合を特別控除してもらいたい。また現在の専従者控除には配偶者が除外されているが、これでは夫婦共稼ぎ的な零細業者は救われない。妻の控除を認めてもらいたい。

青色申告者を法人並に扱つてもらいたい

懸後、税負担の軽減を目的として個人より法人になるものが多いが、これは個人法人のアンバランスに原因していると思うので至急にこれを是正してもらいたい。それには専従者控除より進んで事業主給与を認める事。法人に認められている徴収猶予制度を個人に認める事、決算期を十二月末と回定せずに、法人のように開散期を選択できるようにされたい。

最近青色申告を阻害しているのは、むしろ地方税関係である

地方税を国税の附加税とすることは調査の重複をさけ、徴税を簡素化することになるので、ぜひ実現してもらいたい。
①調査の徹底を期し、白色と青色とのアンバランスをなくし、正直者に馬鹿をみさせないようにしてもらいたい。
②青色申告者の記帳を尊重し、所得標準率や効率を固執したり、前年実績と比較した増歩合を前提として押しつけないで欲しい。
③青色申告者は、法人と同様な見地で必要経費を認めてもらいたい。
④調査の時期、方法に工夫を加え、青色は面倒でうるさいという不満をなくしてもらい。



金融

新公庫の貸出限度三百萬圓

衆議院通産委員会に於ける去る七月十八日の中小企業金融公庫法案の最後的審議は、頭初原案の政府出資金百億円を百卅億に増額可決した。さらに公庫運営についても受託金融機か関ら大銀行を除外したこと、一企業当り貸付金の総額を頭初原案一千万円を三百万円程度にすること、などを内容とする次の様な付帯決議を行つた。

一、貸付対象については通産省所管の業種にウェイトを置いて、貸付対象選定の際に、農林漁業金融公庫の業務との重復を避けるとともに、両公庫の貸出対象の間げきを生じないよう業務の調整を図ること。なお可及的速かに農林漁業等原始産業に直結する事業に対する融資は、農林漁業公庫で取扱うよう措置すること。

一、貸付金利の年一割は高率に過ぎるから、年七分五厘程度に低減するよう努めること。

一、受託金融機関は当分の間次の通りとすること。

（イ）商工組合中央金庫（信用協同組合向融資を含む）

（ロ）相互銀行

（ハ）信用金庫

（ニ）地方銀行および日本興行銀行

（ホ）農林組合中央金庫

一、一企業に対する貸付金の総額は差当り三百万円程度とすること。但し特に必要あるときは一千万円まで貸付けることができる。

一、本公庫資金の運用は、業種別地域別にできるかぎり不公平のそしりなきよう普遍的に均てんし、広く零細企業に及ぼすこと。

一、公庫資金は過少にすぎるから速かに増加すること。

一、本公庫よりの委託分をもつて肩替りすることのないよう厳重監督すること

一、受託手数料は最高年四分程度として可能ならば段階制を設け小額貸付の場合を有利とするよう措置すること。

一、出資金のうち「自転車産業貸付」は今回の四億円に限定し、今後は自転車競技法第九条の規定により本公庫の出資金とは別途に支出すること。

一、公庫役員には、中小企業に理解のあるものをあてて、商工組合中央金庫の業務との円滑化を図るために必要なれば役員人事の交流を図ること。

商店經營

◎あなたのお店は損か得か

「經營分析の話」（一）

終戦後納税が申告制となり続いて青色申告制度が実施されてからは記帳が一層必要性を増した次第で各所で簿記の講習会等が開催され簿記の知識は相当に普及されました。之を応用して各お店で記帳されて居りますが其目的は納税の基礎を確立する為のみの様に思つて居られる方が大半であるやうに存ぜられます。之れも其の目的の一つではありますがもつと大切な目的が他にあります。其れを実側に付いてお話致しましょう。

皆様が学校や講習会で簿記を御習得された一番最初に先生や講師は「簿記は経営の指針である」とか「簿記は経営の船に於ける羅針盤である」と申しましたことを御記憶のことゝ存じます。

皆様は一期間（大抵は一ケ年）記帳をされて其の終りに帳簿を締切り、試算表を作つて記帳の間違いないことをたしかめ貸借対照表財産目録損益計算書を作成されます。どの表も大切でありますが、経営の指針になるものは損益計算書であります。之を色々の角度から検討研究するのです。

さて別紙の様な損益計算書が出来たものと仮定して之を検討して見ましょう。

（数字は判り易くするために端数をなくして簡易に致しました）

売上高一、〇〇〇、〇〇〇円、之れに対する売上原価は五二六、〇〇〇円、そうすると売買利益（利巾とか荒利益又はマージン）は四七四、〇〇〇円となります次に一般営業費税金（所得税及市民税を除く）減価償却費等の合計額二〇九、〇〇〇円、之れを利巾即ち売買利益の四七四、〇〇〇円から差引いか金額二六五、〇〇〇円が此の年の営業利益即ち所得額であります。普通の損益計算書では此処までしか書いてありません。然し経営の損得を計算するにはもう一つ店主勘定即ち家計費と税金（此の場合は所得税及市民税のことです）の合計額と其の年の営業利益高とを比較する必要があります。

此の家計費及税金は店主勘定として資産負債勘定ですから貸借対照表中にあります。之れを損益計算書の下に書いて所謂修正損益計算書を作つて此年の利益高と対照致しますと家計費と税金の合計額が三一二、〇〇〇円となります。其の比較の結果は差引四七、〇〇〇円の損失即ち赤字であります。

以不次号

（奈良県商工会議所主事　笠原治郎）

見たまま・聞いたまま

◎誰にも必要な新しい禮法（二）

われ〳〵が「新しい礼法」と申しますと何かひどくむつかしく思われるかも知れませんが、次のようなことをまず最初に心得ておられると簡単にわかります。

たとえば東京では朝八時から九時までの間はラッシュ・アワーでひどく電車が混みます。息が出来ない位押つぶされそうになります。小さくなつたきり電車に乗つていますが降りる時が又大変です。大きい駅なら後から押してくれるので自然に押し出されますが、小さい途中の駅で降りる時は大変です。カバンを持つているし、人がスシ詰めである。どうしても押しのけて出なければならない。そんな時よく黙つて押して出ると、人は腹を立てゝ怒ります。こんな時「ご免なさいッ」と声をかけると相当景気よく突き飛ばしても大てい怒らない。普段そんなに突き飛ばしたらカンカンに怒るだろうと思いますが、一寸一こと断つておけば不思議なほど怒らない。こゝのところが大事なところであります。

私は不幸にして酒は飲めない方ですが、私のところへ来る友達に飲み助がずいぶん沢山います。

よく酒に酔つて座敷の入口かなんかの狭いところに寝てしまう場合がありますす。

どうかして外へ出たい時に邪魔になつて困るが、酔払いは引張つても動くものじやなくとくに始末の悪いものです。外へ出ようと思えばどうしても体の上をまたがなければ出られない。かりにこういう場合、人の寝ている上をまたぐことは失礼なことですがまたがざるを得ない。それを寝ているからよかろうと何もいわずに無造作にまたいではいけないと思います。

けれどもその時たつた、一こと「ご免よ」といえばよいのであります。当人が聞えても聞えなくてもよい、「ご免なさい」と一こと断つてまたいで出ればよいのです。たとえ断つても人の寝ている上をまたぐということには変りありませんが「ご免よッ」という一ことが大切なのであります。

これで結構無礼でなくなります。人の坐つている前を、立つて通ると失礼ですが、その時ちよつと「失礼します」と一こといえば失礼でなくなります。本当の礼儀はこのようなものでなくてはいけないのであります。

ご飯をお給仕する時も、何も目八分で運ばなければならないということはありません。なぜそうするかというと、息がお膳にかゝらないように高い目に持つだけのことであります。

こうした〝お膳に息のかゝらないように高目に持つ気持〟人の前を通る時「失礼します」と一こと断わる気持が礼儀の根本であると思います。この気持を心得ていさえすれば、その人はまず礼儀がある人といゝ得るわけであります。

礼儀のあるなしはこの気持のあるなしであります。この気持さえあれば、お互いが後から突き飛ばされても腹を立てずに済み、お互いの生活が和やかになります。

その気持を持つということだけで、そこに自然に礼儀が出来てくるわけであります。

これなら恐らくどなたにもお出来になることです。むつかしい形は知らなくとも間に合います。それでは、それだけでよいかと申しますと、それだけでもいけない。たとえば心の中にいくら敬意を持つていても、それを形の上に現わして行きたいのであります。

然らば人に会つた時どうして敬意を表現するかというと、やはりお辞儀という形になつて来るのであります。そして出来ることなら形もきれいな方がよろしい。お茶を飲むのにはお茶を口の中へ運べばよいのだから、どうして飲んでもいゝではないか。いきなり口のところへ無造作に近づけて飲んでも一向構わないわけではないか――と申しましても、それではやはりあまりにも形が悪くて傍からみていても愉快ではない。面白くないのであります。

お茶を飲むならやはり指をそろえて、なるべく形を整えて飲む方が見やすいものです。皆さんが学校の作法の時習われた時は、恐らく右の手でお茶碗を持つてお茶碗がヒザの上へ来た時左手をいと底へ添えて両手でお飲みなさいといつて習われたことゝ思います。

本当をいゝますと、お茶を飲むのは両手で飲むのではなく右手でしつかり持つて飲むのが本当であります。

左手は形を整えさせるための添え手とでもいうべきものです。従つて自分の部屋で飲む時、両手で飲む人はまずないだろうと思います。形だけにとらわれていると、自分の部屋で飲む時も両手で容態を整えなければならないようになりますが、そんなものではない。この形をいつどこで、どのようにやるかということ、つまり応用ということが大切なのであります。

礼儀作法には、まず〝なぜ〟ということがあり、それからその次に〝だからその形はこうあるべきだ〟という事が出来のであります。

形が整わなくても気持があればいゝと申しますが、やはりその次には形が必要

になつて来るのであります。形〳〵応用のことを心得と申しますが、これがなければダメであります。そしてこれは決して教わらなければ出来ないというものは一つもありません。私がこうしてお話出来るのも、本なしで八時間も十時間も講義出来ますのも、大抵の質問にお答え出来ますのも教わつたことではありません。要するにたゞの常識であります。どなたでもお出来になるが、たゞ自分でやるかやらないかという気持だけを第一に持つて下さることが一番大事なことであります。これによつて本当に行儀がよくなり得るものであります。

世にいう「人の振りみてわが振り直せ」ということが礼儀をだん〳〵知つて行く手段になつておりまして、御自分で考えていたゞきたいことが非常に多い。それをわざと鹿爪らしい顔をして話をしているのはおかしなものです。

私は細かい作法のことをお話するよりも、まずそうした気持を持つていたゞくことが一番大事ではないかと思います。

私がこうしてお話し得るようになつたのも、実は決して偶然ではありません。兎にも角にも礼法要綱のようなものを書くことが出来、皆さんの前で礼法のことについてお話し得るようになつたのも、全く母のしつけのお蔭であります。

私は母の傍に八歳の時までしかいませんでしたが、八歳になるまで母にやかましくしつけられたのがもとになつております。私は六人の兄弟の末つ子ですが、五つの時に父を失いましたので、母は私が五つの時から女手一つで六人の子供を育てゝくれました。大名の子として恥しいようなことがあつてはいけないというので母はずいぶん厳しくわれ〳〵をしつけました。人はよく朝から晩までということをいゝますが、よく考えてみますと母は朝から朝までわれわれを見張つていたといつた方がよい位です。

夜寝ていても回つてくるのです。私は末つ子でまだよかつたのですが、姉なんかはそれそこ大変です。マクラでも外していようものなら取上げられてしまいました。その時分の女の子は頭をザン切りにしていません。十三のころからお稚児さんになつて、あとは桃割れ、年ごろになると島田というように日本髪を結つておりますから、マクラを取上げられると大変です。母に謝つてマクラを返してもらわねばならないわけです。

また寝ぞうが悪いと腰ヒモをほどいて足をしばられ、朝にならないと解いてくれないので、いやでも寝ぞうがよくなるという始末です。

食事の時はいまのように茶ぶ台で食べるのでなく、六人ともお膳へ坐つて食べますが、母は給仕の前に坐つて見張つておりますからヒザを崩すことも出来ません。座布団はわれわれのところでは使わないのです。親の前では座布団は使えませんからいつでもタヽミの上にきちんと坐つて食べることになりますが、母が給仕の脇に坐つてながめておりますから何でもよくわかります。

ハシの上げ下しまで……とはおしゆうとさんがお嫁さんをいじめる時の形容でありますが、実際ハシの上げ下しについても母は小言をいいました。

学校の先生が教壇から黙つて見ておりますが、どれだけ生徒がいてもあそこで手紙をやり取りしているかいうのがよくわかるそうですが、たつた六人の子供のことですからなおはつきりわかります。そしてお茶碗の持ち方が悪いとか、おつゆの飲み方がいけないとか、いちいち小言をいわれるのですから、形がきちんと決らざるを得ないのであります。

それがどれだけむつかしいことを教えてくれたのかと考えてみますと、決してむつかしいことではなく、非常に簡単な事であります。

ハシの持ち方を教えます。お茶碗の持ち方を教えますがこれは決りきつたことで、男は指一本入れるということを教えます。それから食べる順序をいう、それでなおやかましかつたのであります。

私がいまこうして話しているのも、母が私の八つの時までに教えてくれたことばかりであります。子供が八つまでに覚えられることは誰でも習わなければならないぞとむつかしいものでもないわけです。

後になつて小笠原流の先生たちといろいろ話をして行けば、大筋だけはいまの小笠原流と変るところはありません。礼法要綱を書いたのも結局はこの礼儀の筋だけであります。ちよつと位おかしくても、持ち方など学校で習つたようなむつかしさは一つもありません。八つの子供に出来たことですから誰にも出来ます。いまなら十五分位で出来るほど簡単な食事の作法を母は実に厳しくしつけたというところに大切なところがあるのだと思います。（徳川義親氏講演、一宮商工会議所報第二八号より転載）

◎第十六特別国会で決つた商工会議所の業務

○商工業界の意見公表、陳情や建議
○行政官公庁の諮問応答する
○商工業情報の収集と各種の刊行
○商工業の各種調査と研究
○商品の品質、産地其他の証明や鑑定
○輸出品の原産地証明
○商工業に関する施設を設置し運用する
○講演会や講習会などを開催する
○商工業上の技術、技能の普及と検定
○博覧会、見本市の開催又はあつ旋
○商事取引上の仲介またはあつ旋
○商事取引上の紛争の調停または仲裁
○商工業各種の相談に応じ又は指導
○商工業者の信用調査
○観光事業の改善、発達を図る
○社会一般の福祉の増進に資する
○行政庁から委託を受けた業務を行ふ

解説

第十六國會で成立した税制改正の主要點

はしがき

昭和二十八年度の税制改正は半カ年かかりで漸く本極りとなつたが、扨て今回の税法改正によつて一千五余億円が減税されることになつたが、これは税法上の減税であつて、必ずしも各自の納税額が減少するわけではない。

さて各税法の如何なる点が改正されたのであるか、次にその主要の点を列記することとする。

一、所得税

1 基礎控除その他の控除額につき次のように引上げた。

①基礎控除額六万円（改正前五万円）
③扶養控除額第一順位　三万五千
（〃　二万円）
②勤労控除限度額　四万五千円
（〃　三万円）
④生命保険控除限度額　八千円
（〃　四千円）
⑤医療費控除総所得額の五%（改正前一〇%を超える部分で最高限度は十五万円　（〃　十万円）
⑥退職所得の特別控除額　二十万円
（〃　十五万円）
⑦社会保険料控除の新設

2、税率につき次の階級を引下げ又は引上げた、課税所得二万円以下の税率一五%（改正前二〇%）に引下げ七万円を超え八万円以下の税率二五%（改正前二〇%）三百万円を超える部分六〇%（改正前五五%）五百万円を超える部分六五%（改正前五五%）に引上げた。

3、扶養親族の範囲を、納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族で總所得が三万五千円（改正前二万円）以下の者とした。

4、勤労学生控除の適用を受ける勤労学生の範囲を勤労所得十五万円（改正前十万円）以下で、且つ自己勤労以外の所得六万円（改正前五万円）以下の者に拡げた。

4、青色申告者の専従業者控除の範囲を事業に専ら従事する配偶者以外の十五才（改正前十八才）以上の親族に拡げ経費算入の限度額を年六万円（改正前五万円）に引上げた。

6、有価証券の譲渡所得を非課税とし法人の解散合併又は減資等があつた場合の解散合併の場合に株主等が取得する金銭等については所得税を課税しない。

ロ 減資に因つて株主等が取得する金銭等のうち法人の資本金額、再評価積立金の金額以外の部分に対応する部分は、これを配当所得とみなして所得税を課税して、その他の部分は所得税を課税しない。

7 山林所得、譲渡所得及び一時所得については、従前の変動所得の課税方式を次の通り改め、漁業所得、著作権使用料等の変動所得は従前通りとした。

イ 山林所得については、その所得金額から十五万円（改正前譲渡所得、一時所得とを通して十万円）を控除しその控除後の金額の半額を他の所得と綜合課税する。

8、預金の利子等の所得については源泉課税一〇%（改正前二〇源泉選択五〇%）を課税して他の所得との綜合課税を当分しない。（措置法）

9、外国との二重課税防止

外国で課税された所得に対しては、その所得に対する所得税額を限度として外国で納付した税額を免除する。

10、企業組合等の法人の行為計算によつて所得税の負担を著しく軽減する場合の否認規定を新に設けた。

二、法人税

1、清算所得課税の復活

有価証券の譲渡所得の廃止に伴い法人の清算所得に対し法人税を課税し、清算分配を受ける者の配当所得に相当する部分についても法人税を課して分配金取得者における所得税は課税しない。

清算所得に対する税率は積立金及び法人税を課せられない所得から成る部分の金額は二〇%その他の金額は四六%とする。

2、配当所得益金不算入の規定改正

配当計算期間の末日前一月以後に取得した株式等で配当計算期間の末日後二カ月以内に譲渡したものの配当所得については、その株式等を所有した期間に相当する部分の金額についてのみ益金に算入しない。

3、外国との二重課税廃止

外国で課税された所得に対してはその所得に対する法人税額を限度として外国で納付した税額を免除する。

4、同族会社の積立金非課税限度の引上げ

同族会社の積立金に対する非課税限

度額を払込資本金の二五%又は百万円のうちいずれか多い金額（改正前五十万円）まで引き上げた。（措置法）

三、相続税

1、累積課税制度の廃止

従来の累積課税制度を廃止し

イ 相続及び包括遺贈に因つて取得した財産についてはそのつど相続税

ロ 贈与及び特定遺贈に因つて取得した財産については一年間分を合算して贈与税

をそれぞれその取得者に対し課税する

2、基礎控除額の改正

相続税については五十万円（改正前三十万円）贈与税については十万円（改正前三万円）の基礎控除をする。

3、死亡保険控除等の引上げ

死亡保険金及び退職金に対する控除額を三十万円（改正前二十万円）に引上げた。

4、税率の改正

相続税については五千万円までにつき五%を引下げ、贈与税については従前通りの税率とする。但し三千万円から五千万円までは五%乃至一〇%を引上げた。

5、延納制度の放正

相続税額一万円（改正前三万円）をこえるときは五年（不動産等が五割以上であるときは十年）以内の延納を認める。

贈与税についても税額が一万円をこえるときは、五年以内の延納を認める。

四、富裕税

昭和二十八年分から廃止

五、第三次資産再評価

1、基準日は昭和二十八年一月一日とする

2、株式の再評価は認めない

3、第三次再評価の時期

昭和二十八年中において一回、昭和二十九年中において一回行うことができる。

1 個人の資産の譲渡等による場合のみなし、再評価の限度額は第三次再評価の限度額とする。なお、有価証券の譲渡の場合のみなし、再評価は廃止。

4、再評価限度額

2 第一次及び第二次再評価基準日に対し土地等は約十六割、その他は約五割程度引上げられた。

5、再評価限度額の特例

3 昭和二十五年一月一日以降耐用年数につき異動のあつた償却資産については第一次再評価の限度額を一・五倍した金額から第一次の再評価基準日から第三次再評価日までの償却額の限度額の累計額を控除した金額を第三次再評価の限度額とすることができる。

6、特別控除額の引上げ

イ 個人の減価償却資産以外の資産及び家屋についての譲渡等による場合のみなし再評価については再評価差額から十五円（改正前十万円）を控除する。

7、法人の再評価税の納付

4 法人の減価償却資産についての第三次再評価税は五年間に均分して納付することにした。

8、再評価積立金の資本組入

再評価後直ちに資本組入れする限度額を再評価積立金から再評価税を控除した金額の十分の九（改正前四分の三）に引上げた。

六、特別減税国債

1、二十八年度発行高二百億円、利率年四分、償還期限五年以内

2、国債購入による減税

イ 個人は二十八年分の所得税につき購入額の二五%を軽減する。但しその軽減額が所得税額の二〇%を超るときは所得税額の二〇%に止める。

ロ 法人は昭和二十九年三月末日までの間に申告期限の到来する法人税につき購入額の二一%を軽減する。但し、その軽減額が昭和二十八年度の間に申告期限の到来する法人税額（六カ月事業年度の法人は上下の二期分の税額）の二〇%をこえるときは右税額の二〇%に止める。

3、法人税の軽減を受けた購入特別減税国債の経理処理

イ 購入後四年以内に売却した場合の売却代金が次の金額以下であるときは次の金額との差額に限り損金に算入する。

購入後一年以内は額面額の七九%、二年以内は同八五%、三年以内は同九〇%、三年以上のときは同九五%

ロ 評価減をした場合の減額相当額は損金に算入しない。

ハ 価格変動準備金の規定の適用については購入価額を以つて時価とみなす。



◎身体障害者雇用運動

○傷ついた人に伸そう雇用の手
○障害者を雇つて成程もう一人
○障害者仕事で示す技と意気
○適職に技倆あらはす障害者
○障害を見るより先にまづ技術
○製品の影に光るや義手の腕
○傷痍者反つて明るい職場あり

会議所の頁

新しく生れた 商工會議所法

（昭和二十八年八月一日公布）
（法律第百四十三号）

目次

第一章　総　則（第一条―第五条）
第二章　商工会議所
第一節　通　則（第六条―第八条）
第二節　事　業（第九条―十四条）
第三節　会員及び特定商工業者（第十五条―第二十三条）
第四節　設　立（第二十四条―第三十四条）
第五節　管　理（第三十五条―第五十六条）
第六節　解散及び清算（第五十七条―第五十九条）
第三章　日本商工会議所（第六十条―第六十三条）
第四章　雑　則（第六十四条―第八十条）
第五章　罰　則（第八十一条―第八十六条）
附　則（第八十七条―第九十一条）

第一章　総　則

（法律の目的）

第一条　この法律は、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与するために、商工会議所及び日本会議所の組織及び運営について定めることを目的とする。

（人格及び住所）

第二条　商工会議所又は日本商工会議所（以下この章第四章及び第五章において「商工会議所等」という。）は、法人とする。

2　商工会議所等の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（名称）

第三条　商工会議所等は、その名称中に商工会議所または日本商工会議所の文字を用いなければならない。

2　商工会議所等でないものはその名称中に商工会議所等であることを示す文字または商工会議所等と誤認させるような文字を用いてはならない。但し、特別の必要がある場合において、通商産業大臣の許可を受けたときはこの限りでない。

（原則）

第四条　商工会議所等は、営利を目的としてはならない。

2　商工会議所等は、特定の個人または法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行つてはならない。

3　商工会議所等は、これ特定の政党のために利用してはならな。

（登記）

第五条　商工会議所等は、政令の定めるところによりその設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、解散、清算人の就任、清算の結了等の各場合に、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記をしなければならない事項は登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二章　商工会議所

第一節　通　則

（目的）

第六条　商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第七条　この章において、「商工業者」とは自己の名をもつて商行為をすることを業とする者、店舗その他これに類似する設備によつて物品を販売することを業とする者、鉱業を営む者、取引所、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十二条二項の会社有限会社及相互会社をいう。

2　この章において「特定商工業者」とは、別表の上欄に掲げる商工会議所の地区内において、第二十六条の場合においては創立総会終了の日、その他の場合においてはその商工会議所の毎事業年度開始の日（以下この項において「基準日」という。）に引き続き六箇月以来営業所、事務所、工場または事業場を有する商工業者のうち、左の各項の一に該当する者をいう。

一　基準日の一年六箇月前の日の属する年または基準日の一年六箇月前の日の属する事業年度から基準日の六箇月前の日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の事業年度に係るその商工会議所の地区を区域に含む都道府県における事業税またはその商工会議所の地区内の市町村における鉱産税として、基準日までに納付し、若しくは納付しなければならないことが確定した税額が、それぞれ同表の中欄に掲げる金額または当該金額以上であつてその商工会議所がその事業年度ごとに通商産業大臣の許可を受けて定め、且つ、公告した金額に相当する者

二　基準日における資本金額または払込済出資総額がそれぞれ同表の下欄に掲げる金額または当該金額以上であつてその商工会議所の地区内の商工業者は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（使用料および手数料）

第十四条　商工会議所は、定款の定めるところにより使用料または手数料を徴収することができる。

第三節　会員及び特定商工業者

（資格）

第十五条　商工会議所の会員たる資格を有する者は、その地区内において、引き続き六箇月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者とする。但し、定款で別段の定をしたときはこの限りでない。

2　左の各号の一に該当する者は会員たる資格を有しない。

一　禁治産者又は準禁治産者

二　破産者で復権を得ない者

三　禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（加入）

第十六条　商工会議所は、会員たる資格を有するものが商工会議所に加入しよう

とに通商産業大臣の許可を受けて定め且つ、公告した金額に相当する者

（地区）

第八条　商工会議所の地区は、市（都の区のある地域においてはそのすべての区をあわせたもの以下同じ。）の区域とする。但し商工業の状況により必要があるときは、県の区域、町の区域又は市と町村若しくは町と町村をあわせたものの区域とすることができる。

2　前項但書の区域のうち、町の区域又は町と町村をあわせた区域は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八条第一項第一号から第三号までに掲げる要件を備えたものでなければならない。但し、商工業の状況により、特に必要があるときはこの限りでない。

3　商工会議所の地区は、相互に重複するものがあつてはならない。

第二節　事　業

（事業の種類）

第九条　商工会議所は、その目的を達成するため、左に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。

一　商工会議所としての意見を公表し、これを国会若しくは行政庁等に具申し、又は建議すること。

二　行政庁等の諮問に応じて、答申すること。

三　商工業に関する調査研究を行うこと。

四　商工業に関する情報又は資料の収集又は刊行を行うこと。

五　商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行うこと。

六　輸出品の原産地証明を行うこと。

七　商工業に関する施設を設置し維持し又は運用すること。

八　商工業に関する講演会又は講習会を開催すること。

九　商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行うこと。

十　博覧会、見本市等を開催し又はこれらの開催のあつ旋を行うこと。

十一　商事取引に関する仲介又はあつ旋を行うこと。

十二　商事取引の紛争に関するあつ旋調停又は仲裁を行うこと。

十三　商工業に関して、相談に応じ、又は指導を行うこと。

十四　商工業に関して、商工業者の信用調査を行うこと。

十五　商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること。

十六　社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。

十七　行政庁から委託を受けた事務を行うこと。

十八　前各号に掲げるものの外商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

（法定台帳の作成）

第十条　商工会議所は、成立の日から一年以内に、特定商工業者について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳（以下「法定台帳」という。）を作成しなければならない。

2　通商産業大臣は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があると認めるときは商工会議所の由請に基いて、前項に規定する期間の延長をすることができる。

3　通商産業大臣は、前項の期間を延長したときは、遅滞なく、当該商工会議所に通知をしなければならない。

4　商工会議所は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

5　商工会議所は、毎事業年度開始の日から六箇月以内に、第一項の規定により作成した法定台帳を、その事業年度における法定台帳とするために、訂正しなければならない。

6　商工会議所は、第一項又は前項の規定により、法定台帳を作成し、又は訂正した後、法定台帳に登録された事項に変更の生じたことを知つたときは、遅滞なくこれを訂正しなければならない。

7　特定商工業者は、第一項の事項のうち政令で定めるものについて変更を生じたときは、すみやかに、その旨を当該商工会議所に届け出なければならない。

8　特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に関して商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（問合せ等）

第十一条　商工会議所は、その事業の適正且つ円滑な実施に資するために、法定台帳を運用しなければならない。

2　商工会議所は、法定台帳を喜良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

3　商工会議所は、法定台帳の作成または訂正に関して知り得た商工業者の秘密に属する事項を他に漏らし、たまは窃用してはならない。

（負担金）

第十二条　商工会議所は、法定台帳の作成、管理および運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。

2　商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ前項の許可を申請してはならない。

（問合せ等）

第十三条　商工会議所は、その目的を達成するために必要な範囲内において、その地区内の商工業者に対し文書または口頭による問合せを行い、または資料の提出を求めることできる。

2　商工会議所が前項の問合せを行い、または資料の提出を求めたときは、その商

とするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を附してはならない。

2　商工会議所に加入しようとするものは、加入につきその商工会議所の承諾を得かつ、加入金及び会費を納めたときに、その商工会議所の会員となる。但し、定款で別段の定をしたときはこの限りでない。

（表決権、選挙権及び被選挙権）

第十七条　会員は、定款の定めるところにより、表決権、選挙権及び被選挙権を有する。

2　会員は、定款の定めるところにより、あらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、表決権又は選挙権を行うことができる。

3　前項の規定により表決権を行うものは、出席者とみなす。

4　第二項の代理人は、その代理権を証する書面を商工会議所に提出しなければならない。

（会費）

第十八条　会員は、定款の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

（過怠金）

第十九条　商工会議所は、定款の定めるところにより会費の納入その他商工会議所に対する義務を怠つた会員に対して、過怠金を課することができる。

（会員権の停止）

第二十条　商工会議所は、定款の定めるところにより会費の納入その他会員たるの義務を怠つた会員に対してその権利の行使を停止することができる。

2　前項の規定による権利の行使の停止は、その権利の行使を停止された会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

（脱退）

第二十一条　会員は、六十日前までに予告し事業年度の終において商工会議会を脱退することができる。

2　会員は、左の事由によつて脱退する。

一　会員たる資格の喪失

二　死亡又は解散

三　除名

（除名）

第二十二条　商工会議所は、左の各号の一に該当する会員を議員総会の決議によつて除名することができる。この場合は、商工会議所は、その会員に対して、その議員総会の会日の七日前までに、その旨を通知し且つ、議員総会において弁明する機会を与えなければならない。

一　長期間にわたつて会費の納入その他会員たるの義務を怠つた会員

二　商工会議所の体面を傷つけ又は商工会議所の目的遂行に反する行為を行つた会員

三　その他定款で定める事由に該当する会員

2　第二十条第二項の規定は会員の除名について準用する。

（特定商工業者）

第二十三条　特定商工業者に係る第四十一条第二項第一号の議員の選挙権は、各々一個とする。

2　商工会議所は、定款の定めるところにより、負担金の納入その他特定商工業者たるの義務を怠つた特定商工業者に対して、前項の権利の行使を停止することができる。

3　第十七条第二項及び第四項並びに第二十条第二項の規定は、特定商工業者について準用する。

第四節　設立

（創立総会）

第二十四条　商工会議所を設立するには、会員たる資格を有する三十人以上のものが発起人となることを要する。

2　発起人は、定款、事業計画及び収支予算を作り、少くとも会日の十五日前までに、定款並びに事業計画及び収支予算の概要を会議の日時、場所及び議題とともに公告し、会員になろうとするものを募り、創立総会を開かなければならない。

3　前項に規定する公告は、定款で定める地区内における会員たる資格を有するすべてのものに対し、周知させることができるように、これを行わなければならない。

4　定款、事業計画及び収支予算の承認、その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の決議によらなければならない。

5　創立総会においては、前項の定款、事業計画又は収支予算を修正することができる。但し、地区及び会員たる資格に関する定款の規定については、この限りでない。

6　創立総会の議事は、会員たる資格を有するもので、その会日までに発起人に対し会員となる旨を申し出たものの半数以上が出席し、その出席者の三分の二以上で決する。

7　前項に規定する申出をしたものの表決権は、各々一個とする。

8　第十七条第二項から第四項まで、商法第二百四十四条（議事録）、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条および第二百五十三条（決議の取消または無効）の規定は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは、「商工会議所法第二十四条第六項」と読み替えるものとする。

（定款記載事項）

第二十五条　定款には、左の事項を記載し、発起人のうち三人以上がこれに署名しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事業

四　地区

五　事務所の所在地

六　会員たる資格に関する事項

七　会員の加入および脱退に関する事項

八　会員の権利および義務に関する事項

九　会費に関する事項

十　法定台帳に関する事項

十一　負担金に関する事項

十二　役員に関する事項

十三　議員に関する事項

十四　議員総会に関する事項

十五　常議員会に関する事項

十六　部会に関する事項

十七　事務局に関する事項

十八　経理に関する事項

十九　事業年度

二十　公告の方法

（設立の同意）

第二十六条　発起人は、創立総会終了後、遅滞なく商工会議所の設立について特定商工業者の過半数の同意を得なければならない。

（設立の認可）

第二十七条　発起人は、前条の同意を得た後、遅滞なく、申請書に通商産業省令で定める書類を添附して通商産業大臣に提出し設立の認可を申請しなければならない。

2　通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする商工会議所が左の各号に適合していないと認めるときは、認可をしてならない。

一　設立手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

二　その設立がその地区内の商工業の振興に寄与するものであること。

三　その事業を実施するために必要な経済的基礎、施設及び役職員を有すること。

（認可又は不認可の通知）

第二十八条　通商産業大臣は、前条第二項の規定による認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、当該発起人に通知しなければならない。

2　通商産業大臣は、不認可の通知をするときは、その理由をあわせて通知しなければならない。

（事務の引渡し）

第二十九条　設立の認可があつたときは、発起人は遅滞なく、その事務を役員に引き渡さなければならない。

（成立の時期）

第三十条　商工会議所は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（商法の準用）

第三十一条　商法第四百二十八条（設立無効の訴）の規定は、商工会議所の設立について準用する。

第五節　管理

（役員）

第三十二条　商工会議所に、会頭一人、副会頭四人以内及び専務理事一人を置く。

2　商工会議所に、常議員を置きその定数は、第四十二条の規定による議員の定数の三分の一以内とする。

3　商工会議所に、監事二人又は三人を置く。

4　商工会議所は、前三項の役員の外、定款の定めるところにより、理事四人以内を置くことができる。

（役員の職務）

第三十三条　会頭は、商工会議所を代表し、所務を総理する。

2　副会頭は、会頭を補佐しあらかじめ会頭の定める順位により、会頭に事故があるときはその職務を代行し会頭が欠員のときはその職務を行う。

3　専務理事は、会頭及び副会頭を補佐して所務を整理し、会頭及び副会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭及び副会頭が欠員のときはその職務を行う。

4　常議員は、会頭の委任する特別の事項に関する所務を処理する。

5　監事は、商工会議所の業務及び経理を監査し、その監査の結果を議員総会に報告する。

6　理事は、専務理事を補佐して所務を処理する。

（監事の兼職の禁止）

第三十四条　監事は、会頭、副会頭、専務理事、常議員、理事又は職員の職を兼ねてはならない。

（役員の任免）

第三十五条　会頭は定款の定めるところにより、議員総会において、会員（会員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する一人の者。以下本条において同じ。）のうちから選任し、または解任する。

2　副会頭は、定款の定めるところにより、議員総会の同意を得て、会頭が会員のうちから選任し、または解任する。

3　専務理事は、定款の定めるところにより、議員総会の同意を得て、会頭が選任しまたは解任する。

4　常議員は、定款の定めるところにより、議員総会において、議員（議員が法人その他の団体である場合は、その職務を行う。

第四十一条第四項の議員の職務を行う者）のうちから選任し、または解任する。

5　監事は、定款の定めるところにより、議員総会において、会員のうちから選任し、または解任する。

6　理事は、定款の定めるところにより、常議員会の同意を得て会頭が選任し、または解任する。

7　設立当時の役員は、前六項の規定にかかわらず、創立総会において、選任する。

8　左の各号の一に該当する者は前七項の役員になることができない。

一　第十五条第二項第一号又は第二号に該当する者

二　未成年者

三　禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終つた日又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者

（役員の任期）

第三十六条　役員の任期は、三年以内において定款で定める。但し設立当時の役員の任期は、一年六カ月を超えてはならない。

2　役員は、再任されることができる。

3　役員は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

4　補欠で選任された役員は前任者の残任期間在任する。

（規約）

第三十七条　商工会議所の業務の執行について必要な事項は、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができる。

（定款その他の書類の備付及び閲覧）

第三十八条　会頭は、定款、規約及び議員総会の議事録をその商工会議所の主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　会員又は会員以外の特定商工業者は、何時でも、会頭に対し前項の閲覧を求めることができる。この場合は、会頭は正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

（会計帳簿等の閲覧）

第三十九条　会頭は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常議員総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3　会員又は会員以外の特定商工業者は、何時でも、会頭に対し第二項の書類の閲覧を求めることができる。この場合は、会頭は正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

（会計帳簿等の閲覧）

第四十条　会員は、総会員の十分の一以上の同意を得て何時でも、会頭に対し会計に関する帳簿および書類の閲覧を求めることができる。この場合は、会頭は正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

（議員総会および議員）

第四十一条　商工会議所に、議員総会を置く。

2　議員総会は、左に掲げるものをもつて組織する。

一　会員および会員以外の特定商工業者が、投票によつて会員のうちから選挙した議員

二　部会が部会員のうちから選任した議員

三　前二号の議員の外、定款の定めるところにより会員のうちから選任した議員

3　前項各号の各議員の数の

比率は、政令で定める。

4　設立当時の議員は、第二項各号に規定する選任方法にかかわらず、創立総会において、選任する。

5　法人その他の団体であつて、第二項または前項の議員となつたものは、定款の定めるところにより、議員の職務を行う者一人を定め商工会議所に届け出をなければならない。

6　第三十五条第八項各号の一に該当する者は、第二項若しくは第四項の議員または前項の議員の職務を行う者となることができない。

7　役員は、議員総会に出席して意見を述べることができる。

8　何人も、同時に、二以上の議員又は第五項の議員の職務を行う者となることはできない。また、議員と第五項の議員の職務を行う者とを兼ねることはできない。

（議員の定数）

第四十二条　議員の定数は、三十人以上百五十人以内において定款で定める。

（議員の任期）

第四十三条　議員の任期は三年以内において定款を定める。但し、設立当時の議員の任期は、一年六箇月を超えてはならない。

2　第三十六条第二項から第四項までの規定は、議員の任期について準用する。

（議員の解任）

第四十四条　議員総会はその決議によつて、左の各号の一に該当する議員を解任することができる。

一　職務の遂行にたえないと認める議員

二　会費又は負担金の納入その他商工会議所に対する義務を怠つた議員

三　商工会議所の体面を傷つけ又は商工会議所の目的遂行に反する行為を行つた議員

四　その他定款で定める事由に該当する議員

2　第二十条第二項および第二十二条第一項後段の規定は、議員の解任について準用する。

（議員総会の招集）

第四十五条　会頭は、定款の定めるところにより、毎事業年度内において、少くとも一回通常議員総会を招集しなければならない。

2　会頭は、必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、何時でも臨時議員総会を招集することができる。

3　議員が総議員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会頭に提出して議員総会の招集を請求したときは、会頭はその請求のあつた日から三十日以内に、臨時議員総会を招集しなければならない。

4　議員総会を招集するには少くとも会日の七日前までに各議員に対し会議の目的たる事項、日時及び場所につき、その通知を発しなければならない。

（議員総会の決議事項）

第四十六条　左に掲げる事項は、この法律に別段の定のある場合の外、議員総会の議決を経なければならない。但し、第四号から第六号まで及び第九号の事項については、定款の定めるところにより、議員総会の議決を経て、常議員会に委任することができる。

一　定款の変更

二　解散

三　会費及び負担金並びに選挙に関する規約の設定変更及び廃止

四　規約（前号の規約を除く。）の設定、変更及び廃止

五　事業計画及び収支予算の決定及び変更

六　会員の権利の行使の停止

七　会員の除名

八　議員の解任

九　その他定款で定める事項

2　会頭は、議員総会において定款の変更の決議があつたときは遅滞なく、申請書に、通商産業省令で定める書類を添附して通商産業大臣に提出し、その認可を申請しなければならない。

3　定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

4　第二十七条第三項及び第二十八条の規定は、前項の認可について準用する。

（議員総会の議長）

第四十七条　議員総会の議長は定款の定めるところによる。

（議員総会の議事）

第四十八条　議員総会はこの法律に別段の定のある場合の外総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2　議員総会の議事は、この法律に別段の定のある場合の外、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　議員総会における議員の表決権又は選挙権は、各々一個とする。

4　議員総会においては、第四十五条第四項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、出席者の三分の二以上の同意があつた場合にはこの限りでない。

（議員総会の特別議決方法）

第四十九条　左に掲げる事項は、議員総会において総議員の半数以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数による決議を必要とする。

一　定款の変更

二　解散

三　会員の除名

四　議員の解任

（準用規定）

第五十条　第十七条第二項から第四項まで、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（延期又は続行の決議）、第二百四十四条（議事録）、第二百四十七条から第二百五十二条及び第二百五十三条（決議の取消又は無効）の規定は、議員総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「商工会議所法第四十五条第四項」と、同法第二百四十七条第一項中「第二百四十三条」とあるのは「商工会議所法第四十九条」と読み替えるものとする。

（常議員会）

第五十一条　商工会議所に、常議員会を置く。

2　常議員会は、常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く）をもつて組織する。

3　会頭は、必要があると認めるときは又は常議員が総常議員の五分の一以上の同意を得て請求したときは、定款の定めるところにより常議員会を招集しなければならない。

4　常議員会における常議員及び常議員以外の役員（理事及び監事を除く）の表決権は、各々一個とする。

5　理事及び監事は、常議員会に出席して意見を述べることができる。

（常議員会の決議事項）

第五十二条　左に掲げる事項は、常議員会の議決を経なければならない。

一　議員総会に提案すべき事項

二　第四十六条第一項第四号から第六号まで及び第九号に掲げる事項であつて

て議員総会に附議するいとまがない緊急なもの

三　その他定款で定める事項

2　前項第二号の事項についての決議は、次の議員総会に報告しその承認を求めなければならない。

（準用規定）

第五十三条　第四十七条、第四十八条第一項及び第二項、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十四条（議事録）、第二百四十七条第一項後段を除く）、第二百四十八条から第二百五十二条まで、第二百五十三条並びに第二百五十三条（決議の取消又は無効）の規定は常議員会について準用する。

（部会）

第五十四条　商工会議所に、会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに、それぞれの事項の適切な改善発達を図るために部会を置く。

3　会員は、会員の営んでいる事業に係る部会に属するものとする。

3　部会の種類、組織、及び運営について必要な事項は定款で定める。

（委員会）

第五十五条　商工会議所は、定款の定めるところにより、常議員会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2　事務局に、庶務を処理するために必要な職員を置く。

3　事務局の組織及び運営について必要な事項は、定款で定める。

　第六節　監督

（届出及び報告）

第五十七条　商工会議所は、設立又は主たる事務所の移転の登記をしたときは遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3　商工会議所は、毎事業年度終了後、遅滞なく、収支決算、事業の状況その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に報告しなければならない。

（検査等）

第五十八条　通商産業大臣は、この法律の適正且つ円滑な実施を確保するため必要な限度において、商工会議所から報告を徴し又はその職員をして商工会議所の業務の状況、若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の要求に応じて、これを示さなければならない。

（警告等）

第五十九条　通商産業大臣は、商工会議所の運営がこの法律もしくはこの法律に基く命令もしくは定款に違反し、または著しく不当であると認めるときは、その商工会議所に対して警告を発し、それによつてもなお改善されないときには、左の各号の一に掲げる処分をすることができる。

一　業務の一部の停止

二　設立認可の取消

2　通商産業大臣は、前項各号の処分をする場合には、関係都道府県知事および日本商工会議所の意見を聞くものとする。

　第七節　解散及び清算

（解散）

第六十条　商工会議所は、左に掲げる事由によつて解散する。

一　議員総会の決議

二　破産

三　設立認可の取消

2　会頭は、議員総会において、解散の決議があつたときは、遅滞なく、申請書に通商産業省令で定める書類を添附して通商産業大臣に提出し、解散の認可を申請しなければならない。

3　解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

4　第二十八条の規定は、前項の認可について準用する（清算人）

第六十一条　清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には議員総会において選任し、同条同項第三号の規定による解散の場合には通商大臣が選任する。

第六十二条　清算人は財産処分の方法を定め、議員総会の決議を得て、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2　議員総会が前項の決議をしないとき又はすることができないときは、清算人は通商産業大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

3　残余財産は、商工会議所又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させなければならない。

4　第二十八条の規定は第一項及び第二項の認可について準用する。

（民法の準用）

第六十三条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十条（破産）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係るものを除く）及び第八十三条（清算）の規定は、商工会議所の解散及び清算について準用する。

第三章　日本商工会議所

（目的）

第六十四条　日本商工会議所は、全国の商工会議所を総合調整しその意見を代表し、国内及び国外の経済団体と提携すること等によつて、商工会議所の健全な発達を図り、もつてわが国商工業の振興に寄与することを目的とする。

（事業）

第六十五条　日本商工会議所は、その目的を達成するため、左に掲げる事業を行うものとする。

一　全国の商工会議所の意見を総合して、これを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること

二　行政庁等の諮問に応じて、答申すること。

三　国民経済及び国際経済に関する調査研究を行うこと。

四　国民経済及び国際経済にする情報又は資料の収集又は刊行を行うこと。

五　国内商事取引及び国際商事取引に関して商工会議所の行う事業に関し、連絡又はあつ旋を行うこと。

六　国内及び国外において博覧会、見本市等を開催し、又はこれ等の開催のあつ旋を行うこと。

七　国際商事取引の紛争に関するあつ旋、調停又は仲裁を行うこと。

八　商工会議所の行う商工業に関する技術又は技能の普及又は検定に関する指導を行うこと。

九　商工会議所の行う商工相談事業に関する指導を行うこと。

十　国内における経済団体との提携又は連絡を行うこと。

十一　国外における商工会議所その他の経済団体等との提携又は連絡を行うこと。

十二　商工業に関して、観光事業の総合的な改善発達を図ること。

十三　国際親善に関する事

業を行うこと。

十四　前各号に掲げるものの外日本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

（会員）

第六十六条　すべての商工会議所は、日本商工会議所の定款の定めるところにより、日本商工会議所の会員となることができる。

2　日本商工会議所は、定款の定めるところにより、商工会議所に準ずる団体を会員とすることができる。

3　第十七条から第二十二条までの規定は会員について準用する。

（設立）

第六十七条　日本商工会議所を設立するには、各都道府県内における一以上の商工会議所が協同して発起人となることを要する。

2　発起人は、定款、事業計画および収支予算を作り、少くとも会日の二箇月前までに、これらを会議の日時場所および議題とともに会員たる資格を有する者に示し、会員になろうとするものを募り、創立総会を開かなければならない。

3　第十七条第二項から第四項まで、第二十四条第四項から第七項まで、第二十七条から第三十条まで、商法第二百四十四条（議事録）第二百四十七条から第二百五十二条まで、第二百五十三条（決議の取消または無効）および第四百二十八条（設立無効の訴）の規定は、日本商工会議所の設立について準用する。この場合において、商法第二百四十七条第一項中「第二百四十三条」とあるのは「商工会議所法第二十四条第六項」と読み替えるものとする。

（定款記載事項）

第六十八条　定款には、左の事項を記載しなければならない。

一　目的

二　事業

三　事務所の所在地

四　会員の加入および脱退に関する事項

五　会員の権利および義務に関する事項

六　会費に関する事項

七　役員に関する事項

八　会員総会に関する事項

九　議員に関する事項

十　議員総会に関する事項

十一　常議員会に関する事項

十二　事務局に関する事項

十三　経理に関する事項

十四　事業年度

十五　公告の方法

（役員）

第六十九条　日本商工会議所に、会頭一人、副会頭五人以内、専務理事一人、常務理事一人及び理事四人以内を置く。

2　日本商工会議所に、常議員五十人以内を置く。

3　日本商工会議所に、監事二又は三人を置く。

4　会頭、副会頭、及び監事は、会員総会において、会員の代表者のうちから選任し、又は解任する。

5　常議員は、議員総会において議員の代表者のうちから選任し又は解任する。

6　専務理事、常務理事及び理事は、会頭が議員総会の同意を得て選任し、又は解任する。

（役員の職務）

第七十条　会頭は、日本商工会議所を代表し、所務を経理する。

2　副会頭は、会頭を補佐しあらかじめ会頭の定める順位により、会頭に事故があるときはその職務を代行し会頭が欠員のときはその職務を行う。

3　専務理事は、会頭及び副会頭を補佐して所務を整理し、会頭及び副会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭及び副会頭が欠員のときはその職務を行う。

4　常務理事は、会頭、副会頭及び専務理事を補佐して所務を掌理し、会頭、副会頭及び専務理事に事故があるときはその職務を代行し会頭、副会頭及び専務理事が欠員のときはその職務を行う。

5　理事は、専務理事及び常務理事を補佐して所務を処理する。

6　常議員は、会頭の委任する特別の事項に関する所務を処理する。

7　監事は、日本商工会議所の業務及び経理を監査し、その監査の結果を会員総会に報告する。

（監事の兼職の禁止）

第七十一条　監事は、会頭、副会頭、専務理事、常務理事、理事、常議員又は職員の職を兼ねてはならない。

（準用規定）

第七十二条　第三十五条第七項及び第八項並びに第三十六条の規定は、役員について準用する。

（会員総会）

第七十三条　日本商工会議所に、会員総会を置く。

2　会員総会は、会員をもつて組織する。

3　左に掲げる事項は、この法律に別段の定めのある場合の外、会員総会の議決を経なければならない。但し第四号、第五号及び第八号の事項については、定款の定めるところにより、会員総会の議決を経て、議員総会に委任することができる。

一　定款の変更

二　解散

三　会費及び選挙に関する規約の設定、変更及び廃止

四　規約（前号の規約を除く）の設定変更及び廃止

五　事業計画及び収支予算の決定及び変更

六　会員の除名

七　議員の解任

八　その他定款で定める事項

4　左に掲げる事項は、会員総会において総会員の半数以上が出席し、その出席者の三分の二以上で決する。

一　定款の変更

二　解散

三　会員の除名

四　議員の解任

5　第十七条第二項から第四項まで、第四十一条第七項第四十五条、第四十六条第二項から第四項まで、第四十八条、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（延期又は続行の決議）、第二百四十四条（議事録）、第二百五十二条から第二百五十五条まで、第二百五十七条及び第二百五十八条第一項中「第二百四十三条」とあるのは「商工会議所法第七十三条第四項」と読み替えるものとする。

（議員総会）

第七十四条　日本商工会議所に、議員総会を置く。

2　議員総会は、議員及び議員以外の役員（理事および監事を除く）の表決権また選挙権は、各々一個とする。

3　左に掲げる事項は、この法律に別段の定めのある場合の外、議員総会の議決を経なければならない。但し第四号、第五号及び第八号の事項については、定款の定めるところにより、議員総会に委任することができる。

一　定款の変更

二　解散

三　議員及び選挙に関する規約の設定、変更及び廃止

四　規約（前号の規約を除く）の設定変更及び廃止

五　事業計画及び収支予算の決定及び変更

六　会員の除名

七　議員の解任

八　その他定款で定める事項

4　左に掲げる事項は、議員総会において総議員の半数以上が出席し、その出席者の三分の二以上で決する。

一　定款の変更

二　解散

三　会員の除名

四　議員の解任

5　第十七条第二項から第四項まで、第四十一条第七項第四十五条、第四十六条第二項から第四項まで、第四十八条、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（延期又は続行の決議）、第二百四十四条（議事録）、第二百五十二条から第二百五十五条まで、第二百五十七条及び第二百五十八条第一項中「第二百四十三条」とあるのは「商工会議所法第七十三条第四項」と読み替えるものとする。

（議員総会）

第七十四条　日本商工会議所に、議員総会を置く。

2　議員総会は、議員及び議員以外の役員（理事及び監事を除く）をもつて組織する。

3　左に掲げる事項は、議員総会の議決を経なければならない。

一　会員総会に提案すべき事項

二　会員の権利の行使の停止

三　第七十三条第三項第四号、第五号及び第八号に掲げる事項であつて会員が会議総附する暇がな

い緊急なもの

四　その他定款で定める事項

4　議員総会における議員および議員以外の役員（理事および監事を除く）の表決権また選挙権は、各々一個とする。

5　第十七条第二項から第四項まで、第四十五条、第四十七条、第四十八条第一項第二項および第四項、第五十一条第五項、第五十二条第二項、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（延期または続行の決議）第二百四十四条（議事録）第二百四十七条（第一項後段を除く）、第二百四十八条から第二百五十二条まで、第二百五十三条（決議の取消または無効）の規定は、議員総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条第一項中「その地区内の商工業者」及同条第二項中「その商工会議所の地区内の商工業者」とあるのは「商工会議所」と、第三十九条第二項及び第二項中「通常議員総会」とあるのは「通常会員総会」と読み替えるものとする。

（議員）

第七十五条　議員の定数は、百人以内において定款で定める。

2　議員、定款の定めるところにより、会員が会員のうちから選任する。

3　第四十一条第四項および第八項、第四十三条ならびに第四十四条の規定は、議員について準用する。

（常議員会）

第七十六条　日本商工会議所に、常議員会を置く。

2　常議員会は、常議員および常議員以外の役員（理事および監事を除く）をもつて組織する。

3　左に掲げる事項は、常議員会の議決を経なければならない。

一　議員総会に提案すべき事項

二　第七十三条第三項第四号および第八号に掲げる事項であつて会員総会および議員総会に附議するいとまがない緊急なもの

三　その他定款で定める事項

4　第四十七条、第四十八条第一項及び第二項、第五十一条第三項から第五項まで、第五十二条第二項、商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（議事録）、第二百四十四条（議事録）、第二百四十七条（第一項後段を除く）、第二百四十八条から第二百五十条まで、第二百五十一条ならびに第二百五十三条（決議の取消または無効）の規定は、議員総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条第一項中「その地区内の商工業者」及同条第二項中「その商工会議所の地区内の商工業者」とあるのは「商工会議所」と、第三十九条第二項及び第二項中「通常議員総会」とあるのは「通常会員総会」と読み替えるものとする。

第四章　雑則

（不服の申立）

第八十一条　この法律またはこの法律に基く命令の規定による行政庁の処分に不服のある者は、通商産業大臣に対して不服の申立をすることができる。

2　不服の申立は、処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、理由を記載した申立書を通商産業大臣に提出してしなければならない。但し、処分の日から六十日を経過したときは、不服の申立をすることができない。

3　正当な事由により前項の期間内に不服の申立をすることができなかつたことを疎明したときは、前項の期間経過後でも、不服の申立をすることができる。

第八十二条　通商産業大臣は、不服の申立が不適法であるとみとめるときは、直ちにこれを却下する。

2　前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い且つ理由を附さなければならない。

3　通商産業大臣は、決定書を申立人に送付しなければならない。

第八十三条　通商産業大臣は、不服の申立があつたときは、前条第一項の規定により却下する場合を除き聴聞を行わなければならない。

2　聴聞に際しては、利害関係者に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第八十四条　通商産業大臣は、聴聞の結果を参しやくして、事案の決定を行うに当つては、聴聞に際して提出された証拠に基き、且つ、聴聞の結果を参しやくしなければならない。

2　第八十二条　第二項及び第三項の規定は、前項の決定について準用する。

（通商産業大臣の権限の委任）

第八十五条　通商産業大臣は、政令の定めるところにより、この法律に基く権限の一部を通商産業局長又は都道府県知事に行わせることができる。

（事業者団体法の適用除外）

第八十六条　事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）はこの法律の規定に基いてする商工会議所の行為については、適用しない。

第五章　罰則

第八十七条　第二十七条第一項又は付則第九項の規定による申請書又は添附書類に虚偽の記載をして提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第八十八条　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第三条第二項の規定に違反した者

二　第五十八条第一項（第八十条において準用する場合を含む）の規定による検査を拒み妨げ、又は忌避した者

第八十九条　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした商工会議所等の代表者、代理人、使用人その他の従業者は一万円以下の罰金に処する。

一　第十一条第三項の規定に違反したとき

二　第十二条第一項の規定による通商産業大臣の許可を受けないで負担金を賦課したとき

三　第五十八条第一項（第八十条において準用する場合を含む）の規定による報告をせずまたは虚偽の報告をしたとき

第九十条　法人の代表者または法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務に関し第八十七条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人または人に対して各本条の刑を科する。

第九十一条　左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その商工会議所等の発起人、役員または清算人は、一万円以下の過料に処する。

一　第十六条第一項、第三十八条（第七十二条において準用する場合を含む）または第三十九条（第七十二条において準用する場合を含む）の規定に違反したとき

二　第四十六条第二項（第七十三条第五項において準用する場合を含む）または第六十条第二項（第七十八条第二項において準用する場合を含む）の規定による申請書または添付書類に虚偽の記載をして提出したとき

三　第五十七条（八十条において準用する場合を含む）の規定による届出若しくは報告をせずまたは虚偽の届出若しくは報告をしたとき

四　第六十三条および第七十八条において準用する民法第七十条第二項または同法第八十一条第一項の規定による破産宣告の請求をしなかつたとき

五　第六十三条及び第七十八条において準用する民法第七十九条の又は同法第八十一条第一項の規定による公告をせず、または不正の公告をしたとき

六　この法律に定める登記または準用する商法の規定において準用する商法の規定に定める登記をしなかつたとき

七　定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録又は議事録に記載すべき事項を記載せず又は不実の記載をしたとき

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十八年十月一日から施行する。

（商工会議所の廃止）

2　商工会議所法（昭和二十五年法律第二百十五号。以下「旧法」という）は、廃止する。

（組織変更）

3　この法律施行の際、現に存する商工会議所（現に存する日本商工会議所を除く。以下「旧商工会議所」という）は、昭和三十年三一月三十日までにその組織を変更して、この法律による商工会議所となることができる。

4　旧商工会議所は、その組織を変更して商工会議所となるには旧商工会議所の定款「以下「旧定款」という」の定めるところにより、会員総会を招集しなければならない。

5　前項の会員総会においては、定款の変更、事業計画及び収支予算の決定その他組織変更に必要な事項を議決し、役員及び議員を選任しなければならない。

6　附則第四項の会員総会の議事は、会員の半数以上が出席してその出席者の三分の二以上で決する。

7　附則第四項の会員総会における会員の表決権及び選挙権は、旧定款の例による。

8　附則第四項の会員総会においては、その決議により第三十二条及び第四十二条並びに附則第五項の規定により変更された定款の規定にかかわらず、附則第五項の役員のうち常議員については旧定款に規定する理事の定数以内において、附則第五項の議員については旧定款に規定する議員の定数以内において、その定数を定めることができる。

9　旧商工会議所は、附則第四項の会員総会終了後、遅滞なく、申請書に通商産業省令で定める書類を添附して通商産業大臣に提出し、組織変更の認可を申請しなければならない。

10　この法律施行の際、現に存する日本商工会議所（以下「旧日本商工会議所」という）は、昭和三十年三月三十一日までに、その組織を変更して、この法律による日本商工会議所となることができる。

11　附則第四項から附則第七項まで及び附則第九項の規定は、旧日本商工会議所の組織変更について準用する

12　附則第三項または附則第十項に規定する組織変更は当該商工会議所または日本商工会議所の主たる事務所の所在地において登記することによつて、その効力を生ずる。

13　前項の規定による登記に関し必要な事項は、政令で定める。

14　第十七条第二項から第四項まで、第二十七条第三項、第二十八条、第二十九条、第三十六条第一項但書、第四十三条第一項但書、商法第二百四十四条（議事録）第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条、第二百五十三条（決議の取消または無効）及び第四百二十八条（設立無効の訴）の規定は、旧商工会議所または旧日本商工会議所の組織変更について準用する。この場合において、商法第二百四十七条第一項中「第二百四十三条」とあるのは「商工会議所法附則第六項」と読み替えるものとする。

15　商工会議所は、旧日本商工会議所の会員となることができる。

16　旧商工会議所は、旧日本商工会議所の組織変更の効力が生じたときは、そのときから昭和三十年三十一日まで、日本商工会議所の会員となることができる

17　旧商工会議所及び旧日本商工会議所については、旧法は、昭和三十年三十一日まで、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過規定）

18　旧法廃止前にして行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（登録税法の一部改正）

19　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本育英会」を「日本育英会、商工会議所、日本商工会議所」に、「日本育英会法」を「日本育英会法、商工会議所法」に改める。

（所得税法の一部改正）

20　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「日本赤十字社」の下に「商工会議所及び日本商工会議所」を加える。

（法人税法の一部改正）

21　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「日本赤十字社」の下に「商工会議所及び日本商工会議所」を加える。

（地方税法の一部改正）

22　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第十二号の次に次の一号を加える。

十三　商工会議所及び日本商工会議所が直接その本来の事業の用に供する固定資産

第七百四十三条第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　商工会議所及び日本商工会議所が行う事業

23　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二　商工会議所及び日本商工会議所につき許可又は認可を与え、及びこれを監督すること。

第九条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　商工会議所及び日本商工会議所に関すること

別表

商工会議所	税額	資本金額または払込済出資総額
主たる事務所の所在する市町村の人口が十万未満の商工会議所	二万四千円以上	十五万円以上
主たる事務所の所在する市町村の人口が十万以上二十万未満の商工会議所	三万六千円以上	三十万円以上
主たる事務所の所在する市町村の人口が二十万以上二十万未満の商工会議所	四万八千円以上	五十万円以上
主たる事務所の所在する市町村の人口が三十万以上五十万未満の商工会議所	六万円以上	七十万円以上
主たる事務所の所在する市町村の人口が五十万以上百五十万未満の商工会議所	八万四千円以上	百万円以上
主たる事務所の所在する市町村の人口が百五十万以上の商工会議所	十八万円以上	三百万円以上



解説

今年限りで銭はなくなる

「小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律」この一見変哲もない名称の法律が、われわれが明治以来長年に亘つて親しんで来た「銭」を日常生活から完全に消滅させる役割を持つているのである。すなわち「銭」、「厘」の名称を持つた通貨は本年一二月三一日限り通用を禁止され、来年一月から六月までの六箇月間に取りまとめて「円」単位の通貨と引き換えられる。これとともに、われわれが債権債務の決済を現金で行う場合にも、銭厘の端数はすべて四捨五入して円単位で支払うこととなり、「銭」は、その後はただ貨幣法上の名称として残り、日歩の計算上「何銭何厘」というように計算単位として余命をつなぐこととなるであろう。

もちろん、このような事態は、この法律によつて忽然として生じたものではなく、太平洋戦争以来の急激かつ大規模なインフレーションを経過した最近の経済状況の下では、「銭」の使用は事実上ほとんど行われておらず、この法律はいわば、この事実を追認し、「銭」単位通貨を整理してこの事態に適応させ、併せて債権債務の跡仕末をするだけの意味を持つているに過ぎないのであるが、それにしても「銭」という名称が通貨全体の代名詞として用いられるほど国民に親しまれて来た「銭」がわれわれの生活から消え去ることについて、愛惜と懐旧の念を覚えるのは、私だけではないであろう。

（時の法令七月中旬号より抜萃転載）

◎会議所の会費と税金の関係

商工会議所の会費は課税に際し必要経費として認めて戴けるようになつて居ります。

従而損金に算入せられます関係上所得がそれだけ減少します。

今、年額壱万円の会費を御負担願つているとすると、小額所得者で約四～五割が税金となりますので、会費の負担は約五～六割。大口所得者であれば、この率がぐつと上り六～七割が税金で三～四割が会費の御負担です。

我等の要望

㈠ 地方税制改革に關する要望

政府において地方制度調査会を設け、行政財政の両部面に亙り現行地方制度に再検討を加え、必要な改革を実行せんとするに際し、地方税制の改革に関し左の事項を是非とも実現せられんことを全国商工会議所の総意に基いて日本商工会議所では先般関係筋へ要望した。

記

一、事業税の税率を少くとも半減即ち所得の百分の六以下とし、事業税の課税標準には法人税、所得税の課税標準又はその税額を用いること。

一、償却資産に対する固定資産税はこれを廃止すること。

理由

わが国の経済は表面著しく復興したかの如く見えるが、その基礎は甚だ脆弱であるといわねばならない。即ち、資本の欠乏、産業設備の老朽化、技術水準の停滞、物価の国際的割高等の悪条件が重つており、国際収支は特需駐留軍の消費等によつて均衡を保つているが、貿易の規模が戦前に比し大巾に縮少した上に、巨額の入超を続けている実情である。かくの如く臨時的収入によつて国の経済規模を維持していることは、前途甚だ不安に堪えない所であつて、現下の世界情勢から輸出競争の激化が必至であると見られるとき、速かに確固たる経済基礎を築き上げるため、政府及び国民が一致の努力を傾注して行かなければ、日本経済の自立達成の機会が永久に失われることなきやを恐れるものである。

かくの如きわが経済の現状を考えるとき、地方制度改革の目標は、勿論民主々義を堅持するものでなければならないが、わが国の経済力に相応して簡素で能率的なものとすることでなければならない。その根本となるべき事項としては、

(一) 戦後著しく膨張した行政事務中不要不急なものを大巾に整理し、地方公共団体の事務と負担を軽減すること。

(二) 国の地方機関と地方公共団体の事務を調整し、その重複を極力排除すること及び、(三) 地方制度そのものの簡素能率化を図ることでなければならないと考える。

次に企業経営と租税負担の現状を見るに、わが経済の実態と同様、企業は高配当を維持している如くであるが、その基礎はまた甚だ脆弱である。即ち、資本及び資産の構成も戦前に比べて劣悪であり、その収益性も資産の再評価を行えば、戦前より遙かに劣るものと考えられる。しかもその租税負担の企業利益に対する割合は戦前の十倍にも及ぶのであつて極めて過重である。特に中小企業の経営は今後益々困難であり、現在の過重な租税負担には到底堪えられない実情にある。企業の経営及びその租税負担がかくの如き実情にあるのであるから、資本を蓄積し、企業の基礎を強固にし、以て国際競争力を培養し、自立経済の達成を図るためには、一面企業の合理化を促進するとともに、他面国税地方税を通ずる企業の租税負担を軽減することが極めて緊要であるといわねばならない。ここで特に強調しておきたいことは、地方財政特に都道府県の財政において企業（商工関係）の負担する割合が非度に大きいにも拘らず、これらの企業のために支出される経費が極めて少いことである。かくては負担分任の地方自治の精神にもとり、企業に過重の負担を強いるものであつて、商工業者が地方税の改革を叫ぶ所以のものは実にここに存するのである。

地方税中企業の負担する税は種々あり、それぞれについて改正を要望する事項も多いのであるが、企業全般に亙り、特に企業に対して課せられる事業税及び償却資産に対する固定資産税について次の如く根本的措置を要望するものである。

第一に、事業税についてであるが、現行地方税制では事業税は昭和二十八年度限りで、昭和二十九年度からは附加価値税が実施されることになつている。しかし附加価値税については既にわれわれがしばしば反対を表明した所であつて、地方制度改革に際し法律上これを削除すべきである。現行の事業税の税率は法人及び個人第一種事業に対しては所得の百分の十二であつて、補完税である事業税にかくの如き高率を採用することは、これを課せられないものとの間に著しく負担の公平を欠くのみでなく、国税負担過重に加えて企業の経営を益々困難ならしめるものである。よつて地方制度改革に際し、事業税の税率は少くとも半減即ち所得の百分の六以下に軽減すべきである。事業税の前身である営業税又は営業収益税の沿革から見ても、他との負担の均衡から見ても、また法人税所得税が非常に高率である点から見ても、この事業税軽減は是非共実現せらるべきである。事業税については税率の外に課税標準の問題がある。現行事業税の課税標準は、事業の所得であり、大体において法人

税、所得税の課税標準と同一であるにも拘らず、課税自主権の立前から都道府県が独自に調査決定をする制度をとつている。同一の課税標準を国と地方公共団体が二重に調査決定することは、それを受ける業者にとつて甚だ煩瑣であるのみでなく、そのために種々弊害も生ずるのである。これは国税の課税標準又は国税額を以て事業税の課税標準とすることによつて、事業者の手数を省くとともに、高率であるといわれる地方公共団体の徴税費の節減を図るべきである。

なお、自治庁では事業税を附加価値税の如き内容を有するものに改正しようとする意図があるようであるが、かくの如きは事業税の名目で反対の多い附加価値税を実現しようとするもので、甚だ穏当ではない。

次に償却資産に対する固定資産税であるが、この税は、いわゆるシャウプ勧告によつて創設せられたもので、感前のわが国の租税制度においては行われなかつたものである。この税は土地家屋以外の償却資産に課せられるもので、専ら事業を対象とする点において事業税とともに企業にのみ更に負担を課するものである。事業資産の収益に対し事業税又はその前身である営業収益税、営業税を課する制度において更に事業用資産に対し課税することは、明かに二重課税である。戦前営業税又は営業収益税においては、その税額より営業関係の地租家屋税の納付額を二重課税のゆえに控除していたことと対比すれば尚更そうである。しかも償却資産に対するこの課税はその対象の多様性、その価評の困難性から課税に非常な手数を要するのみならず、地方によつて評価がまちまちで甚だ不公平な結果を生じている。さきに述べた如く企業の基礎が甚だ脆弱である現状において、この煩雑な二重課税は正に悪税であるといわねばならない。よつて地方制度改革に際しこの課税を廃止すべきことを特に要望するものである。

以上の減廃税によつて地方財政の財源は事業税において四百億円、固定資産税において百余億円、合計約五百億円を失うこととなるであろう。そこでその補塡をどうするかであるが、事業税を上述のように軽減すれば、現在課税の対象外となつている農林業が第二種事業税を負担することとしても非常な苦痛となることはないであろう。それによつて、農林関係に対する地方経費が相当部分を占めるにも拘らず、その負担を分任しないという欠陥も是正することができる。その他代り財源として色々な方法が考究されるが、酒税及び専売益金の地方還元が最も適当な方法ではないかと考える。地方財源特に府県の現行税源は普遍性を欠くものが多く、ために都市から生ずる財源で多額を要する農村経費を賄つている実情を考えれば、最も普遍性のある酒税及び専売益金の地方還元が地方財源として極めて適当であるといえるであろう。現在酒税及び専売益金はそれぞれ千五百億円あるから、その一割を地方に還元するとすれば、地方財源として三百億円を見積ることができる。この地方還元に当つて重要なことは、財政自主権を固執して独自の賦課制度を設け、地方徴税費の増嵩をもたらすことがないようにし、正確な資料に基いて公平に国より地方に配付するような措置が講ぜらるべきことである。この還付によつて国の財政に欠陥を生ずることとなるが、一面この両者の増収を図ることによつて補塡することも必要であろう。しかし根本的には地方制度改革の目標として述べた如く、今こそ国及び地方を通ずる行財政の整理を断行することによつて財政の均衡を図るべきであることを特に強調するものである。

㈡ 中小商業振興對策

政府及び政黨へ要望

日本商工会議所では中小企業対策委員会で立案中の中小商業振興対策案が出来たので、要望書として政府及び各政党へ提出した。要望書全文は次の通りである。

中小商業対策に関する要望

わが国の中小商業が、工業部門に対する資材の供給者及びその製品の販売者として、又は消費者に対する便宜の供与者として、わが国経済のうちにおいて極めて重要な役割と地位を占めていることは、周知の通りである。従つて、これらの中小商業に必要な改善を加え、より合理的能率的な機能を果さしめることは、極めて肝要なことといえる。

しかるに、従来の中小商業対策をみるに、その殆んど「微温的又は当面を糊塗するのみに止まつたものであり、注目すべき改善合理化対策の甚だ少いことは、極めて遺憾なことといわなければならない。

よつて、われわれは、各政党並びに政府に対し、今後とるべき中小商業対策に関し、左記の如き意見を開陳し、もつてその深甚なる考慮を強く要望する次第である。

記

一、中小商業対策の基調

われわれの中小商業対策に対する基本的態度ともいうべきものは、あくまで自由且つ公正な競争を原則として、その改善、合理化を推し進めてゆくというところに置かれなければならないと考える。

よつて、次の如きところに対策の基調を置く。

㈠ 合理的経営は、ますますこれを育成助長し、その商業機能の高揚をはかる。

㈡ 商業者の創意工夫、努力、熱意を一層振起せしめ、これによつて、商業相互の自由且つ公正な競争を促進する。

㈢ その規模が中小なるが故に不当に不利益な条件を強いられている中小商業については、その条件を取除き、公正な競争のできるような市場を確保する。

㈣ 合理的な問屋制度又は卸売機構の整備をはかり、信用取引の促進をはかる。

二、中小商業の合理化

㈠ 商店の経営合理化は、商業振興の根本的要件となるものであるから、その合理化を促進するため、小売店経営診断制度の普及、徹底をはかる一方、診断の結果に基く勧告についてその実施の裏付けとして、各般の指導援助措置を講ずる。

㈡ 適正規模経営を目途として商店経営を漸次質的に向上せしめる方途を講ずるとともに、大都市においては、なるべくこれを専門化するように指導する。

㈢ 講習会、講演会等を随時開催し、経営改善並びに商取引促進のための資料の頒布をさらに積極的に行う。

㈣ 商店のP・R運動の展開をはかる。

㈤ モデルストアーの設置を促進する。

㈥ 商店指導者、店員等の養成をはかるため、所要の措置を講ずる。

三、中小商業の協同組織化

㈠ 相互扶助精神による同業者の協同組合組織化のみならず、生産者、問屋を中心とするチエンストアー化についても、その促進に努める。

㈡ この場合小売店のみの横断的協同組合の結成を促進し平面的百貨店の如き有機的機能を発揮せしめたるため、商店街診断をさらに徹底的効果的に行う。

㈢ 専門店会の組織、運営の合理化をはかる。

四、中小商業の金融対策

㈠ 中小商業の特異性に鑑み、関係法令の改正等によつて、不動産金融の途を開くとともにこれに特有の金融制度を確立し、金融の疎通をはかる。

㈡ 小売店経営診断及び商店街診断の結果に基く勧告事項の実施に必要な金融については、これを優先的に確保し得るような措置を考慮する。

㈢ 合理的な問屋又は卸売の機能を強化するため、これらに対する融資について格別の考慮を払う。

㈣ 月賦販売制度を助長するため、これに対する融資の途を講ずるとともに、同制度の健全な発達をはかるため、必要な限度において、その法制化をはかる。

五、中小商業の税務対策

㈠ 中小商業の税負担の過重な現状に鑑み国税、地方税を通じ徹底的な減税措置を講じ、資本蓄積及び合理化を促進する。

㈡ 青色申告をなすものには、所得より一定の割引額の残額に課税する等積極的な特典を与える。

㈢ 納税を容易ならしめるため日掛け貯金等を行う貯蓄組合結成を指導し、その普及、発展をはかる。

六、中小商業関係施設の拡充強化

㈠ 商業専門の研究機関を設置し、常時商業問題の研究を行わしめる。

㈡ 商業指導職員養成機関を増置する一方地方公共団体に属する商工相談所の如きものは、可及的これを民間経済団体に移管するとともに、政府の助成を強化すること等によつて商工相談所その他の民間産業団体の商業指導機能を強化する。

㈢ 商取引の紹介斡旋施設の拡充強化をはかる。

㈣ 商品知識の普及、取引の円滑化をはかるため、商品陳列館、常設見本市会館等の設置をさらに促進する。

㈤ 商業紛争の解決をはかるため、金融機関、経済団体等の関係者よりなる商事紛争調停機関を設ける。

七、その他

㈠ 農業協同組合、官公署又は大企業における消費生活協同組合等の営む商業活動商業的行為（部外者に対する販売行為等）は、正常な商業の発達を阻害するものであるからその制限については、所要の施策を講ずる。

㈡ 労働基準法を中小商業の実情に即応する如く改正する。

◎電話料金値上反対、電話番號簿改編方等の陳情に關する回答

今次値上された電話料金は当初約三十一%の大巾であり、電信電話公社の経営技術の難点を一挙に加入者に転嫁し、然も建設資金に充当されようとするものであり、当会議所はこの値上に反対の意を表明し、必要資金は国家資金及公債にされる様七月二日郵政大臣外関係庁へ陳情書を提出引続き現在の電話番号簿についても索引に煩雑であり、殊に南北版に分冊されていることはかえつて不便で、早急に従来通りに改編される様建議した。これに対し近畿通信局長及奈良電電公社通信部長より左の様な回答に接した。

拝啓　電信電話事業につきましては平素格段の御協力を賜り厚く御礼申上げます。

此度本月二日附御提出のありました一、電話料金値上げ反対陳情書

二、電話番号簿改編に関する建議書

正に拝誦致しました。

ついては右一、の御陳情については御承知通り目下国会におきまして審議中のものでありまして、不日世論にそつた妥当な結論によるものと思われますから御了承を願います。

次に二、の御建議につきましては御主旨肯綮すべきもの多々ある事を卒直に申上げます。

由来番号簿の発行は日本電信電話公社（本社）において全国的に細密な計算計画の基礎に基いて編纂発行を致します関係上、当部の一存によつて編集方針等の改変出来ないのが甚だ遺憾であります。本年度（十月一日発行の予定）電話番号簿の発行計画はすでに年度当初完了の計画に基いて目下着々編集発行の工程が進

捗している次第であります。

当部におきましても北、南部、分冊発行につきましては本県の立地条件を勘案して全県一冊の番号簿の発行方を上局に建議して参りました。右の通り当部の要請にも拘らず昨年度通りの発行決定をされた事は誠に遺憾でありますから次期発行の際は是非合冊発行方を強力に具申している次第であります。

以上の通り当部におきましては可能の限度内において一般の世論にそい得ます様取運んでおりますと共に、此に此度当部宛御提出の件につきましてはその御意趣は内規に従つて上達致しましたから御了承をお願い致します。

敬具

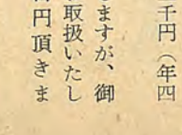
昭和二十八年七月二十日

日本電信電話公社
奈良電気通信部長
江東利保

奈良県商工会議所
会頭　吉川島次殿

炎暑の折から愈々御繁多のこと、存じます。平素電話に関し格別の御配意を戴き厚く御礼申上ます。

過般電話番号簿の編集に関し色々御教示を賜り恐縮に存じます。電話番号簿の編集につきましては種々改正を加え利用者の御要望に添うべく鋭意努力致して居りますが、多数の利用者の御満足を得るにはなお相当改善の余地もあり一層検討を加え皆様に御活用願えるものに致したいと存じます。



今回御注意下さいました諸点につきましては、本年度は既に現在のものと概ね同様のものを発行する方針で昨年来諸準備を終えて居りますので直ちに御要望に添い難い実状にありますので御諒承を得たいと存じます。来年度の編集につきましては、合冊の点等につきましても充分検討し、出来得る限り御要望に添つた番号簿とする様準備を進めて居ります。

なお番号簿の索引を容易にする為には加入者名義に代えて一般に知られた、ひき易い名称、屋号等の掲載、また必要に応じ二つ以上の名義を掲載する特殊掲載制度を設けて御利用を願つて居ります。今後共番号簿の改良のため御忌憚なき御高示を下さる様御願い致します。

右御回答申上げます。

昭和廿八年八月十二日

近畿電気通信局長
横田信夫

奈良県商工会議所
会頭　吉川島次殿

（二十二頁より）

お客様てす

受話器を外す時は、お客様が店に入つて来た時と同じで、「いらつしやいませ」の気持でかかることです。

電話器は一個の機械にすぎません。でも、その機械の向うには、生きた大切なお客様が居ります、電話がかかつたら。先方から言われない先に「ハイ○○です」と名を告げることが相手に好感を与え、お客様をそらさないコツですし、礼儀です。

これが、先ず相手の胸の中へとけ込んで行く第一歩で外国では電話のエチケットとして必ず実行されているそうで、ほんとに気持のよいものです。

◇商取引のあれこれ

当会議所へは、毎日全国各地からいろ〳〵な照会があります。当所では一々会員の中から（時には非会員でも）選択して夫々返事を出しています。

会員の方も他府県へ売込みたいもの、買入れたいものあれば遠慮無く御申出下さい。

そして会議所を全面的に御利用になることです。

◎投稿歓迎

会議所に対する、御意見や、御注意は勿論、随筆、論文、笑話、其他のコントなど、なんでもどし〳〵御投稿を歓迎いたします。

○宛は奈良県商工会議所業務課商工だより編集部宛。

○採、否掲載順などはお任せのこと。

○紙上匿名は御随意ですが、原稿には必ず、住所氏名年齢を御明記のこと。

——☆——☆——

◎廣告規定

本誌は、県内は勿論、全国各地へ配本して居りますので、信用あるお店を御紹介のため、左の規定に依り広告を取扱つて居ります。御希望の方は御申込下さい。係員参上致させます。

一、四分の一頁　一カ年五千円（年四回発行）

二、一カ年契約を原則としますが、御都合で、一回限りでもお取扱いたします。此料金は壱千五百円頂きます。

三、掲載場所の御指定は三割増しであります。

◇会議所最近の動き

久しく停滞した朝鮮休戦も漸く成立して極東の空には平和が蘇つたかに見えるが米国務長官ダレス氏の訪日を契機にM・S・A問題を中心に再武装問題がクローズアップされて来たことは何を意味するであろうか。

このことが我が国経済にプラスするか、マイナスとなるかは兎に角、一応今までの跛行的経済より脱却して正常経済に指向し、我が経済の在り方に厳密な修正を加うべきであるにも拘らず我が国経済の現状は果して如何、貿易は興らず消費は殊に繁く、物価は横這いの中にも騰勢を仄かし、加えて打ち続く水害に打ちひしがれて我が国経済の前途は容易に楽観を許さない。時恰も商工会議所法も改正され、国家経済発展のため会議所の担う役割は益々重且つ大となつて来るが、以下当所最近の活動を綴つて会議所紹介の一端とする。

○専門委員正副委員長決定

第五期議員の選出を終つた当所では、この程これら新議員を中心とする専門委員を決定したので六月十一日より逐次委員会を開催して次の通り夫々正副委員長を決定、今後専門事項に関し強力な活動を開始することゝなつた。

（上段正委員長、下段は副委員長）

総務委員会	奥村正信、	秋田忠次郎
工業〃	福村幹男、	植田喜太郎
商業〃	由井幸男、	吉川善之助
金融〃	杉山嘉一、	飛鳥井重春
税務〃	近東義則、	大橋重雄
観光〃	谷井友三郎、	大橋重雄
	阪田勇	

○青色申告説明会の開催

当所ではかねゝ〳〵青色申告制度の普及撤底に力め来つたが今回この制度が簡略化されたのを機会に六月十二日奈良税務署と共催して説明会を開催、当日講師として中島直税課長出席され新制度の利点や帳簿記入法等に就いて縷々説明され、終つて質疑応答を行い、参会者に稗益する所大であつた。

因に先頃結成した本所内の青色申告会は現在会員二十数名、月例会に或は帳簿の実地指導に着々成果を収めている。

○経済講演会の開催

六月二十日、当所では共同通信社経済部長渡辺孟治氏を招聘して「最近のヨーロッパ事情」に就いて、講演会を開催した。同氏は最近帰朝されたばかりで生新しいヨーロッパ事情に就いて熱弁をふるわれ、聴衆に多大の感銘を与えた。

○第十八回珠算能力検定試験の施行

六月二十六日恒例の珠算国家試験—珠算能力検定試験—を実施した所、当試験開始以来の多数の受験があり、次の通り好成績を収めた。

	受験者数	合格者数	合格率
一級	三一名	五名	一六・一%
二級	一二六名	一二名	九・五%
三級	四二九名	一九四名	四五・二%
計	五八六名	二一一名	三六・一%

○電話料値上げに反対

曩の国会で電話料値上げ案が上程せられたがこの案は公衆電話一〇〇%、基本料金二七%、市外通話三一%の大幅値上げであつて現在の商工業者の経済事情を無視し、到底その負担に堪えられないので本所としても断乎として之に反対し、七月一日郵政大臣その他関係諸官庁、県選出国会議員宛陳情書を送付して、反対運動を展開した。因に本案は国会に於て審議の結果平均二五%の値上げに留つたことは周知の通りである。

○電話番号簿の改編を要望

現在の電話番号簿は索引に難しく且つ誤謬が多く日常使用に当つて不便を唱つているのが実状であるが、この点に鑑み当所では七月三日総務委員会の決議を経て、これが改編を要望した。因に本所の指摘した主なる欠点は次の通りであるが、右に対し当局よりは可及的速に期待に応える旨好意ある回答が寄せられた。

（詳細別掲）

一、屋号だけで名称のわからぬ時又はその逆の場合の判定に苦しむ

二、広告欄の紙面が多く、広告本位の感が濃厚である。

三、本県の如き加入者少数地区に於て南北分冊は妥当でない。等々

○商工会議所法案通過国会議員宛協力を要請

懸案の同法案は七月十三日国会へ各派共同提案として提出され同二十三日衆議院、二十七日参議院で夫々可決成立したが、これより先本所では本県選出国会議員宛同法案の国会通過に尽力を要請する旨打電した。

○工業委員 枚方変電所を見学する

編成を新にした当所工業委員会では七月二十日工場見学をかねて委員会を開催した。参加者福村委員長外十数名、一行は二時半バスにて京街道を驀に一路枚方変電所に向い、途中南に折れて四時目的地に到着する。同変電所は広袤三万坪、電圧25万V、世界第三の規模を有し、数億の巨費を投じて近代科学の粋を集め、流石関電御自慢のものだけあつて各委員たゞ〳〵驚歎するばかりであつた。五時同所を辞去、富雄寧楽荘に帰つて委員会を開き、委員会は今後隔月に開く等運営方針を協議して七時無事散会する。

○簿記会計講習会終講す

前二回奈良市に於て開催した講習会を今回は今まで地理的に不便であつた南和、吉野地区方面の人々の利便を計つて次の通り大和高田市で開講、五月十八日より二カ月の長きに亘つた講習会も七月二十二日無事終講した。今次の受講生は計五十五名、最年長少十五才、最年長四十三才、男女を通じて二十才代が最も多く、その職業は商工業事務員四十二名が圧倒的に多く中堅実務員の養成に効果があつた。

一、会　場　大和高田市立公民館

一、科目と講師

1、簿記と会計実務　元大阪商大教授　奈良短期大学教授　町野二郎先生

2、所得税の実際　葛城税務署直税課長　延藤肇氏

3、法人税の取扱方　同　法人係長　安田希典氏

○奈良交通ストに望む！

賃上げ又は特別手当問題にからむ私鉄ストは今では年中行事の如く慣習化されて一般の顰蹙をかつているが七月二十六日又々私鉄スト決行の気配が濃厚となり、奈良交通もこれに同調を伝えられたが同社は地元業者であるだけ県民の蒙る有形無形の被害は計り知れないものがあり、本所ではこの点に鑑み、殊に先頃の水害に全県あげて復旧に腐心している折柄、社会公共福祉の為め互譲の精神を発揮され円満な解決を計られるよう七月二十三日労資双方に要望する所があつたが幸い労資の協調よろしくストは決行寸前に回避されたことは、県民のために誠に喜ばしいことであつた。

○第二十二回珠算地方検定を施行

近時県下珠算熱の勃興は凄じいものがあり、当所でもこれに応えて講習会に或は能力検定に珠算の振興に力めているが、今回も六月の全国検定に引続き七月二十六日奈良、桜井、王寺、高田、御所、二上、大淀の各地区に於て下級検定を実施したが生憎の私鉄ストのため予定数を割つたことは残念であつた。尚これに附随して八月七日奈良少年刑務所に於ける出張検定も行つているが、彼等の中には実務社会に復帰してから再出発に役立てゝいるものも多いとかで当局から感謝されている。

因にその成績左の通り、

準三級より八級迄　受験者四十九名、合格十五名、合格率三一%

○役員会の開催

七月三十日役員会を開催、曩に監事会の監査を得た左記事項に関し審議の上、可決承認した。

一、昭和二十七年度事業報告書並決算書審議の件

○会議所の宣伝カー街頭に乗り出す 中元大売出しに会議所の協力

県下各地の商店街では八月初旬一斉に中元大売出しを開始したが本所ではこれとタイアップして八月一、二日の両日、宣伝カーを各地に繰り出し、「中元のお買物はもよりの商店街へ」と銘打つた宣伝ビラ十万枚を撒布して大いに顧客の誘致にこれ力めた。この為か今まで大阪のデパートに奪われていた客足を喰い止めるのに大いに効果があり、本年の中元売出しは昨年度の二三割増の売上げがあつた模様で好成績であつた。

○蚊帳部会発足す

部会の結成は吉川会頭就任以来の念願であつて事務局でもその実現に着々準備を進めていたが七月二十八日蚊帳織物業者の参集を求めて成案を得たので、八月十日先つモデル部会として蚊帳部会を結成、当日の出席者三十七名、正副部会長の選出、部会運営方針の検討等を行い和にスタートした。因に正副部会長は次の通りである。

部会長	植田喜太郎氏
副部会長	岡本清作氏
同	秋本喜一郎氏

尚メリヤス部会でも八月十七日結成準備会を開いて、その促進に力めているので近く発足するものと期待されている。

○店頭装飾コンクールを後援

県商店街連盟主催、県及当所後援の店頭装飾コンクールは折からの中元売出しで賑う商店街を対象として八月一日より予選を行い、夫々優秀店舗を決定したので八月十三日最後の審査を行い、次の通り栄ある優勝店舗を決定した。

第一位	知事賞	いと文商店（奈良市）
第二位	県議会議長賞	堀内商店（丹波市町）
第三位	会議所会頭賞	西村洋服店（大和高田市）
第四位	連盟会長賞	金井呉服店（桜井町）

○関西本線の早急復旧を陳情

八月十四日南山城を襲つた豪雨は一瞬にして幾多の生命を奪い、未曾有の災禍

をもたらしたがその後当局ではその復興に懸命の努力を傾けているもゝ、何分被害が意外に大きかつたので未だ遅々として渉らず成行きを憂慮されている。わけても交通機関の復旧は災害地の復興に影響する所大きく、その復旧の一日も早からんことを希永する声が喧しく、当奈良市としても秋のシーズンを目前に控え観光客の輻輳を予想される折柄この儘では業者の死活問題でもあるので八月二十五日当所では市並に業者代表と共に、大阪天王寺鉄道管理局に西坂局長を訪い、関西線の早急復旧に関し陳情した。これに対し西坂局長よりは「目下全力を挙げて工事中であり、九月末までには全通するよう努力したい」旨好意ある回答を得た。

○県物産観光展の開催
北海道札幌にて

当所では県市と共催で十月七日から六日間札幌市で物産展を開くことゝなり、この程出品者の募集を行つた。この物産展は県物産の北海道進出を目的としたもので、特に見本取引希望者には別途斡旋も用意され、その成果を期待されている。

一、会　場　札幌市今井百貨店
一、会　期　昭和二十八年十月七日
　　—十一日迄

○ハイヤーのメーター制に依る料金再検討方申し入れ

去る八月七日開催の当所役員会に於いて本年五月より実施されたハイヤーの料金メーター制は以前と比し、高額となる為一応近府県の実情を調査し他都市に比較し高額の場合は観光都市たる本県の特殊事情に鑑み再検討方を申入れるとの決議を見たので直に調査に着手した結果、基本料金等に付相当高額と思われるので八月二十四日奈良県旅客自動車協会々長鈴木角一郎氏宛現行料金を再検討され旅客事業を通じ本県発展の為善処方の要望書を提出中のところ、この程左記の通りの回答に接した。（以下其の要旨）

記

一、旅客乗用車にはハイヤーとタクシーの二種あり大阪京都の様な所謂「流し」をタクシーと云い、電話其の他に依り営業所より指定の場所に配車するのをハイヤーと云い、本県の如き地理的環境にはハイヤーとして存在し従つて配車料金か一部含まれる点及短距離の割高、遠距離の割安現象に付ては該協会としても再三緊急総会等を開催された結果、現行の大型を（基本料一粁一〇〇円一九四〇年以前のものは大型であつても八〇円に修正方を陸運局へ申請中であり追つて認可の見透しであり、之に依り実質的には大衆車は基本料金に於いて二割の格安となる。

今後の見透しに付ては絶えず時代に適応した料金の改訂に留意する旨の確約を得た尚当地の如き衛星都市に於いては定額料が妥当であり、又そうなるものとの事であつた。

民法に依る社団法人でしかない。今の商工会議所も、曩の特別国会で、共産党を除く各政党の共同提案という形で、特別法に依る特殊法人としての性格を与えられ、一定のレベル以上の商工業者を強制的に登録するとか、各種の税金を免除するとか、政府や行政庁の仕事の一部を委任するとか、技術、技能の検定を行うとか、信用調査を行うとか、其他国際的なこと、或は観光事業も行うなど、法律にはつきり明定せられたので、新法に基く組織の強化と共に、いよ〳〵本格的な活動に入らなければなりません。斯うなりますと、会員各位とは勿論、そうでない一般商工業者の方々とも何かと連絡することが多くなります。従いまして本誌のもつ使命も亦必然的に重きを加えて参ります。

さて本号には本県産業教育に重い使命を負つて頂いています県立短期大学の武田学長先生の「奈良に対する御感想」。奈良県家庭薬の権威後藤薬事指導所長さんの「薬と税」。労働行政の元締光森基準局長さんの「大和のうしろ姿」。中小企業金融のエキスパート津国国民金融公庫支所長さんの「窓口から観た御感想」。同じく、信用保証協会小山専務さんの「御所見」など、県下商工業振興に御活躍の皆様方の玉稿を賜りまして誌上を飾ることが出来ました。

号を重ねるに従い益々充実して行きたいと考えて居りますが何分乏しい者がやつて居ります。大方諸彦の御指導、御鞭撻によるの外はございません。K生

昭和二十八年九月二十日印刷
昭和二十八年十月一日発行
編集兼発行人　奈良市東向中町六　中村貞三
印刷人　奈良県山邊郡丹波市町　岡島善次
印刷所　奈良県山邊郡丹波市町　天理時報社
発行所　奈良市東向中町六　奈良県商工会議所
電話奈良代表六〇七五
定価一部　五十円（送料共）

メリヤス・布帛製品
タオル製造販賣
戸口繊維工業株式會社
取締役社長　戸口健次郎
本社工場　奈良県生駒郡郡山町高田　電話郡山（二）一一九一番
織布工場　奈良県生駒郡郡山町南郡山　電話郡山八一一番
分工場　奈良県生駒郡郡山町南郡山　電話郡山九三番

東亞製綱株式会社
本社及麻綱部工場　奈良県五条町　電話五条一三八・一三九番
マニラロープ
捕鯨網其他
紡績部工場　奈良県御所町　電話御所二七〇・五二三番
綿糸・撚糸
大阪営業所　大阪市南区末吉橋通四丁目一六ノ一新橋ビル新館六階　電話船場二三七三番
北海道連絡所　函館市仲浜町二一五

トラックの御用命
お荷物の運送は通へ
奈良市油阪町（国鉄奈良駅前）
日本通運株式會社奈良支店
支店長　竹田久治
電話奈良自四七六一番至四七六五番（代表）
サービスは我社のモットー

営業種目　食料品加工用繊維品、綿織ベルト、コンベヤーベルト、醸造用研磨用袋織、其他帆布、厚織物等製造
前山厚織工業株式会社
取締役社長　前山誠逸
奈良県吉野郡下市町大字下市二九四
電話下市一〇三番（事務所）二六一番（工場）

各種印刷製本
天理時報社
奈良縣丹波市町四七一
電丹波市四七一

味が自慢・春日テレの洋食

（いろは順）

日本勧業銀行奈良支店
住友銀行奈良支店
南都銀行
三和銀行奈良支店
協和銀行奈良支店

鐵鋼金物 株式会社 ひのり商店

本店 奈良市今小路町 電話奈良二一二七番
出張所 近鉄油坂駅前 電話奈良二八七六番
ボールト、ナット製作・ひの利商店鐵工部

綿糸布製造

大日本紡績株式會社 高田工場

工場長 伊藤槐三

大和高田市幸町 電話高田八〇〇～八〇三

営業種目 煙草苗床用特殊加工苗育布 煙草苗床用苗育布 寒冷紗其他各種綿布 製造販賣

和洋織物株式会社

取締役社長 廣田義雄

大和高田市三倉堂七八八 電話高田（一一）一七四番 一七五番

入木筆本舗
書家用・学校用
画家用・事務用 筆墨製造卸

草可博文堂

草可秀雄

奈良県郡山町私書函第四號 電話三六〇番 振替大阪五二一八六番

蚊帳、繃帯、ガーゼ 其他薄織物一般 製造輸出

吉川産業株式會社

本社 大阪市東区北久太郎町一ノ一八 電話船場二一六〇三一四番 二三八七一八番
工場 奈良市肘塚町一三八番地 電話奈良六、〇九五・六、〇九六番

弁天印蚊帳製造

植田蚊帳株式会社

営業所 奈良市肘塚（カイナヅカ）町一一一 電話奈良三一七三番

印 胃腸良剤

鯛

増田胃腸丸

奈良縣高市郡新沢

増田製薬株式會社

電話天満一番・三一番

關西電力株式會社 奈良支店

支店長 福村幹男

電話奈良 自四九三一 至四九三六番

Toshiba

マツダ

二重コイル

マツダランプ

東京芝浦電気株式会社代理商

東芝商事株式会社

奈良營業所

奈良市今辻子町20ノ2

電話 6456・6457

奈良トヨタ自動車株式會社

外観・機構の一新した
新トヨダトラック・トヨペット
純正部品と附属品・ヨコハマタイヤー
各種自動車の修理と更生

本社・奈良市杉ヶ町三〇（国道筋）
電話奈良 自四九〇一 至四九〇三番

高田出張所・大和高田市大道二丁目
電話高田七九七番

奈良県磯城郡桜井町戒重

西垣林業株式會社

取締役社長 西垣愛太郎

電略「ナラサクライ」ニシリン

電話桜井 五五五番 五五六番 五五七番

社長宅及夜間用 五五八番

名古屋営業所

名古屋市瑞穂区桃園町七番地

電話瑞穂一〇九三番

株式・公社債・貯蓄債券

江口證券奈良投資相談所

友愛證券

奈良市東向南町二十九番地

（但南都銀行本店北隣）

電話二二五〇・六二五五・六二五六番

◎火災保険の御用命は

大和經濟倶樂部員

大阪住友海上火災保険株式會社
奈良出張所
奈良四二三八番

同和火災海上保険株式會社
奈良出張所
奈良二四九八番

東京海上火災保険株式會社
奈良営業所
奈良四一八九番
（五十音順）

ニッサン ダットサン

ニッサン・ダットサン新車販売
外国自動車登録販売店
各種部品、テスター機器類
自動車二級重整工場

奈良日産自動車株式會社

取締役社長 竹村政太郎

奈良市油阪町一番地

電話奈良 自四六九一番（代表） 至四六九三番

墨

奈良

古梅園

登録商標 中華民國

JC

会株
社式

北辰電機製作所奈良工場

奈良市南京終町二〇一番地

電話六三〇一—二

MANUFACTURERS & EXPORTERS

OF ALL KINDS OF

IMITATION PEARL,

SEED BEAD & OTHER

GLASS BEAD NOVELTIES.

KOYO PEARL MFG. CO., LTD.

277 TAIMA, TAIMA-MURA

KITAKATSURAKI-GUN

NARA-PRE., JAPAN

TELEPHONE: NAGAO 29



シルバーフォックス

ウヰスキー

東和醸造